

第4節 こども未来部幼保企画課

1 施設給付費等

(1) 概要

【私立保育所関係】

事業の名称	保育実施費		
所管部署	幼保企画課		
事業開始年度	平成27年度 ※子ども子育て支援新制度移行年度		
事業の内容	子ども子育て支援法に基づき私立保育園に支払う給付費		
財源	子どものための教育保育給付費交付金 ①国：負担基本額(公定価格-国基準徴収金額)×1/2 ※満3歳未満は60/100 ②県：負担基本額(公定価格-国基準町有金額)×1/4 ※満3歳未満は20/100 ③保護者負担金 ④市：事業費総額-①-②-③		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額(千円)	3,841,089	3,994,669	3,995,792
決算額(千円)	3,801,825	3,987,334	4,228,226
当初予算額と決算額との差額(千円)	39,264	7,335	▲232,434

※令和6年度の予算額と決算額の差異は、主として、令和6年度の人事院勧告による人件費の大幅アップによる公定価格の上昇により、前年度公定価格による当初予算を上回ったことによる。

【私立保育所関係】

事業の名称	休日保育事業費		
所管部署	幼保企画課		
事業開始年度	平成27年度 ※子ども子育て支援新制度移行年度		
事業の内容	就労等により日曜・祝日に家庭での保育が困難な児童に保育を行う施設に対する給付。		
財源	子どものための教育保育給付費交付金 国1/2 県1/4 市1/4 職員の休日手当補助部分については市のみ		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額(千円)	9,351	9,408	9,239
決算額(千円)	9,133	8,947	9,829
当初予算額と決算額との差額(千円)	218	461	▲590

※私立での休日保育は一園のみ。本事業費については、当該園の給付費計算の中「休日保育加算」分を選りだしたものである。

【私立認定こども園】

事業の名称	私立認定こども園給付費		
所管部署	幼保企画課		
事業開始年度	平成27年度 ※子ども子育て支援新制度移行年度		
事業の内容	子ども子育て支援法に基づき私立認定こども園に支払う給付費		
財源	子どものための教育保育給付費交付金 ①国：負担金基本額（公定価格-国基準徴収金額）×1/2 ※満3歳未満は60/100 1号は（100-25.1）/2=37.45% ②県：負担基本額（公定価格-国基準徴収金額）×1/4 ※満3歳未満は20/100 1号は（100-25.1）/4+25.1/2=31.275% ③市：総事業-①-②		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	1,510,866	1,499,611	1,590,750
決算額（千円）	1,389,234	1,439,557	1,695,039
当初予算額と決算額との差額（千円）	121,632	60,054	▲ 104,289

※1 令和4年度の予算額と決算額の差異は、主として、全体の子ども数減少の中、認定こども園を利用する子どもが当初予定した数より下回ったことによる。

※2 令和6年度の予算額と決算額の差異は、主として、令和6年度の人事院勧告による人件費の大幅アップによる公定価格の上昇により決算額が、前年度公定価格による当初予算を上回ったことによる。

【私立幼稚園】

事業の名称	私立幼稚園給付費		
所管部署	幼保企画課		
事業開始年度	平成27年度 ※子ども子育て支援新制度移行年度		
事業の内容	子ども子育て支援法に基づき新制度へ移行した私立幼稚園に支払う給付費		
財源	子どものための教育保育給付費交付金 ①国：負担金基本額（公定価格-国基準徴収金額）×1/2 ②県・市：（公定価格-国基準徴収金額）×1/4+地方単独費用分		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	130,720	643	107,407
決算額（千円）	898	937	63,947
当初予算額と決算額との差額（千円）	129,822	▲ 294	43,460

※令和4年度の予算額と決算額の差異は、新制度へ移行する幼稚園の移行予定が延期されことによる。

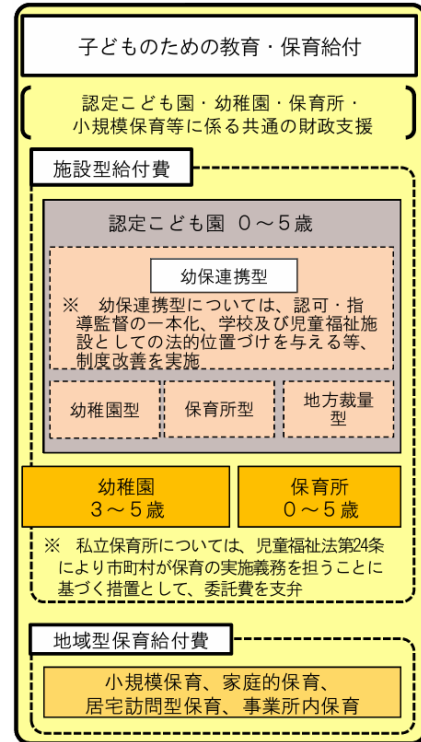
【地域型保育施設給付費】

事業の名称	地域型保育施設給付費		
所管部署	幼保企画課		
事業開始年度	平成27年度 ※子ども子育て支援新制度移行年度		
事業の内容	子ども子育て支援法に基づき地域型保育施設に支払う給付費		
財源	子どものための教育保育給付費交付金 ①国：負担基本額（公定価格-国基準徴収金額）× 1/2 ※満3歳未満は60/100 ②県：負担基本額（公定価格-国基準徴収金額）× 1/4 ※満3歳未満は20/100 ③市：事業額が①と②を差し引いた額		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	1,004,548	1,017,836	1,007,770
決算額（千円）	889,189	919,839	887,143
当初予算額と決算額との差額（千円）	115,359	97,997	120,627

※各年度の予算額と決算額の差異は、主として、全体の子ども数の減少の中、地域型保育施設を利用する子どもが当初予定した数より下回ったことによる。

(2) 総論

子育てについては、第一義的には「子どもは親、保護者が育むことが基本」としながらも、子どもとその家庭を取り巻く環境が大きく変化している中、平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定され、これに基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から本格的にスタートした。その際、従来バラバラに行われていた認定こども園、幼稚園、保育所などに対する財政支援のしくみを共通化し、「施設型給付」と「地域型保育給付」が創設された。



(出典：こども家庭庁「子ども・子育て支援新制度の概要」)

子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われる（施設・事業者が代理受領）。

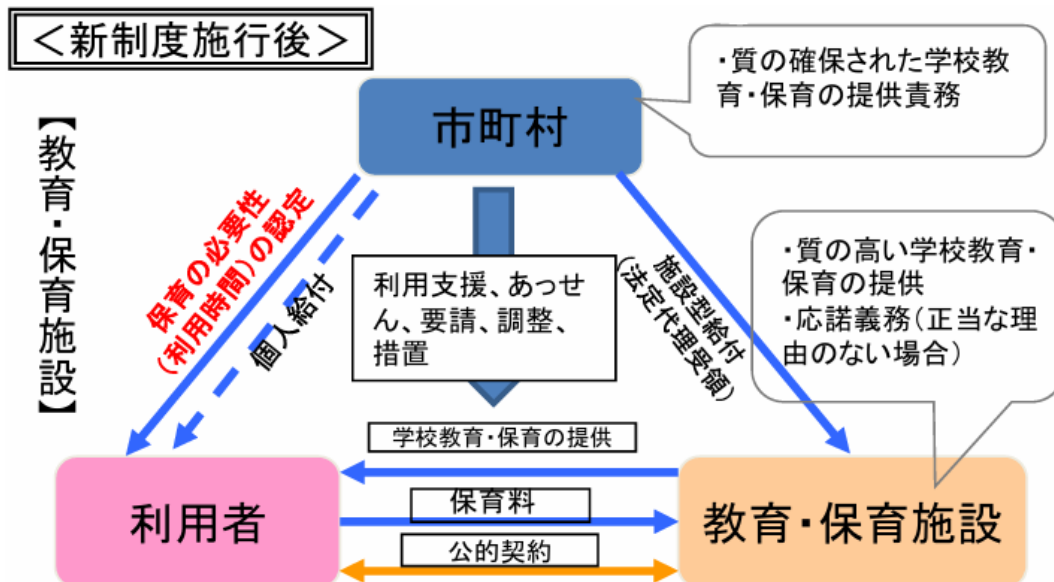
《認定区分と給付内容》

認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、給付を受けることとなる施設・事業
満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの(1号認定子ども) (第19条第1項第1号)	教育標準時間 (※)	幼稚園 認定こども園
満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(2号認定子ども) (第19条第1項第2号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(3号認定子ども) (第19条第1項第3号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

(出典：こども家庭庁「子ども・子育て支援新制度の概要」)

また、新制度移行後の給付等は次のように行われこととなった。施設型給付については、保護者に対する個人給付を基礎としつつも、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、居住市町村から法定代理受領する仕組みとされ、地域型保育給付も同様である。なお、児童福祉法第24条において、保育所における保育は市町村が実施することとされていることから、私立保育所における保育の費用については、施設型給付ではなく、従前制度と同様に、市町村が施設に対して、保育に要する費用を委託費として支弁されることとされているが、給付費の計算方法は施設型給付と同様である。

《新制度移行後の給付等》



(出典：こども家庭庁「子ども・子育て支援新制度の概要」)

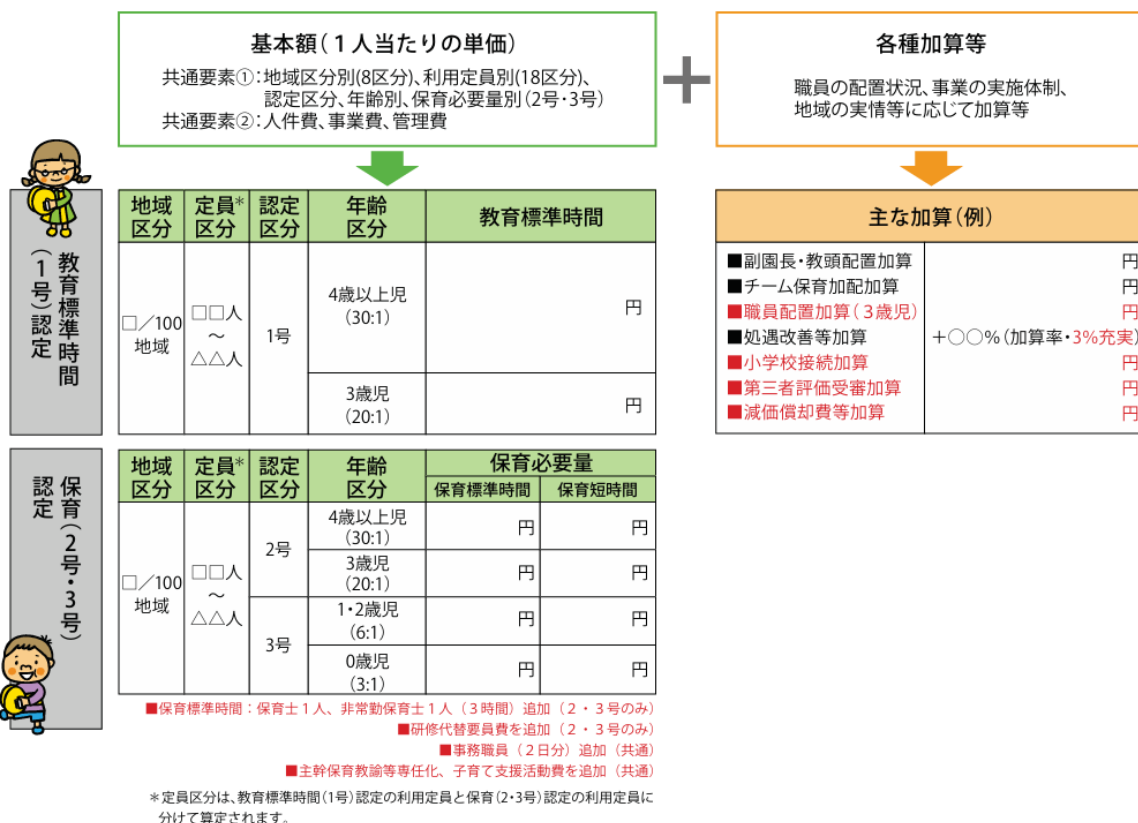
さらに、国は平成26年度以降、幼児教育の無償化を段階的に進めてきたが、令和元年10

月から、幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児の子ども、及び左記施設を利用する住民税非課税世帯の0歳から2歳児の子どもを対象に、幼児教育・保育の無償化をスタートしている。

市の私立の対象施設は、直近で認可保育所（34施設）、認定こども園（12施設）、新制度移行幼稚園（1施設）、地域型保育施設（22施設）があるが、給付費計算は同様の形式で行われ、内容は以下のとおりである。

- ① 計算に当たっては、子ども家庭庁の公定価格表を適用するために、地域区分（福島市はその他の地域）、定員区分、認定・年齢区分（標準時間あるいは短時間ごと）ごとの各月初日時点の在籍園児数、各公定価格に乗ずる加算率（職員一人当たりの平均経験年数に応じた率と賃金改善率の合計）、処遇改善等加算を適用するための各職員数、各施設での加算項目の情報等が必要となる。
- ② なお、園児の年齢別配置基準を下回る職員の配置状況、定員を恒常的に超過する等の場合給付額は減額される。
- ③ 公定価格のイメージ図は以下のとおりである（認定こども園の場合）。

《認定こども園の公定価格のイメージ》



（出典：子ども家庭庁「施設型給付の概要と仕組み」）

- ④ 基本額、加算額の内容は以下のとおりである（認定こども園の場合）。なお、公定価格加算項目以外の市独自の加算項目はない。

《認定こども園の基本額、加算額》

項目	内容
基本額	事務費（人件費や管理費）や保育材料費等の事業費からなり、定員区分ごとに公定価格が決まっており、在籍園児数をかけ算定される。また、人件費については、絶対必要配置職員構成を満たしていることが前提である。
基本加算部分	処遇改善等加算、副園長・教頭配置加算、学級編成調整加配加算、3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算、講師配置加算、チーム保育加配加算、通園送迎加算、給食実施加算、外部監査費加算、休日保育加算、減価償却費加算、賃借料加算、夜間保育加算、副食費徴収免除加算があるが、定員区分ごとに公定価格が決まっており、在籍園児数あるいは対象職員数をかけ（そこに加算率をかける場合もある）算定される。
特定加算部分	療育支援加算、事務職員配置加算、指導充実加配加算、事務負担対応加配加算、冷暖房費加算、施設関係者評価加算、除雪費加算、降灰除去費加算、高齢者等活躍促進加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算があるが、在籍園児数あるいは対象職員数をかけ（そこに加算率をかける場合もある）算定される。

（出典：市の「給付費に係る加算について」より監査人が作成）

次に、担当課での給付費支給までの事務の流れは概ね以下のとおりである。

- ① 市の子ども・子育て支援システムMISALIOを使用し、同システムで給付費等も計算しており、その結果は「給付費（過誤）試算総括表」にまとめられ、毎月施設に支払われるが、公定価格は、一旦前年度のものを使用する。
- ② 7月、12月、3月に、園児数や職員数が記載された「職員配置状況確認票」が各施設から送付されてくる。また、給付費の加算申請は主として7月に行われ、その審査結果は「加算通知書」にまとめられる。
- ③ 担当課では4名で対応している。月次では、月ごとの総括表の作成と送付に2時間、伝票作成と確認に2～3時間程度を費やしているが、多数ある施設との事務のやり取りがメールによっており煩雑となっている、とのことである。
- ④ 「給付費（過誤）試算総括表」作成の正確性については、前述の「職員配置状況確認表」や「加算通知書」を見ながら、入力の正確性を確認している。また、各施設の人員の入力資料の正確性については、健康福祉部福祉監査課が指導監査で、提出された「職員配置状況確認表」の実績を、園にある在園児名簿、職員のシフト表、出勤簿等により確認している。さらに、給付事務の部分に関しては、担当課の方で3年のローテーションで施設に出向き確認している。
- ⑤ 毎月の計算結果は、新年度当初に、主として当年度の公定価格による過誤計算を行った上で確定し、内部決裁後、各施設に通知し精算する。増額の場合は、請求書を提出して

もらい支払い、減額の場合は、年度末の精算額から調整、又は納付書にて返還してもらう。

(3) 監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
関係者へのヒアリング、関係書類を閲覧し、給付の申請、決定、支払等の手続が定められた手順に従い適切に行われているかを確認した。	関係者へのヒアリング、一連の資料を閲覧した結果、必要とされる書類は徴求されており、手続は定められた手続きに従い適切に行われていることを確認した。
関係者へのヒアリング、関係書類を閲覧し、給付費等の算定及び支払時期は適切かを確認した。	関係者へのヒアリング、一連の資料を閲覧した結果、給付費等金額は手順どおりに算定、支払われていることを確認したが、監査の過程で、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 今後の給付費の計算について((4) 監査の結果 ①【意見】) ➤ 特定加算項目について((4) 監査の結果 ②【意見】)

(4) 監査の結果

① 今後の給付費の計算について【意見】

現在、市は令和8年7月からの導入を目指し、こども家庭庁が提供する保育業務施設管理プラットフォームの導入を検討している。このフォームによると、給付・監査事務において、保育施設等とのやり取りがオンライン化され、一度入力した情報の再入力も不要となる。また、公定価格に係る給付情報の自動計算・審査機能を実装する等により、自治体及び保育施設等の業務負担を軽減することとされている。個人情報の管理の問題、各施設への導入への指導等適切に行いながら、スムーズな導入を行うことが望まれる。

② 特定加算項目について【意見】

特定加算項目の中に、ア「小学校接続加算」、イ「施設関係者評価加算」、ウ「第三者評価受審加算」がある。アは、幼児教育において育まれた資質・能力が小学校以降の生活や学習の基盤となることから、施設と小学校が連携して子どもの切れ目のない成長の上で重要と考えられるが、直近での保育所、認定こども園等は47施設あるが32施設で実施している。

また、イは、施設の自己評価と保護者等の他者評価を組み合わせることで施設に気付きを促し、また、ウは、外部の専門機関等による客観的評価により、共に、より質の高い保育サービスを提供していく契機となることから重要と考えるが、イについては前述の施設中直近で3施設で実施、ウに至っては、5年に一度行うものとされているこ

ともあるが、平成 30 年以降、同一法人の 6 施設が行ったのみとなっている。

いずれも、重要と考えられるため、市として、より多くの施設が行うことを指導・推奨していくことが望まれる。

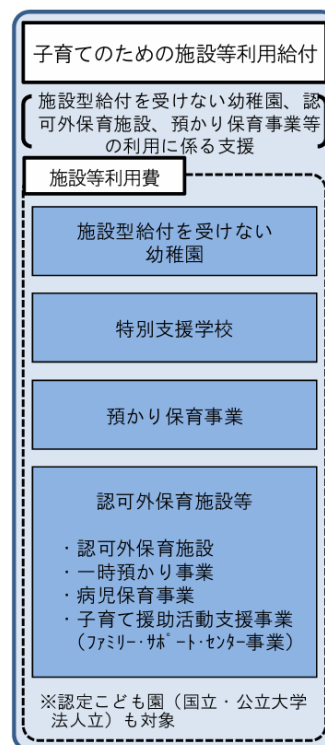
2 私立幼稚園利用給付費

事業の名称	私立幼稚園利用給付費		
所管部署	幼保企画課		
事業開始年度	令和元年度		
事業の内容	子ども子育て支援新制度へ移行していない私立幼稚園のうち、市の認定を受けた幼稚園を、支給要件を満たした市の認定を受けた児童が利用した際に、施設へ支払う子育てのための施設等利用給付。		
財源	子育てのための施設等利用給付費交付金 国1/2 県1/4 市1/4		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	526,814	519,339	452,674
決算額（千円）	518,340	474,999	396,248
当初予算額と決算額との差額（千円）	8,474	44,340	56,426

(1) 概要

新制度に移行していない幼稚園等についても無償化の対象となるが、利用料は月額 25,700 円を上限として無償化となる。市の各私立幼稚園からの請求は全て、「現物給付」（保護者が施設に対し無償化分の利用料を支払うことなく、代わりに市が施設に対し無償化分を給付する方法）が採用されている。支払時の請求書には、市の審査及び支払にあたり、同意事項として「実際の利用状況等について市が認定保護者に確認すること」及び「利用料の支払状況を市が認定保護者に確認すること」の記載があり、不正受給に対する一定の牽制効果があるものと思われる。また、給付事務に関しては、担当課の方で 3 年のローテーションで施設に出向き確認している。

なお、施設等利用給付は、施設型給付の対象とならない施設等になされるが右図の施設等がある。



（出典：こども家庭庁「子ども・子育て支援新制度の概要」）

(2) 監査要点及び実施した手続並びに実施結果

実監査要点及び施した手続	実施結果
関係者へのヒアリング、関係書類を閲	関係者へのヒアリング、一連の資料を閲覧した結

実監査要点及び施した手続	実施結果
覧し、給付の申請、決定、支払等の手続が定められた手順に従い適切に行われているかを確認した。	果、必要とされる書類は徴求されており、手続は定められた手続きに従い適切に行われていることを確認した。
関係者へのヒアリング、関係書類を閲覧し、給付費等の算定及び支払時期は適切かを確認した。	関係者へのヒアリング、一連の資料を閲覧した結果、給付費等金額は手順どおりに決定・支払いされていることを確認した。

(3) 監査の結果

監査を実施した結果、発見事項はない。

3 私立幼稚園等預かり保育利用給付費

事業の名称	私立幼稚園等預かり保育利用給付費		
所管部署	幼保企画課		
事業開始年度	平成27年度 ※子ども子育て支援新制度移行年度		
事業の内容	私立幼稚園及び私立認定こども園のうち、市の認定を受けた施設を、支給要件を満たした市の認定を受けた児童が利用した際に、施設へ支払う子育てのための施設等利用給付。		
財源	子育てのための施設等利用給付費交付金 国1/2 県1/4 市1/4		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額(千円)	50,000	40,000	39,405
決算額(千円)	34,117	34,194	36,421
当初予算額と決算額との差額(千円)	15,883	5,806	2,984

(1) 概要

幼稚園等の預かり保育は、幼稚園及び認定こども園等の在園児が利用でき、幼稚園や認定こども園の通常の教育時間外に預けられる。市から保育の必要性があると認定を受けた場合、3歳児から、利用日数に応じて月額11,300円を上限として利用料が無償化となっている。こちらについても、市の各私立幼稚園からの請求は全て、「現物給付」が採用されている。支払時の請求書には、市の審査及び支払にあたり、同意事項として「実際の利用状況等について市が認定保護者に確認すること」及び「利用料の支払状況を市が認定保護者に確認すること」の記載があり、不正受給に対する一定の牽制効果があるものと思われる。また、給付事務に関しては、担当課の方で3年のローテーションで施設に出向き確認している。

(2) 監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
関係者へのヒアリング、関係書類を閲覧し、給付の申請、決定、支払等の手	関係者へのヒアリング、一連の資料を閲覧した結果、必要とされる書類は徴求されており、手続は定

監査要点及び実施した手続	実施結果
続が定められた手順に従い適切に行われているかを確認した。	められた手続きに従い適切に行われていることを確認した。
関係者へのヒアリング、関係書類を閲覧し、給付費等の算定及び支払時期は適切かを確認した。	関係者へのヒアリング、一連の資料を閲覧した結果、給付費等金額は手順どおりに決定・支払いされていることを確認した。

(3) 監査の結果

監査を実施した結果、発見事項はない。

4 福島市一時預かり・延長保育事業

【私立幼稚園】

事業の名称	一時預かり事業費		
所管部署	幼保企画課		
事業開始年度	平成27年度 ※子ども子育て支援新制度移行年度		
事業の内容	一時預かり事業を実施する私立幼稚園に対する給付。		
財源	子ども子育て支援交付金 国1/3 県1/3 市1/3		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	41,562	34,597	23,729
決算額（千円）	9,358	9,366	15,779
当初予算額と決算額との差額（千円）	32,204	25,231	7,950

【私立保育所関係】

事業の名称	一時預かり事業費		
所管部署	幼保企画課		
事業開始年度	平成27年度 ※子ども子育て支援新制度移行年度		
事業の内容	一時的に家庭での保育が困難な児童に対し保育を行う施設に対する給付。		
財源	子ども子育て支援交付金 国1/3 県1/3 市1/3		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	55,476	57,639	62,622
決算額（千円）	50,663	55,748	59,280
当初予算額と決算額との差額（千円）	4,813	1,891	3,342

【私立認定こども園】

事業の名称	一時預かり事業費		
所管部署	幼保企画課		
事業開始年度	平成27年度 ※子ども子育て支援新制度移行年度		
事業の内容	一時的に家庭での保育が困難な児童に対し保育を行う施設に対する給付。		
財源	子ども子育て支援交付金 国1/3 県1/3 市1/3		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	36,237	24,417	23,603
決算額（千円）	21,599	19,086	18,877
当初予算額と決算額との差額（千円）	14,638	5,331	4,726

【私立保育所関係】

事業の名称	延長保育促進事業費		
所管部署	幼保企画課		
事業開始年度	平成27年度 ※子ども子育て支援新制度移行年度		
事業の内容	通常の利用日及び利用時間以外の日・時間に必要な児童に対し引き続き保育を実施する施設に対する給付。		
財源	子ども子育て支援交付金 国1/3 県1/3 市1/3		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	58,602	58,670	58,576
決算額（千円）	40,578	43,182	52,256
当初予算額と決算額との差額（千円）	18,024	15,488	6,320

【私立認定こども園】

事業の名称	延長保育促進事業費		
所管部署	幼保企画課		
事業開始年度	平成27年度 ※子ども子育て支援新制度移行年度		
事業の内容	通常の利用日及び利用時間以外の日・時間に必要な児童に対し引き続き保育を実施する施設に対する給付。		
財源	子ども子育て支援交付金 国1/3 県1/3 市1/3		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	19,024	17,601	21,223
決算額（千円）	14,628	16,197	17,506
当初予算額と決算額との差額（千円）	4,396	1,404	3,717

【地域型保育施設給付費】

事業の名称	延長保育促進事業費		
所管部署	幼保企画課		
事業開始年度	平成27年度 ※子ども子育て支援新制度移行年度		
事業の内容	延長保育を実施した施設への給付。		
財源	子ども子育て支援交付金 国1/3 県1/3 市1/3		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	4,200	3,900	4,200
決算額（千円）	3,561	2,940	2,603
当初予算額と決算額との差額（千円）	639	960	1,597

(1) 事業概要

① 一時預かり事業

保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされている。こうした需要に対応するため、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的として一時預かり事業を実施しており、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行っている。

② 延長保育事業

就労形態の多様化等に伴い、やむを得ない理由により、保育時間を延長して児童を預けられる環境が必要とされている。こうした需要に対応するため、保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的として延長保育事業を実施しており、保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行っている。

【交付金額】

各施設への交付金額は、「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に基づき、概ね以下のとおり算定されている（「子ども・子育て支援交付金交付要綱」より一部抜粋）。なお、下記で決定した基準額と当該事業に支出した経費（寄附金その他の収入を差し引いた後の経費）を比較して、基準額＞経費の場合には、支出した経費までの交付となる。

① 一時預かり事業

1) 一般型

年間延べ利用児童数	基準額
300 人未満	2,833,000 円
300 人以上 900 人未満	3,105,000 円
900 人以上 1,500 人未満	3,321,000 円

2) 幼稚園型 I

ア 在籍園児分（児童 1 人当たり日額）

（ア）基本分（平日の教育時間前後や長期休業日の利用）

I 年間延べ利用児童数 2,000 人超の施設

- ① 平日 400 円
- ② 長期休業日（8 時間未満） 400 円
- ③ 長期休業日（8 時間以上） 800 円

II 年間延べ利用児童数 2,000 人以下の施設

- ① 平日
(1,600,000 円 ÷ 年間延べ利用児童数) - 400 円 (10 円未満切り捨て)
- ② 長期休業日（8 時間未満） 400 円
- ③ 長期休業日（8 時間以上） 800 円

※上記の他、休日の利用や長時間の利用の場合等、状況に応じた加算が定められている。

② 延長保育事業

1) 保育短時間認定（在籍児童 1 人当たり年額）

ア 保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業（定員 20 人以上）

延長時間区分	
1 時間	20, 200 円
2 時間	40, 400 円
3 時間	60, 600 円

イ 小規模保育事業

延長時間区分	A型・B型	C型
1 時間	14, 000 円	17, 700 円
2 時間	28, 000 円	35, 400 円
3 時間	42, 000 円	53, 100 円

2) 保育標準時間認定（1 事業当たり年額）

ア 保育所及び認定こども園

延長時間区分	基準額
30 分	600, 000 円
1 時間	1, 760, 000 円
2～3 時間	2, 761, 000 円

イ 小規模保育事業

延長時間区分	基準額
30 分	600, 000 円
1 時間	1, 422, 000 円
2～3 時間	1, 760, 000 円

(2) 監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
関係者へのヒアリング、関係書類を閲覧し、給付の申請、決定、支払等の手続が定められた手順に従い適切に行われているかを確認した。	関係者へのヒアリング、一連の資料を閲覧した結果、必要とされる書類は徴求されており、手続は定められた手続きに従い適切に行われていることを確認した。
関係者へのヒアリング、関係書類を閲覧し、給付費等の算定及び支払時期は適切かを確認した。	関係者へのヒアリング、関係書類を閲覧し、給付費等の算定及び支払時期は適切かを確認したが、監査の過程で、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。 ➤ 実績報告書の記載内容について ((3) 監査の結果 ①【指摘】)

(3) 監査の結果

① 実績報告書の記載内容について【指摘】

前述のとおり、各施設への交付金額は、「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に基づき算定されており、各施設の事業実施状況に応じた基準額と当該事業に支出した経費（寄附金その他の収入を差し引いた後の経費）を比較して、基準額＞経費の場合には、支出した経費までの交付となるため、経費の算定結果は交付金額に直結している。したがって、各施設における経費の算定方法は統一されていることが望ましく、施設間で算定方法にばらつきがあれば交付金に差が生じ事業者間の公平性が損なわれる可能性も考えられる。そのため、市では実施報告書やその付随資料となる経費按分計算用のスプレッドシート（Excel）について、記載例を添付する等して、入力ルールの統一を図っている。

しかしながら各施設の実績報告書を確認した結果、特に経費の大部分を占める人件費について、算定方法のばらつきや一部異常な記載が見られた。主な検出事項は以下のとおりである。

【按分計算用シートの使用有無】

人件費の按分に当たっては、按分計算用のスプレッドシートを各事業者提供しているが、その使用状況についてはばらつきが見られた。

一時預かりの一般型では、対象の24施設全ての実績報告書で人件費按分用の計算シートが添付されておらず、別途計算根拠が記載されている報告書も数施設のみであり、事業に係る人件費が適切に按分計上されているか不明な状況であった。

《一時預かり事業費（一般型）の各施設への給付額》 (単位：円)

施設	基準額①	経費② →収入差引後	経費に含まれる 人件費③	給付額 ①と②の低い方
ア	2,833,000	2,921,424	2,912,906	2,833,000
イ	2,833,000	3,188,197	2,885,873	2,833,000
ウ	2,833,000	3,098,457	3,056,958	2,833,000
エ	2,833,000	3,190,949	2,326,064	2,833,000
オ	2,833,000	3,298,518	2,895,099	2,833,000
カ	2,833,000	2,976,587	2,507,404	2,833,000
キ	2,833,000	2,156,934	2,270,100	2,156,934
ク	2,833,000	2,631,732	2,338,991	2,631,732
ケ	2,833,000	4,518,657	4,045,680	2,833,000
コ	3,105,000	3,341,795	3,396,813	3,105,000
サ	2,833,000	2,282,830	1,628,400	2,282,830
シ	2,833,000	4,659,864	4,881,625	2,833,000
ス	2,833,000	4,298,226	4,246,500	2,833,000

施設	基準額①	経費② →収入差引後	経費に含まれる 人件費③	給付額 ①と②の低い方
セ	2,833,000	4,140,239	3,950,810	2,833,000
ソ	2,833,000	4,184,272	4,167,959	2,833,000
タ	2,833,000	2,409,337	2,399,040	2,409,337
チ	3,105,000	5,770,096	6,772,218	3,105,000
ツ	2,833,000	3,312,053	2,852,376	2,833,000
テ	2,833,000	5,069,871	4,115,045	2,833,000
ト	2,833,000	3,911,248	3,942,000	2,833,000
ナ	2,833,000	2,249,269	1,699,400	2,249,269
ニ	2,833,000	1,677,589	1,554,495	1,677,589
ヌ	2,833,000	4,426,336	4,643,090	2,833,000
ネ	2,833,000	6,485	8,985	6,485

(出典：各施設実績報告書より監査人が作成)

※③>②となっている施設があるが、②は経費から収入を差し引いた後の金額のため。

《上記人件費と利用者数・職員数の状況》

施設	経費に含まれる 人件費 (円)	担当職員数 (人)	利用延べ人数 (人)	利用実人数 (人)
チ	6,772,218	1	805	43
シ	4,881,625	3	296	25
ヌ	4,643,090	1	140	15
ス	4,246,500	1	19	6
ソ	4,167,959	1	76	2
テ	4,115,045	1	138	12
ケ	4,045,680	2	222	16
セ	3,950,810	1	209	4
ト	3,942,000	1	82	15
コ	3,396,813	1	445	23
ウ	3,056,958	1	83	14
ア	2,912,906	1	97	8
オ	2,895,099	1	150	16
イ	2,885,873	1	45	13
ツ	2,852,376	1	98	17
カ	2,507,404	2	119	9
タ	2,399,040	1	100	5

施設	経費に含まれる 人件費 (円)	担当職員数 (人)	利用延べ人数 (人)	利用実人数 (人)
ク	2,338,991	2	266	20
エ	2,326,064	1	75	17
キ	2,270,100	1	87	15
ナ	1,699,400	2	46	6
サ	1,628,400	2	35	6
ニ	1,554,495	1	32	11
ネ	8,985	1	1	1

(出典：各施設実績報告書より監査人が作成)

24 施設の人件費は上記のとおりであり、中央値 2,904 千円に対し、最小が 8 千円、最大が 6,772 千円とばらつきが見られる。また、施設スについては、利用延べ人数 19 人となっているため、人件費は最大でも 19 日分となるが、その場合の施設スの 1 日当たり人件費は $4,246 \text{ 千円} \div 19 \text{ 日} = 223 \text{ 千円}$ となり、担当職員数 1 名となっていることを勘案すると明らかに不合理である。

【按分計算用シートの入力内容】

按分計算用のシートには、事業の年間の実施日数、施設の年間の開館日数、事業の一日の実施時間、施設の一日の開館時間等を入力する欄があり、この結果算出された按分比率に基づき、一時預かりや延長保育に要した経費を算定している。この点、一部の事業者について異常な入力内容 (①一時預かりについて、事業の年間の実施日数が利用延べ人数を上回っている (以下のとおり)。②延長保育について、一日の事業実施時間が通常 1 時間～3 時間程度のところ、10 時間と入力されている等) が見られた。

《一時預かり (一般型) の実施状況》

(単位：人)

施設	利用延べ 人数 (A)	事業の年 間の実施 日数 (B)	施設の年 間の開館 日数	事業の一 日の実施 時間	施設の一 日の開館 時間	B が A を 超えてい る施設
ア	97	96	293	10	12	
イ	45	293	293	8	12	○
ウ	83	243	293	10	12	○
エ	75	243	293	10	12	○
オ	150	243	295	10	12	○
カ	119	243	293	10	12	○
キ	87	65	293	12	12	
ク	266	243	293	5	12	
ケ	222	288	293	9	12	○

施設	利用延べ 人数 (A)	事業の年 間の実施 日数 (B)	施設の年 間の開館 日数	事業の一 日の実施 時間	施設の一 日の開館 時間	BがAを 超えてい る施設
コ	445	242	292	8	12	
サ	35	35	293	8	12.5	
シ	296	243	293	9	12	
ス	19	18	293	9	12	
セ	209	110	293	8	12	
ソ	76	76	293	12	12	
タ	100	244	294	8	12	○
チ	805	293	293	12	12	
ツ	98	243	293	9	12	○
テ	138	231	293	9	12	○
ト	82	69	293	10	12.5	
ナ	46	205	293	9	12	○
ニ	32	243	293	9	12	○
ヌ	140	※	※	※	※	
ネ	1	※	※	※	※	

(出典：各施設按分計算用シートより監査人が作成)

※按分計算用シートの添付なし

《一時預かり（幼稚園型Ⅰ、認定こども園）の実施状況》

(単位：人)

施設	利用延べ 人数 (A)	事業の年 間の実施 日数 (B)	施設の年 間の開館 日数	事業の一 日の実施 時間	施設の一 日の開館 時間	BがAを 超えてい る施設
ノ	1,515	243	293	3	12	
ハ	1,503	235	260	6.5	11.5	
ヒ	571	236	259	6.5	11.5	
フ	48	293	293	8	12	○
ヘ	371	244	293	6.5	12.5	
ホ	920	246	293	5	12	
マ	764	293	293	8	12	
ミ	171	231	275	6	11	○
ム	1,336	220	290	1	12	
メ	92	293	293	2.5	12	○
モ	1,390	293	293	4	12	

(出典：各施設按分計算用シートより監査人が作成)

【法定福利費の計上有無】

法定福利費の計上有無について、事業者間でばらつきが見られる。また、実績報告書の中には、一部の職員について法定福利費率が28%と通常考えられる範囲を超える比率で計上されているものも見られた。

経費の算定結果が給付に直結することに鑑みると、各事業者の経費算定方法にばらつきや一部異常な記載があり、入力ルールが結果として統一されていない現状は、事業者が受け取る給付についての事業者間での公平性や、給付の有効性の点で課題であり、一部の事業者に対しては過大な給付となっていた可能性も考えられる。

各事業者へ送付している記載例の内容や入力ルールについては再度点検を行い、事業者間で可能な限り算定方法を統一することが望ましく、各事業者から入手した実施報告書の内容についても、異常な記載がないか更なる検証を行うことが望ましい。

5 障がい児保育事業実施費

【私立保育所関係】

事業の名称	障がい児保育事業費		
所管部署	幼保企画課		
事業開始年度	平成20年度		
事業の内容	障がい児を受け入れている保育施設において、障がい児保育に要する保育士の配置に対する経費の一部を助成する。		
財源	市（一般財源）		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	16,329	18,535	26,846
決算額（千円）	14,342	18,167	26,846
当初予算額と決算額との差額（千円）	1,987	368	0

【私立認定こども園】

事業の名称	障がい児保育事業費		
所管部署	幼保企画課		
事業開始年度	平成20年度		
事業の内容	障がい児を受け入れている保育施設において、障がい児保育に要する保育士の配置に対する経費の一部を助成する。		
財源	市（一般財源）		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	7,870	15,005	7,944
決算額（千円）	12,871	8,532	7,429
当初予算額と決算額との差額（千円）	▲ 5,001	6,473	515

(1) 概要

児童福祉法第24条において、市町村に対してこの法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする児童に保育を提供する義務を定めている。児童について児童福祉法第4条で定められており、この中には障害児も含まれている。令和5年12月

22日に閣議決定された「こども未来戦略～ 次元の異なる少子化対策の実現に向けて～」の中でも、「経済的に困難な家庭のこども、障害のあるこどもや医療的ケア児、異なる文化的背景を持つこどもなど、多様な支援ニーズを有するこどもの健やかな育ちを支え、「誰一人取り残さない」社会を実現する観点から、それぞれの地域において包括的な支援を提供する体制の整備が求められる」とし、こどもと家族に寄り添い、障害の有無にかかわらず、全てのこどもが安心して共に育ち暮らすことができる地域社会を実現する支援体制の強化を進め、障害児保育加算等の保育所等における障害のあるこどもに対する国の支援策も含め、障害児に対する地域の支援体制の整備を促進している。

市においても、このような国の方針を受け、医療的ケア児や重度心身障害児等の保育所や幼稚園等への入所、適正就学を支援することや、保育所等に対し、療育の経験のある保育士等が支援をこども発達支援センターにおいて実施している。また、保育所・幼稚園などの障がいのある児童の受入体制の整備・充実を図ることを目的とし、障がい児保育事業を行っている。

(2) 監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
関係書類を閲覧し、給付について公益的必要性を確認した。	<p>保育所・幼稚園などの障がいのある児童の受入体制の整備・充実を図るべく、私立保育所等が障がい児保育事業を実施するにあたり必要となる保育士を配置するために要する経費について、市が「福島市障がい児保育事業実施要綱」に基づき、対象施設に交付している。</p> <p>障がい児の保育を推進するため、障がい児を受け入れている私立保育所等に対し保育士の加配を行うために必要となる費用を助成することにより障がい児の処遇の向上を図ることは、障がい児が集団保育に参加できる環境整備であり、公益上の必要性があるものと判断した。</p>
関係書類を閲覧し、対象児童・要件認定の適正性を確認した。	<p>受給者証等必要書類により要件を確認して認定していることを確認した。</p> <p>また、福島市障がい児保育事業実施要綱について、監査の過程で、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <p>➤ 実施要綱について ((3) 監査の結果 ①【指摘】)</p>
関係書類を閲覧し、事務手続が要綱に従い適切に行われているかを確認し	要綱に事務手続に関する記載はなく、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。

監査要点及び実施した手続	実施結果
た。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 実施要綱について ((3) 監査の結果 ①【指摘】) ➤ 助成額の算定根拠について ((3) 監査の結果 ②【指摘】)
関係書類を閲覧し、給付額の妥当性及び交付時期は適切かを確認した。	<p>関係書類の閲覧の結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 実施要綱について ((3) 監査の結果 ①【指摘】) ➤ 助成額の算定根拠について ((3) 監査の結果 ②【指摘】) ➤ 事業制度について ((3) 監査の結果 ③【意見】)

(3) 監査の結果

① 実施要綱について【指摘】

「福島市障がい児保育事業実施要綱」を確認したところ、対象施設は「私立保育所等」とのみ記載されており施設類型を具体的に明記しておらず、要綱上では具体的にどの施設が対象となるのか定かではない。また、助成のために必要となる事務手続や支給時期、支給方法等の手続についても特段記載がない。さらに、実施要綱内の別表における区分欄に「福島市障がい児保育事業補助金交付要綱」の3の(1)に定める障がい児保育事業を実施する私立保育所等」との記載があるが、「福島市障がい児保育事業補助金交付要綱」は存在せず、明らかに誤った内容が要綱内に記載されている状況である。

担当課に事業実施に関して運用状況を確認したところ、当該事業は「療育支援加算」の上乗せとして支払っている事業であり、対象施設は私立認可保育所・私立認定こども園(2号、3号のみ)のみを対象としているとのことであった。手続きに関しては必要書類として、

- ・障がい児保育事業対象児童名簿
- ・対象児童の障害者手帳、療育手帳等の写し
- ・障がい児保育事業実施請求書

があるが、これらの情報は例年対象施設にメール等で案内し必要書類を入手し、支給は前年踏襲で同じ時期に支給を行っているとのことであった。

現行の実施要綱は、対象施設類型が不明瞭であり、助成を受けるためにあるべき事務手続等が明記されていない等、実施要綱として記載不十分である。実施要綱が記載不十分であると、事業制度の理解・解釈、手続等において支給される側、自治体双方で差が生じるおそれがある。また、手続きが明記されていない中での運用は、運用方法の不統一から事務書類の不備等による助成の妥当性の判断の誤り等を招き、制度の公平性・透

明性を損なうリスクにも繋がる。実施要綱は、事業の目的、対象、手続及び支給基準等を明確にし、事業を公平かつ適正に実施するために不可欠かつ極めて重要である。事業制度や事務手続等を具体的・統一的に運用するためにも、実施要綱の整備をする必要がある。

② 助成額の算定根拠について【指摘】

市では、障がい児の処遇の向上を目的とし、障がい児の保育を推進するため、障がい児を受け入れている私立保育所等に対し、保育士の加配を行うために必要となる費用として、児童一人当たり単価：73,550円/月を助成している。

単価の算定根拠を確認したところ、「現行の公定価格に基づく給付費支出以前の国基準の運営費による支出当時の単価に基づいていると考えられる。その後配置基準に関する国の通知や、関係団体から事業拡充等の要望を受けたことを踏まえ、毎年単価引き上げの予算要求を行い、軽度単価を重度単価まで引き上げて事業を行っている状況」との回答は得たものの、具体的な算出経緯や根拠に関する資料がなく、監査では算定根拠資料を確認することはできなかった。

このように当該事業の助成単価について、算定方法や使用した前提、参照資料が十分に整理・保管されていない状況が見受けられた。したがって、第三者が算定過程を確認することが困難であり、単価の合理性について検証しにくい状況となっている。今後、算定式、前提条件、参照資料等を適切に整理・保管し、説明可能な体制を構築する必要がある。

③ 事業制度について【意見】

市では、前述したとおり、障がい児の処遇の向上を目的とし、障がい児の保育を推進するため、障がい児を受け入れている私立保育所等に対し、保育士の加配を行うために必要となる費用を助成している。市は、この助成は国の施設給付費中の「療育支援加算」の上乗せ補助という認識であり、施設に対する補助費ではなく、給付費（扶助費）として扱っている。

一方、県内始め他自治体でも障がい児の保育事業に関し市と同様の助成を行っているケースが多いが、補助費として扱っている自治体が圧倒的に多い状況である。これは、あくまで国の施設給付費を狭義に解し、国の施設給付費以外の助成は施設に対する補助として扱っているものと推測される。市の障がい児保育事業の制度を給付費制度とすることを一概に否定するものではないが、市では前述のように制度を説明する実施要綱の記載及び給付費単価の算定根拠資料の整備に問題があり、給付費制度としての説明が不十分となっている部分が多いと考える。今後、実施要綱等整備する際に、他自治体の例とも比較した上で、福島市障がい児保育事業をどのような制度として扱うかも含めて改めて検討することが望まれる。

6 認可外保育施設等利用給付費

事業の名称	認可外保育施設等利用給付費		
所管部署	幼保企画課		
事業開始年度	令和元年度		
事業の内容	支給条件を満たした市の認定を受けた児童が、認可外保育施設を利用した際に、その施設給付する。		
財源	子育てのための施設等利用給付交付金 国1/2 県1/4 市1/4		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	82,000	56,448	56,064
決算額（千円）	54,333	50,287	36,740
当初予算額と決算額との差額（千円）	27,667	6,161	19,324

(1) 概要

乳幼児の保育業務を目的とする施設で、児童福祉法などに基づく認可を受けていないものを認可外保育施設（設置の届出は必要）という。認可保育園の定員不足（待機児童問題等）を補い、保護者の多様な働き方やニーズ（時間・内容）に応えるため創設された。

これらの施設へは市の立入調査を受け、一定の基準を定めた「認可外保育施設指導監督基準」を満たすことが確認された施設へ交付される「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」を添付して、市の確認を受けることで、無償化の対象となる施設となる。無償化による利用料の上限は、第2号認定の場合 37,000 円、第3号認定の場合 42,000 円とされている。無償化による給付は、「現物給付」（保護者が施設に対し無償化分の利用料を支払うことなく、代わりに市が施設に対し無償化分を給付する方法）、又は「償還払い」（一旦、保護者が施設に対し利用料を支払った後、市が保護者に対し無償化分を給付する方法）のいずれかの方法によっている。

支払時の請求書には、「現物給付」、「償還払い」を問わず、市の審査及び支払にあたり同意事項として、「実際の利用状況等について市が認定保護者に確認すること（又は、対象施設に確認すること）」及び「利用料の支払状況を市が認定保護者に確認すること（又は、対象施設に確認すること）」の記載があり、不正受給に対する一定の牽制効果があるものと思われる。

なお、給付事務に関しては、担当課の方で3年のローテーションで施設に出向き確認している。

(2) 監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
関係者へのヒアリング、関係書類を閲覧し、給付の申請、決定、支払等の手続が定められた手順に従い適切に行われているかを確認した。	関係者へのヒアリング、一連の資料を閲覧した結果、必要とされる書類は徴求されており、手続は定められた手続きに従い適切に行われていることを確認した。
関係者へのヒアリング、関係書類を閲覧	関係者へのヒアリング、給付費等金額は手順どおり

監査要点及び実施した手続	実施結果
覧し、給付費等の算定及び支払時期は適切かを確認した。	に決定・支払されていることを確認した。

(3) 監査の結果

監査を実施した結果、発見事項はない。

7 福島市病児保育事業業務委託

【私立保育所関係】

事業の名称	体調不良児対応型・病児病後児保育事業費		
所管部署	幼保企画課		
事業開始年度	平成27年度 ※子ども子育て支援新制度移行年度		
事業の内容	保育所に通所する児童が保育中に熱を出すなど体調不良となった場合、保護者が迎えに来るまでの間、施設において緊急的な対応を行う事業に対する給付。		
財源	子ども子育て支援交付金 国1/3 県1/3 市1/3		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	26,994	26,952	26,999
決算額（千円）	26,952	26,976	27,021
当初予算額と決算額との差額（千円）	42	▲ 24	▲ 22

【私立認定こども園】

事業の名称	体調不良児対応型・病児病後児保育事業費		
所管部署	幼保企画課		
事業開始年度	平成27年度 ※子ども子育て支援新制度移行年度		
事業の内容	保育所に通所する児童が保育中に熱を出すなど体調不良となった場合、保護者が迎えに来るまでの間、施設において緊急的な対応を行う事業に対する給付。		
財源	子ども子育て支援交付金 国1/3 県1/3 市1/3		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	17,996	17,968	22,480
決算額（千円）	17,968	17,984	22,492
当初予算額と決算額との差額（千円）	28	▲ 16	▲ 12

【病児・病後児保育事業の委託】

事業の名称	病児病後児保育事業費		
所管部署	幼保企画課		
事業開始年度	令和6年度		
事業の内容	病気や回復期に自宅での利用が困難で、かつ普段利用している施設を利用できない場合に当該児童を一時的に保育する施設に対する給付（業務を委託する料金等）		
財源	子ども子育て支援交付金 国1/3 県1/3 市1/3		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	-	-	31,916
決算額（千円）	-	-	28,536
当初予算額と決算額との差額（千円）	-	-	3,380

(1) 事業概要

病児保育事業については、児童福祉法第6条の3第13項において、「この法律で、病児保育事業とは、保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であつて、疾病にかかっているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所その他内閣府令で定める施設において、保育を行う事業をいう」とされており、児童福祉の公的施策の一部として明記されている。

国としては、病児保育事業について、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に対応するため、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応並びに病気の児童の自宅に訪問するとともに、その安全性、安定性、効率性等について検証等を行うことで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的として、「病児保育事業実施要綱」を定め、病児保育事業に対して市町村への補助制度も設けている。

市においても、このような国の方針を受け、「福島市病児保育事業（体調不良児対応型）実施要綱」並びに「福島市病児保育事業（病児・病後児対応型）実施要綱」を定め、以下の事業類型に区分し事業を実施している。

【事業類型】

① 病児対応型

児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

② 病後児対応型

児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

③ 体調不良時対応型

児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所等における緊急的な対応を図る事業及び保育所等に通所する児童に対して保健的な対応等を図る事業。

【交付金額】

各施設への交付金額は、主に以下のとおりである（「子ども・子育て支援交付金交付要綱」より一部抜粋）。

① 病児対応型

1) 基本分 1か所当たり年額 8,443,000円

- 2) 加算分 ア 年間延べ利用児童数に応じた加算
 イ 当日キャンセル対応加算

※年間延べ利用児童者数や当日キャンセルの年間回数に応じた加算金額を基本分に加えて交付する仕組みとなっている（以下の病後児対応型も同様）。

② 病後児対応型

- 1) 基本分 1 か所当たり年額 6,032,000 円
2) 加算分 ア 年間延べ利用児童数に応じた加算
 イ 当日キャンセル対応加算

③ 体調不良時対応型

- 1) 基本分 1 か所当たり年額 4,500,000 円

(2) 監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
<p>関係書類の閲覧等により、契約の方式及び相手方の選定方法は適正であるかどうか確認した。</p>	<p>【体調不良児対応型】 市内の私立保育所や私立認定こども園のうち、実施要綱における実施要件（看護師の配置等）を充足する 11 施設（私立保育所 6 施設、私立認定こども園 5 施設）と委託契約を締結している。契約方式は地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約となっており、以下に記載したとおり相手方の選定方法に問題は見られなかった。</p> <p>【病児・病後児対応型】 市内の病院・診療所、保育所等のうち、実施要綱における実施要件（専用施設の有無や看護師の配置等）を充足する 2 施設と委託契約を締結している。契約方式は随意契約となっており、以下に記載したとおり相手方の選定方法に問題は見られなかった。</p>
<p>関係書類（随意契約理由書）の閲覧等により、委託理由に合理性があるかどうか確認した。</p>	<p>【体調不良児対応型】 病児保育については、児童福祉法において位置づけられていることから、単なる任意的な子育て支援策ではなく、児童福祉施策の一環として実施されるものである。市の体調不良児対応は、児童福祉法に基づく病児保育の趣旨を踏まえ、児童の健康及び安全を確保する観点から実施しているものであり、契約対象保育施設も、専用の医務室等があり看護師等が配置された施設でなければならないことから、実施</p>

監査要点及び実施した手続	実施結果
	<p>可能な事業者は限定的であり、随意契約とすることには合理性があると判断した。</p> <p>【病児・病後児対応型】</p> <p>同上。当事業を実施するためには実施要綱で設置が求められている観察室又は安静室を有する必要があるが、2施設とも令和6年4月以降新たに開園・開院した施設のため、開園・開院にあたり当事業のための設備を予め設置できていることを確認した。</p>
<p>関係書類の閲覧等により、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかどうか確認した。</p>	<p>【体調不良児対応型】</p> <p>国が定める「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に基づき、1か所当たりの年額が予め決められており問題は見られなかった。</p> <p>【病児・病後児対応型】</p> <p>同上</p>
<p>関係書類の閲覧等により、委託料の算定方法は適正かどうか確認した。</p>	<p>【体調不良児対応型】</p> <p>国が定める「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に基づき、算定されており問題は見られなかった。</p> <p>【病児・病後児対応型】</p> <p>同上</p>
<p>関係書類の閲覧等により、委託契約は適法であり、支払は正確かどうかを確認した。</p>	<p>【体調不良児対応型】</p> <p>監査の結果、問題は見られなかった。</p> <p>【病児・病後児対応型】</p> <p>同上</p>
<p>関係書類の閲覧等により、委託料は業務の内容に対し適正な水準かどうか、及び委託先では業務コストの削減努力が行われているかどうかを確認した。</p>	<p>【体調不良児対応型】</p> <p>「福島市病児保育事業（体調不良児対応型）実施要綱」において各施設に対し報告を義務付けている各月の事業利用実施報告書を確認した結果、施設ごとの利用状況にばらつきが見られた。しかしながら、市の体調不良児対応は、児童福祉法に基づく病児保育の趣旨を踏まえ、児童の健康及び安全を確保する観点から実施しているものであり、契約金額も国が定める「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に基づき算定されていることから、市の委託料の水準に問題は見られなかった。</p> <p>【病児・病後児対応型】</p>

監査要点及び実施した手続	実施結果
	関係書類の閲覧等を実施した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。 ▶ 利用者数について((3) 監査の結果 ①【意見】) ▶ 実績報告書の記載内容について((3) 監査の結果 ②【指摘】)

(3) 監査の結果

① 利用者数について【意見】

事業を委託している 2 施設の月別利用者数と交付金額は以下のとおりとなっており、施設間で利用者数に偏りが見られる。また、B施設の当日キャンセルに関する実績報告書を確認すると、定員超過によるキャンセルも一定数見られた。

《各施設の月別利用者数と交付金額》

(単位：人)

施設 事業	A施設	B施設	
	病児保育	病児保育	病後児保育
4月	0		
5月	2	15	13
6月	0	35	18
7月	3	28	31
8月	0	23	18
9月	4	30	25
10月	2	29	21
11月	4	20	32
12月	0	29	25
1月	0	23	18
2月	0	20	21
3月	2	43	8
合計	17	295	230
総利用者数	17	525	
交付金額	8,443,000円	20,093,000円	

(出典：各施設の実績報告書より監査人が作成)

※B施設については5月から委託を開始。病後児保育はB施設でのみ実施している。交付金額には年間延べ利用児童者数や当日キャンセルの年間回数に応じた加算金額も含んでいる。

以上から、B施設については市民の需要があり、一時的に供給が追い付いていないこともある反面、A施設については何等かの理由で利用率が低い状況にあると言える。利用率が低い要因は様々考えられるが、A施設とB施設の相違点として例えば以下が挙げられる。

- ・利用料金等の相違
- ・併設施設やサービス利用方法の相違

【利用料金等の相違】

両施設の利用料金等は以下のとおりとなっており対象者や利用料金、サービス内容等に相違が見られる。B施設は小学生も利用可能であり、病後児保育にも対応していることや、短時間であれば利用料金が安価であることから利用者数が多いとも考えられるが、A施設では給食が提供されており、この点B施設に比べて利便性が高い。

施設	A施設	B施設
対象者	生後2か月から就学前まで	生後6か月から小学校6年生まで
利用料金	1日あたり2,000円	1,000円（4時間以内） 2,000円（4時間超）
昼食	給食提供	利用者持参
種類	病児保育のみ	病児・病後児保育

（出典：福島市子育て情報サイト）

【併設施設やサービス利用方法の相違】

A施設は令和6年4月に開園した保育園内に設置されているのに対し、B施設は令和6年5月に開院した小児科に併設されている。病児保育の利用にあたっては医師の診断が必要とされているため、利用者は一旦かかりつけの小児科等で医師の診断を受けたうえで病児保育を利用することになるが、B施設の場合小児科併設のため、ワンストップで病児保育が利用可能である。また、利用方法についてもA施設は利用登録書による事前登録（面接）が必要とされているが、B施設の場合、併設している小児科に導入されている予約システムを利用することで申し込みをWEB上で完結させることができるため、この点においても利便性が高い。

上記の他にも施設間では相違が見られ、どの相違点が利用率の偏りの要因となっているかについては更なる分析が必要であるが、各施設への交付金額を総利用人数で除した場合の利用者1人当たりの交付金額は、A施設が496千円/人、B施設が38千円/人となっており、予算の効率性や有効性の観点で課題と言える。事業開始初年度であった当年度の結果や翌年度の結果を踏まえた原因分析が必要であり、A施設の利用者数の推移によっては対象施設の見直しも含めた再検討が必要と考える。

② 実績報告書の記載内容について【指摘】

A施設の収支決算書上、経費として賃貸料2,640,000円、水道光熱費等（病児実施分）

1,324,000円がそれぞれ計上されている。この点、市担当者を通じて事業者を確認した結果、賃貸料については本来経費に含めるべきではない敷金相当額が含まれていたとのことであった。また、水道光熱費については、監査期間中にその根拠資料を確認することはできなかったものの、月額では110,000円程度となり、病児保育スペース相当分としては過大な計上であった可能性も考えられる。

前述のとおり、各施設への交付金額は、「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に基づき算定されているが、各施設の事業実施状況に応じた基準額と当該事業に支出した経費（寄附金その他の収入を差し引いた後の経費）を比較して、基準額>経費の場合には、支出した経費までの交付となるため、経費の算定結果は交付金額に直結している。したがって、経費については内容の検証が重要となるが、この点今回の市の検証は十分なものではなかったと考えられる。他の施設との比較や、根拠資料の徴求等によって検証精度を高める必要がある。

8 待機児童解消促進事業費

(1) 総論

保育における大きな課題である「待機児童問題」について、国では平成元年のいわゆる「1.57ショック」（日本の合計特殊出生率が過去最低1.57を記録）以降、「少子化」が社会政策上の重要課題として注目され始め、平成6年12月に子育て支援策の総合計画として「エンゼルプラン」が策定された。

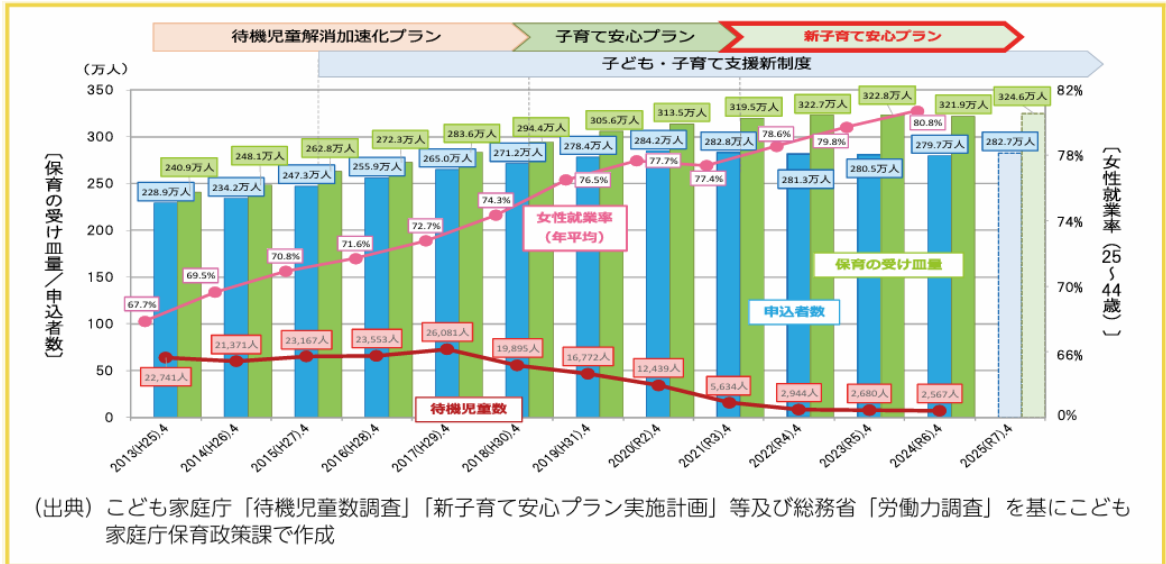
社会的にも待機児童の急増など現場の保育需要は深刻であり、「緊急保育対策等5か年事業」として、女性の社会進出の増加等に伴う保育需要の多様化等に対応するため、保育の量的拡大、多様化する保育の充実などについて、数値目標を定めて取組が進められた。その後、平成11年に「新エンゼルプラン」を、平成13年には「待機児童ゼロ作戦」を策定して保育の受け皿数の拡大を進め、平成15年には国・自治体・企業に対し、子育て支援のための行動計画の策定を義務づけ、社会全体として子育てを支えるため「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号）が成立した。さらに「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）の改正により平成16年4月1日時点における待機児童数が50人以上の自治体に対し、待機児童解消計画の策定を義務付けた。

平成27年の「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴い、保育の必要性の認定に関して、特定教育・保育の給付対象となる事由にパートタイム就労や求職活動等が追加されたことによる保育需要も増加しさらなる待機児童増加が懸念され、平成28年には「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」を取りまとめ、同年、「仕事・子育て両立支援事業」を創設するとともに、企業主導型保育事業等を開始した。その後、更なる保育の受け皿拡大を図るため、平成29年に「子育て安心プラン」、令和2年に「新子育て安心プラン」を策定するなど、国の政策に基づく地方自治体における保育の受け皿整備のほか、地方自治体独自の取組により待機児童対策が進められた結果、待機児童数は平成29年の約2万6千人

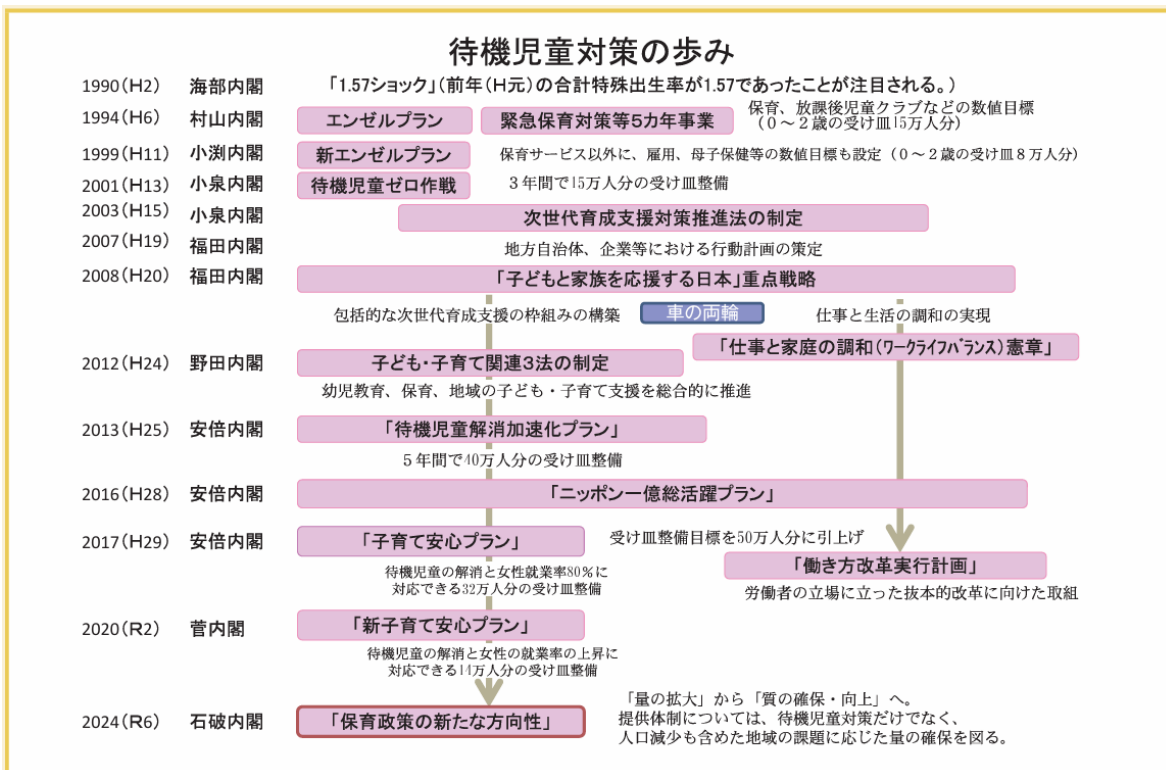
をピークに減少を続け、令和6年4月時点では2,567人まで減少した。

「新子育てで安心プラン」が令和6年度末で終期を迎えるため、今後の保育政策の在り方について同年12月に「保育政策の新たな方向性」を取りまとめている。

《保育の受け皿数、申込者数当の推移》



《待機児童対策の歩み》

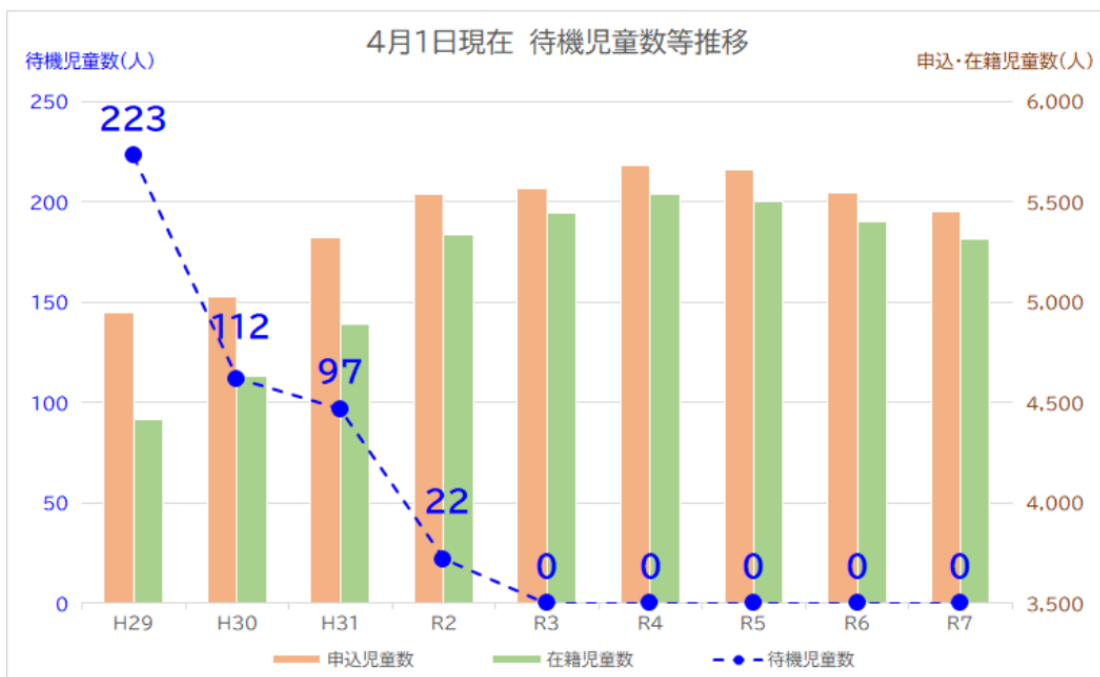


(出典:「令和6年度我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施状況(令和7年6月13日閣議決定・国会提出)」)

一方、市においては、国の方針・施策を受けながら待機児童解消事業を促進してきた。平成17年に国の次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画「福島市新エンゼルプラン（次世代育成支援行動計画）」を策定し、平成17年度から平成26年度までの10年間、子ども自身に加え、市民、家庭、地域、事業所等地域を構成するすべての人を対象とし、保育ニーズに応えるサービス提供や施設整備等について、総合的かつ計画的に取り組んできた。また、子ども・子育て支援法の基本指針に基づくとともに、「福島市新エンゼルプラン（次世代育成支援行動計画）」を継承した「福島市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援の総合的な取組みを進めてきた。

変化する社会情勢を捉え、市の実情に応じた子ども・子育て支援の総合的な取組みを一層推進するために、「子ども・子育て新ステージプラン」を策定し、平成29年12月以来、待機児童ゼロを目指し、「保育の受け皿の拡大」と「保育士の確保」を2本の柱とした「待機児童対策推進（緊急）パッケージ」による取組みを進め、令和3年度以降、5カ年連続で待機児童数ゼロを達成している。一方、希望する保育施設に入所できなかった「潜在的待機児童数（入所保留児童数）」は減少傾向にあるが、未だ100人超であることから、今後も待機児童対策を推進し潜在的待機児童の減少を目指している。

《4月1日現在 待機児童数等推移》



(出典：福島市ホームページ)

《待機児童数等の推移》

	平成29年	令和3年	令和6年	令和7年
待機児童数 (国基準)	223	0	0	0
潜在的待機児童数 (入所保留児童数)	520	128	115	110
申込児童数	4,947	5,567	5,545	5,452
市内認可施設 在籍児童数	4,419	5,446	5,398	5,316

(出典：福島市公表データ及び幼保企画課提供データより監査人が作成)

(2) 待機児童対策事業について【意見】

市は、「保育の受け皿の拡大」と「保育士の確保」を2本の柱とした待機児童対策を推進しており、事業成果もあり待機児童数(国基準)は令和3年以降、5カ年連続でゼロを達成している状況である。現在、国において「新子育て安心プラン」のもとで保育の受け皿を整備し待機児童解消を推進している中で、市でも様々な待機児童解消事業により待機児童が加速度的に解消されたと考えられ評価できるものである。

一方、潜在的待機児童数(入所保留児童数)は、減少傾向にあるものの5年以上100人以上が継続的に存在している。潜在的待機児童とは、統計上の待機児童には含まれないが、実質的には入所を希望しているものの希望園に入れていない児童のことを言い、一見、待機児童問題が解決しているように見えても、実質的には待機児童が存在しており、保護者にとっては未解決の状況である。今後は、実務的にも政策的にも該当保護者のニーズを拾い、そのニーズが現在行われている待機児童解消促進事業の内容と合致しているのかを重視し、必要に応じて事業に修正を加え、潜在的待機児童数の減少を図っていくことが望まれる。

また、令和6年度、市では待機児童解消促進事業費として、当初予算額307百万円が計上されている(「令和6年度 予算の概要 ～個別事業集」より)が、各事業を確認すると、当初予算額と決算額と差額(予算残額)がここ数年多く、実績が減少傾向にある事業もある。各事業の費用対効果についても改めて分析した上で、前述の潜在的待機児童数の問題、今後の子育て環境の変化、少子化の影響等を考慮し、各事業予算配分を柔軟に変更した上で対処していくことが望まれる。

(3) 福島市の待機児童解消事業

監査対象とした市の待機児童解消事業は、以下のとおりである。

- ① 児童福祉施設等整備事業(8-1. 福島市保育所等整備事業費補助金)
- ② 私立幼稚園預かり保育支援事業(8-2. 私立幼稚園預かり保育支援補助金)
- ③ 幼稚園送迎ステーション事業(8-3. 福島市幼稚園送迎ステーション運営業務委託)

- ④ 保育士宿舍借り上げ支援事業（８－４．福島市保育士宿舍借り上げ支援事業補助金）
- ⑤ 保育支援員雇用支援事業（８－５．福島市保育体制強化事業補助金）
- ⑥ U I J ターン保育士等就労支援事業（８－６．U I J ターン保育士等就労支援補助金）
- ⑦ 保育士等奨学資金貸付事業（８－７．福島市保育士等奨学資金貸付金）

８－１．福島市保育所等整備事業費補助金

（１）概要

事業の名称	福島市保育所等整備事業費補助金		
所管部署	幼保企画課		
事業開始年度	平成28年度		
事業の内容	待機児童解消のための保育所等の創設や老朽化による改築等、保育所等の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができる体制整備を図る。		
財源	R4：保育所等整備交付金（国 1/2、市 1/4） R5：福島県安心こども基金特別対策事業補助金（県2/3、市1/12） R5：子ども・子育て支援施設整備交付金（国1/3、県1/3、市1/3） R6：就学前教育・保育施設整備交付金 （保育分：国 2/3、市 1/12、教育分：国1/2、市1/4） R6：福島県安心こども基金特別対策事業補助金（県1/2、市1/4）		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	130,608	283,119	150,230
決算額（千円）	142,057	216,040	118,546
当初予算額と決算額との差額（千円）	▲ 11,449	67,079	31,684

（２）監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
関係書類を閲覧し、交付要綱で定める事業及び交付先が補助対象になっていること、及び補助の公益的必要性を確認した。	待機児童解消のため、保育所等の創設や老朽化による改築等、施設整備に要する費用の一部を補助しており、国・県の関連要綱に基づき交付された補助金について、市が「福島市保育所等整備事業費補助金交付要綱」に基づき、補助対象園に交付している。施設の耐震性・老朽化対策等に対して整備を行い、安全で質の高い保育・教育環境の確保し、こどもを安心して育てることが出来る体制の整備を促進することは子育て支援の一環として公益上の必要性があるものと判断した。
関係書類を閲覧し、補助金の申請、決定、交付等の手続が交付要綱に従い適切に行われているかを確認した。	福島市保育体制強化事業補助金に関する一連の資料を閲覧した結果、交付要綱において必要とされる書類は徴求されており、手続は交付要綱に従い適切に行われていることを確認した。

監査要点及び実施した手続	実施結果
関係書類を閲覧し、補助金額の算定及び交付時期は適切かを確認した。	補助金額は交付要綱どおりに決定・交付されていることを確認した。
関係書類を閲覧し、補助事業の実績報告は適切かを確認した。	工事請負契約書、工事内訳資料、完成届等の関連資料が適切に徴求・保管されており、補助事業等出来高検査復命書を閲覧し、契約関係図書、出来高調書及び現地における竣工状況について、書面調査、現場調査が実施されていること確認した。
関係書類を閲覧し、補助交付先への指導・監督は適切かを確認した。	補助事業等出来高検査復命書を閲覧し、補助対象経費となる支出項目（工事費）について、契約関係図書、出来高調書及び現地における竣工状況について、書面調査、現場調査が実施されていること確認した。
関係書類を閲覧し、補助事業の効果測定及びそのフィードバックが適切かを確認した。	認定こども園の設置や耐震化、建替え、老朽化対策に対し施設整備が行われ、保育の質・安全性の確保に繋がっており、近年の市の待機児童数の状況からもその効果は確認できる。

(3) 監査の結果

監査を実施した結果、発見事項はない。

8-2. 私立幼稚園預かり保育支援補助金

(1) 概要

事業の名称	私立幼稚園預かり保育支援事業費		
所管部署	幼保企画課		
事業開始年度	平成29年度		
事業の内容	通常の教育時間の前後や春季等長期休業期間等に、11時間以上にわたり開園し預かり保育を実施する幼稚園に対し、人件費の一部を補助する。		
財源	市（一般財源）		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	6,408	8,984	8,067
決算額（千円）	4,647	4,996	4,028
当初予算額と決算額との差額（千円）	1,761	3,988	4,039

※申請数：令和4年度7名、令和5年度3名、令和6年度1名

(2) 監査要点及び実施した手続並びに実施結果

実施した手続	実施結果
<p>関係書類を閲覧し、交付要綱で定める事業及び交付先が補助対象になっていること、及び補助の公益的必要性を確認した。</p>	<p>市では預かり保育事業の推進により待機児童解消の促進を図るため、市立幼稚園における預かり保育に係る経費に対し、「私立幼稚園預かり保育支援補助金交付要綱」に基づき、補助対象施設の設置者又長に交付している。</p> <p>幼稚園の預かり保育は、教育機能を基本としつつ、保護者の就労を支える保育機能を補完しており、待機児童解消策としても効果的であることから子育て支援の一環として公益上の必要性があるものと判断した。</p>
<p>関係書類を閲覧し、補助金の申請、決定、交付等の手続が交付要綱に従い適切に行われているかを確認した。</p>	<p>私立幼稚園預かり保育支援補助金に関する一連の資料を閲覧した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <p>➤ 補助額の算定と補助要綱の整備について((3) 監査の結果 ①【指摘】)</p>
<p>関係書類を閲覧し、補助金額の算定及び交付時期は適切かを確認した。</p>	<p>私立幼稚園預かり保育支援補助金に関する一連の資料を閲覧した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <p>➤ 補助額の算定と補助要綱の整備について((3) 監査の結果 ①【指摘】)</p>
<p>関係書類を閲覧し、補助事業の実績報告は適切かを確認した。</p>	<p>実績報告書等を閲覧した結果、書類は適切に徴求・保管されており、実績報告を受け決定額と過不足が生じた場合は補助要綱に従い変更申請が行われ補助金が決定されていることを確認した。</p>
<p>関係書類を閲覧し、補助交付先への指導・監督は適切かを確認した。</p>	<p>市の補助金交付後の対応について、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <p>➤ 補助金の効果測定について((3) 監査の結果 ②【意見】)</p>
<p>関係書類を閲覧し、補助事業の効果測定及びそのフィードバックが適切かを確認した。</p>	<p>市は「保育の受け皿の拡大」と「保育士の確保」を2本の柱とした待機児童対策を推進している。保育士の就業援助は「保育士の確保」事業の中心として、保育の質・安全性の確保に繋がっており、近年の市における待機児童数からもその効果が確認できる。</p> <p>市の補助金交付後の対応について、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p>

実施した手続	実施結果
	▶ 補助金の効果測定について（（3）監査の結果） ②【意見】

（3）監査の結果

① 補助額の算定と補助要綱の整備について【指摘】

私立幼稚園預かり保育支援補助金は、交付要綱において補助金の額が定められており、「預かり保育事業に従事する保育士等1名の給料の2分の1（ただし、当該保育士等に係る預かり保育事業に従事した月の累計時間の合計に1,187円を乗じて得た額の2分の1を上限とする）」とされている。監査において申請施設の実施計画書、出勤簿、実績報告書等を確認したところ、補助額の上限計算の基礎となる「預かり保育事業に従事した月の累計時間」の申請（実績報告）時間が異常に突出している施設が見受けられた。担当課に確認したところ補助金申請・給付確認時において申請時間が妥当であるかの確認はしていないとのことであった。申請（報告）された時間が「預かり保育事業に従事した時間」として合理的であるか否かについては、補助額の基礎（上限額）として非常に重要であり、実施計画書において預かり保育時間（受入時間）が明記されていることから、預かり保育申請（報告）時間の合理性についてはおおよその推定できる。しかし申請（報告）された時間数の合理性を確認することなく補助額を算出し給付している市の対応は問題がある。

今回監査で確認した預かり保育時間の申請（実績報告）時間が異常に突出している施設について、申請時間数が補助要綱に定める「預かり保育事業に従事した時間」であるか担当課に改めて確認を依頼したところ、当該施設は預かり保育に従事する者が預かり保育専任者であり、預かり保育に関する事務作業等も含まれているため、当該専任者の出勤時間全てを「預かり保育事業に従事した時間」として申請しているとのことであった。同様に他施設についても確認したところ、預かり保育後に日誌を作成する等の事務作業時間は想定されるが、預かり保育の受入時間のみ申請している施設もあった。これは、交付要綱における「預かり保育事業に従事した時間」に受入時間はもちろんのこと、事務作業等の時間も含まれるのかが交付要綱において一切明記されておらず、「預かり保育事業に従事した時間」の解釈が申請者の主観により申請されていることが要因である。その上、市側でも申請時間の合理性の確認作業がなされていないとなれば、補助に不公平が生じている状態である。

交付要綱の記載が曖昧・抽象的であることは補助の不公平が生じる発生要因となる。申請内容の解釈が申請者ごとに異なることがないよう、想定される業務も検討しながら補助対象となる業務、補助対象外の業務等を交付要綱に明記するよう交付要綱の整備が必要である。

また、市も申請内容を鵜呑みにするのではなく、例えば前年度や施設間で比較する、合理的な推定値を算出して比較すること等により、施設からの申請（報告）内容の合理性を

市で確認できる体制を構築する必要がある。

② 補助金の効果測定について【意見】

この補助金の効果測定に関して市の対応について確認した。市では交付した後の補助金の効果については特段確認していないようであった。

私立幼稚園預かり保育支援補助金は、預かり保育に係る経費に対して補助を行い、待機児童解消事業として保育の受け皿の拡大となることが本来の目的である。そのための補助金の効果測定方法として、例えば預かり保育の利用児童数の増加、利用率、時間帯別利用時間等について分析、確認することや、保護者アンケートによる待機児童解消・就労支援への効果等を把握することが考えられる。この事業が市の待機児童数の減少からも一定の効果があるものとは推測はできるが、具体的に事業の効果を確認する体制を構築することが望ましい。

8-3. 福島市幼稚園送迎ステーション運營業務委託

事業の名称	幼稚園送迎ステーション事業費		
所管部署	幼保企画課		
事業開始年度	令和3年度		
事業の内容	保護者が就労等により直接幼稚園への送迎ができない場合、送迎バスが来るまで又は保護者が迎えに来るまで一時的に児童の預かり保育を行うステーションを開設するため適切な施設へ業務を委託する。		
財源	保育対策総合支援事業費補助金 国1/2 県1/4 市1/4		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	13,254	13,190	13,190
決算額（千円）	10,206	10,529	10,798
当初予算額と決算額との差額（千円）	3,048	2,661	2,392

(1) 概要

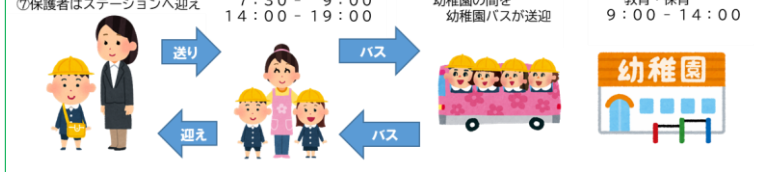
本業務は、令和3年度より開始された待機児童解消促進事業の一つであり、保護者の就労時間と登降園時間のミスマッチを解消するため、近隣の送迎ステーションにおいて保護者から児童を預かり、幼稚園の登園バスが迎えに来るまでの間と、幼稚園降園後に保護者が迎えに来るまでの間、送迎ステーションにおいて保育を行うとし、福島保育所とみその幼稚園の2園を送迎ステーションとして委託契約を締結している。

《福島市幼稚園送迎ステーションのご案内》

○送迎ステーションとは
送迎ステーションでは、朝夕の幼稚園開園時間の前後にお子さんをお預りします。また、幼稚園のスクールバスが、送迎ステーションと幼稚園の間のお子さんの送迎をします。

利用イメージ (平日)

保護者	送迎ステーション	幼稚園バス送迎	幼稚園
①保護者はステーションへ送り ⑦保護者はステーションへ迎え	②⑥ステーションでの保育 7:30 - 9:00 14:00 - 19:00	③⑤ステーションと幼稚園の間を幼稚園バスが送迎	④幼稚園での教育・保育 9:00 - 14:00



○利用の条件

- ①私立幼稚園を利用する児童で、保育の必要性がある(福島市から保育認定【2号】を受けている)こと。
- ②児童と保護者ともに福島市民であること。

○開設場所

- ①福島保育所(福島市森合町 8-12)
- ②みその幼稚園(福島市方木田字永樋 15-11)

○開設時間

- ・朝の時間:午前7時30分から午前9時まで
- ・夕の時間:午後2時から午後7時まで

○休園日

日曜日、祝日、年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)など

○利用料

月2,000円 ※スクールバスの利用料が別途かかります

○ステーション利用申込について

施設ごとに、空き状況や対応状況が異なりますので、利用を希望される方は通っている幼稚園へ利用を希望する旨をご相談下さい。

(出典：福島市ホームページ)

(2) 監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
関係書類の閲覧等により、契約の方式及び相手方の選定方法は適正であるかどうか確認した。	福島市幼稚園送迎ステーション運營業務委託の委託契約先である福島保育所とみその幼稚園は事業開始である令和3年度から現在まで業務を受注している。2園ともに地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠とする随意契約により業者を選定しているが、「監査の結果」に記載した問題点

監査要点及び実施した手続	実施結果
	<p>が検出された。</p> <p>➤ 随意契約の理由について((3)監査の結果 ①【意見】)</p>
<p>関係書類の閲覧等により、委託理由に合理性があるかどうか確認した。</p>	<p>福島市幼稚園送迎ステーションは、幼稚園の開園時間前後に預かり保育を行うことを目的としており、対象となる児童に対して専門的な保育知識と保育施設を提供できる園を送迎ステーションとして選定することで、適切な保育サービスの提供を行い業務遂行が確実に図られると判断できるため、委託理由には合理性があることを確認した。</p>
<p>関係書類の閲覧等により、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかどうか確認した。</p>	<p>予算執行伺書により予算配当額が明確である。また、業務委託仕様書により委託事務に必要な件数等は明確に示されていることを確認した。</p>
<p>関係書類の閲覧等により、委託料の算定方法は適正かどうか確認した。</p>	<p>委託料の算定について、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <p>➤ 予定価格の算出について((3)監査の結果 ②【意見】)</p>
<p>関係書類の閲覧等により、委託契約は適法であり、支払は正確かどうかを確認した。</p>	<p>支払条件は、契約書に半期毎と示されており、委託業務完成届により業務の実施状況を確認した上で、請求に基づき契約書に記載されたとおり支払いを行っていることを確認した。</p>
<p>関係書類の閲覧等により、委託料は業務の内容に対し適正な水準かどうか、及び委託先では業務コストの削減努力が行われているかどうかを確認した。</p>	<p>委託料に関して、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <p>➤ 予定価格の算出について((3)監査の結果 ②【意見】)</p>
<p>関係書類の閲覧等により、当該委託契約は予定した業務目的達成に貢献しているかどうかを検討した。</p>	<p>待機児童解消を目的としているが、具体的に待機児童解消に貢献したかは明確ではないが、市の待機児童解消事業全体としては成功している状況である。しかし、福島市幼稚園送迎ステーションに関しては、その利用率から事業の費用対効果を検討するべきであり、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <p>➤ 事業の利用率について((3)発見事項 ③【指摘】)</p>

監査要点及び実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和6年度）の福島市幼稚園送迎ステーション運営業務委託に関する書類を確認し、委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているかについて確認した。	受託者からの日報、月報、委託業務完成届により、業務内容の確認及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられていることを確認した。

（3）監査の結果

① 随意契約の理由について【意見】

福島市幼稚園送迎ステーション運営業務委託契約については、監査対象年度である令和6年度の資料より契約先である2園ともに地方自治法施行令167条の2第1項第2号を根拠とする随意契約となっており、その理由は以下のとおりである。なお、過去の資料を閲覧すると理由の記載に駐車場要件や立地条件が追加されている年度があったが、令和6年度においては下記3点の記載であった。

- (a) 当該事業のために厚生労働省による「認可外保育施設指導監督基準」を満たす設備・体制を整えることができる施設であること。
- (b) 当該事業の実施に必要な独立した部屋を備えている施設であること。
- (c) 事業を利用する各幼稚園等と連絡・調整を円滑に行える施設であること。

随意契約とは、競争入札の方法によらず地方公共団体が任意に特定の相手を選択して契約を締結する例外的な方法であり、地方自治法施行令第167条の2第1項に列挙されている要件に該当する場合以外には適用できない。適切な運用をすれば契約の目的を達成するために効果を発揮するが、運用方法を誤ると職員の恣意的な発注による契約相手方の固定化が常態化し、公平性、公正性、透明性、競争性、経済性を確保できなくなるおそれがある。そのため、「福島市随意契約ガイドライン」においても、説明責任の確認の項目があり、随意契約とした合理的な理由を市として適切に説明する必要がある。

地方自治法施行令167条の2第1項第2号は特命随意契約（一者随意契約）の場合に多く適用される条文であり、当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上不可能であるかどうかや、契約目的を達成するための履行条件を満たす者が、契約時点において特定されているかに注意が必要である。上記の選定理由のみでは、現在委託している2先以外に業務を履行することが可能な施設が全くないという状況の確認が困難である。担当者に選定理由を改めて確認したところ、「送迎ステーションとしての立地ニーズの調査の結果や、幼稚園送迎車両の停留所及び送迎ステーション利用者に係る駐車スペースの確保ができること、幼稚園休園日の際にも送迎ステーション利用者がステーション内において一時預かり事業を利用できること、ステーション開設のための職員体制が整っていること等を踏まえ、現在の2施設が運営可能と判断した」との回答を得た。

この回答を理由に地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用することは否定されないと考えるが、現状の随意契約の理由には具体的な選定理由が示されておらず、受託者以外では当該業務ができないことについての記載が不十分であると言わざるを得ない。事前を送迎ステーション開設先について利用者ニーズ等様々な調査したということであれば、調査した記録等も根拠として保管されているべきであるが監査において関連資料は確認できなかった。

随意契約が契約方法における例外的な契約方法であることを再認識し、選定理由の具体的な記載、調査資料の保管を適切に行うことが望ましい。

② 予定価格の算出について【意見】

予定価格の積算に関して、発注予定業者から参考見積書を徴取して委託料積算資料を作成しているが、項目、金額ともに参考見積書と一致しており、特に加算・減算、詳細な検討等はされていない。発注予定業者からの参考見積書を基にすることは理解できるが、市側で具体的内容を検討した結果が確認できず、予定価格が発注予定業者主導で進んでいるように思われる。価格に関しては、市では設計できない項目も含まれている可能性はあるが、発注予定業者とは複数年にわたって委託契約を締結しており、前年度以前の実績も確認できることや契約の都度、参考見積書を徴取しているため、過去からの参考見積書の情報があれば、担当課でも予定価格を算出し、適正な価格を推定することは不可能ではない。

今回、参考見積書、予定価格等を確認すると落札率 100%となっている点、市独自の詳細な検討書類がないことから、予定価格に対して市独自の検討した結果が反映されているとは言い難い。業務が完了した際に、業者からの実績時間情報を入手するなど情報収集に努め、市として参考見積書を確認できる体制を整え予定価格に反映する等の対応が望まれる。積算根拠が不明確であるものや、積算時の検討が不十分であることが疑われるようなものがないように、当該契約に対する予定価格積算の考え方、客観性についてどのように説明責任を果たせるかを今一度検討する必要がある。

③ 事業の利用率について【指摘】

福島市幼稚園送迎ステーションは令和 3 年度から待機児童解消のための事業として実施されているが、その利用率はかなり低い状況が続いており、事業開始当初より 2 園合わせて定員 40 名であるところ、実利用人数は毎年 10 名以下と半分にも満たない状況が続いている。一方で、委託費は 10 百万円以上が支出されている実態がある。

本事業が待機児童解消に寄与していないということはないが、市として経済性・効率性・有効性の観点から、多くのニーズがあるのか、またその費用対効果を鑑み、待機児童解消として必要な事業なのか、再度検討すべきである。

《送迎ステーション利用率等推移》

福島保育所	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
世帯数	4	4	6	4
利用児童数	5	5	7	5
委託料	7,783,820	7,882,574	7,495,400	6,451,883
みその幼稚園	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
世帯数		0	3	2
利用児童数		0	3	2
委託料		1,289,745	5,209,600	4,427,057
予算	17,803,000	13,254,000	13,190,000	12,705,000
バス借り上げ料	565,765	1,033,610	485,000	485,000
委託料計	7,783,820	9,172,319	12,705,000	10,878,940
決算額	8,349,585	10,205,929	13,190,000	11,363,940
利用定員（人）	20	40	40	40
実利用人数（人）	5	5	10	7
利用率（％）	25	13	25	18

（出典：幼保企画課提供データ）

8-4. 福島市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金

（1）概要

事業の名称	保育士宿舎借り上げ支援事業		
所管部署	幼保企画課		
事業開始年度	平成30年度		
事業の内容	各施設に就労する常勤保育士のために宿舎を借り上げている私立認可保育施設設置者に対する補助。		
財源	保育対策総合支援事業費補助金 国1/2 県1/4 市1/4		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	26,550	25,200	23,850
決算額（千円）	18,267	17,935	16,486
当初予算額と決算額との差額（千円）	8,283	7,265	7,364

（2）監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
関係書類を閲覧し、交付要綱で定める事業及び交付先が補助対象になっていること、及び補助の公益性の必要性を確認した。	待機児童解消のため、保育士の人材確保や離職防止を図ることを目的とし、保育士用宿舎借り上げを支援するため、借り上げ保育者宿舎を有する保育施設等経営者に対し、「福島市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱」に基づき補助金を交付している。 保育士人材不足は保育の質や、施設の定員維持、施

監査要点及び実施した手続	実施結果
	設経営に直結する重大なリスクである。人材確保の一つの戦略として、保育士宿舎による住宅支援は、保育士の確保・定着を促進し、保育の質と安定的な保育提供体制の維持に繋がり、子育て支援の一環として公益上の必要性があるものと判断した。
関係書類を閲覧し、補助金の申請、決定、交付等の手続が交付要綱に従い適切に行われているかを確認した。	福島市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金に関する一連の資料を閲覧した結果、交付要綱において必要とされる書類は徴求されており、手続は交付要綱に従い適切に行われていることを確認した。
関係書類を閲覧し、補助金額の算定及び交付時期は適切かを確認した。	補助金額は交付要綱どおりに決定・交付されていることを確認した。
関係書類を閲覧し、補助事業の実績報告は適切かを確認した。	交付要綱に基づき、実績報告書、収支計算書等が適切に徴収・保管されていること確認した。
関係書類を閲覧し、補助交付先への指導・監督は適切かを確認した。	交付要綱に基づき、実績報告書、収支計算書等を審査した上、補助金確定通知書により補助額を通知していることを確認した。
関係書類を閲覧し、補助事業の効果測定及びそのフィードバックが適切かを確認した。	市は保育の受け皿の拡大と「保育士の確保」を2本の柱とした待機児童対策を推進している。保育士宿舎借り上げ支援事業については、「保育士の確保」事業の中心として、保育の質・安全性の確保に繋がっており、近年の市における待機児童数からもその効果は確認できると判断した。

(3) 監査の結果

監査を実施した結果、発見事項はない。

8-5. 福島市保育体制強化事業補助金

(1) 概要

事業の名称	保育体制支援員雇用支援事業費		
所管部署	幼保企画課		
事業開始年度	平成31年度		
事業の内容	保育士の負担軽減のため、地域に住む資格のない人材を保育支援員として雇用した施設に対する人件費の一部を助成する。		
財源	保育対策総合支援事業費補助金 国1/2 県1/4 市1/4		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額(千円)	48,000	48,000	52,800
決算額(千円)	35,722	36,778	39,368
当初予算額と決算額との差額(千円)	12,278	11,222	13,432

(2) 監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
関係書類を閲覧し、交付要綱で定める事業及び交付先が補助対象になっていること、及び補助の公益的必要性を確認した。	待機児童解消のため、地域住民や子育て経験者など地域の多様な人材(保育支援者)を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって保育体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備することを目的とし、市が「福島市保育体制強化事業補助金交付要綱」に基づき、補助対象施設に交付している。 保育士人材不足は保育の質や、施設の定員維持、施設経営に直結する重大なリスクである。人材確保の一つの戦略として、保育士に対する負担軽減策は、保育士の定着を促進し、保育の質と安定的な保育提供体制の維持に繋がり、子育て支援の一環として公益上の必要性があるものと判断した。
関係書類を閲覧し、補助金の申請、決定、交付等の手続が交付要綱に従い適切に行われているかを確認した。	福島市保育体制強化事業補助金に関する一連の資料を閲覧した結果、交付要綱において必要とされる書類は徴求されており、手続は交付要綱に従い適切に行われていることを確認した。
関係書類を閲覧し、補助金額の算定及び交付時期は適切かを確認した。	補助金額は交付要綱どおりに決定・交付されていることを確認した。
関係書類を閲覧し、補助事業の実績報告は適切かを確認した。	交付要綱に基づき、実績報告書、収支計算書等が適切に徴収・保管されていることを確認した。
関係書類を閲覧し、補助交付先への指	交付要綱に基づき、実績報告書、収支計算書等を審

監査要点及び実施した手続	実施結果
導・監督は適切かを確認した。	査した上、補助金確定通知書により補助額を通知していることを確認した。
関係書類を閲覧し、補助事業の効果測定及びそのフィードバックが適切かを確認した。	市は保育の受け皿の拡大と「保育士の確保」を2本の柱とした待機児童対策を推進している。保育体制強化事業については、保育士に負担軽減による就業継続効果から「保育士の確保」事業の中心として、保育の質・安全性の確保に繋がっており、近年の市における待機児童数からもその効果は確認できると判断した。

(3) 監査の結果

監査を実施した結果、発見事項はない。

8-6. U I J ターン保育士等就労支援補助金

(1) 概要

事業の名称	U I J ターン保育士等就労支援補助金		
所管部署	幼保企画課		
事業開始年度	平成29年度		
事業の内容	県外から転入し私立認可保育施設等に就労した保育士等に対し、就労に係る費用の一部を助成する。		
財源	市（一般財源）		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	2,000	1,600	1,400
決算額（千円）	1,253	490	200
当初予算額と決算額との差額（千円）	747	1,110	1,200

(2) 監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
関係書類を閲覧し、交付要綱で定める事業及び交付先が補助対象になっていること、及び補助の公益的必要性を確認した。	市では待機児童解消のため、保育人材確保を目的とし、福島県外から転入し、市内で就労する保育士、幼稚園教諭又は保育教諭に対し、住宅取得費用等の必要な経費を「福島市U I J ターン保育士等就労支援補助金交付要綱」に基づき、補助対象者に交付している。 保育士人材不足は保育の質や、施設の定員維持、施設経営に直結する重大なリスクである。人材確保の一つの戦略として、保育士の定着を促進、保育の質

監査要点及び実施した手続	実施結果
	と安定的な保育提供体制の維持に繋がり、子育て支援の一環として公益上の必要性があるものと判断した。
関係書類を閲覧し、補助金の申請、決定、交付等の手続が交付要綱に従い適切に行われているかを確認した。	福島市U I J ターン保育士等就労支援補助金に関する一連の資料を閲覧した結果、交付要綱において必要とされる書類は徴求されており、手続は交付要綱に従い適切に行われていることを確認した。
関係書類を閲覧し、補助金額の算定及び交付時期は適切かを確認した。	補助金額は交付要綱どおりに決定・交付されていることを確認した。
関係書類を閲覧し、補助事業の実績報告は適切かを確認した。	関係書類を閲覧し、補助事業の実績報告が適切に実施されていることを確認した。
関係書類を閲覧し、補助交付先への指導・監督は適切かを確認した。	市ではホームページで補助事業の紹介を行い、さらに保育施設へ交付要綱を送り、交付対象者の応募がある場合には申請について案内するよう周知している。 市の補助金交付後の対応について、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。 ➤ 補助金の効果測定について ((3) 監査の結果 ①【意見】)
関係書類を閲覧し、補助事業の効果測定及びそのフィードバックが適切かを確認した。	市は「保育の受け皿の拡大」と「保育士の確保」を2本の柱とした待機児童対策を推進している。保育士の就業援助は「保育士の確保」事業の中心として、保育の質・安全性の確保に繋がっており、近年の市における待機児童数からもその効果が確認できると判断した。 市の補助金交付後の対応について、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。 ➤ 補助金の効果測定について ((3) 監査の結果 ①【意見】)

(3) 監査の結果

① 補助金の効果測定について【意見】

福島市U I J ターン保育士等就労支援補助金は福島県外から転入し、市内で就労する保育士、幼稚園教諭又は保育教諭に対し、住宅取得費用等の必要な経費を一定額補助することにより、市内で就労する保育士、幼稚園教諭及び保育教諭の人材確保を目的としている。

この補助金の効果測定に関して市の対応について確認した。交付要綱第12条では、「市長は必要に応じ、第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が、勤務する保育施設に勤務状況等を確認することができる。」とされているが、ここ数年の申請者について、市では交付した後の確認はされていないようであった。

福島市U I J ターン保育士等就労支援補助金は、就労支援の一環で活用されるだけでなく、待機児童解消事業として保育人材が長期的に確保されることが本来の目的であり、そのための補助金の効果測定として、例えばU I J 別に就労の継続（定着率）の確認や、申請者からアンケート等により福島での就労意欲等を確認することが有用である。就職者数・定着率・満足度を把握することで、待機児童解消事業の一つとして、また市全体としてU I J ターン施策の課題を把握できる体制を整備することが望ましい。

8-7. 保育士等奨学資金貸付金

(1) 概要

事業の名称	保育士等奨学資金貸付事業費		
所管部署	幼保企画課		
事業開始年度	令和元年度		
事業の内容	保育士等を確保するため、保育士等養成施設等を卒業後、市内の保育所等で保育士等として勤務しようとする学生に対し無利子で奨学金を貸し付ける。		
財源	市（子ども・子育て基金）		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	45,536	45,996	44,700
決算額（千円）	38,096	40,921	36,400
当初予算額と決算額との差額（千円）	7,440	5,075	8,300

(2) 監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
保育士等奨学資金貸付事務に関して、関連資料を閲覧し、「福島市保育士等奨学資金貸付条例」及び「福島市保育士等奨学資金貸付条例施行規則」に準拠しているか確認した。	保育士等奨学資金貸付事務に関して、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。 ➤ 貸付契約書について（(3) 監査の結果 ①【指摘】）
貸付の認定や支出は、条例等に基づき適切に処理されているか確認した。	貸付の認定や支出について、条例等に基づき適切に処理されていることを確認した。
債権管理は条例等に準拠し適切に行われているか。	担当課でスプレッドシートにより台帳及び返還状況管理表を作成し、適切に管理が行われていることを確認した。台帳に関して、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。

監査要点及び実施した手続	実施結果
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 債権管理台帳の整備について((3) 監査の結果 ②【指摘】) ➤ 台帳の管理方法について((3) 監査の結果 ③【意見】)

(3) 監査の結果

① 貸付契約書について【指摘】

保育士等奨学資金貸付金に関して、「貸付契約書」を確認したところ、貸付契約であるにもかかわらず、貸付金の返還に関する事項についての記載が一切なかった。これについて担当課に確認したところ、保育士等奨学資金貸付金は「当然免除」という考え方が基本にあるためという認識があり、また過去からの契約書の形式に対して特段疑問が生じていない状況のようであった。貸付金に対して、条例等に基づく返還事由が生じた場合には返還計画書を作成し返還を行うとのことである。

貸付金の当然免除及び返還については、「福島市保育士等奨学資金貸付条例」及び「福島市保育士等奨学資金貸付条例施行規則」に下記のように明示されている。

【福島市保育士等修学資金貸付条例】

(返還債務の当然免除)

第 11 条 奨学資金の貸付けを受けた者（以下「被貸付者」という。）が修学先養成施設等を卒業後 1 年以内（病気その他のやむを得ない理由がある場合は、1 年に当該理由の継続する期間を加えた期間以内。以下同じ。）に、市内の保育所等において、保育士等としてその業務に就き、及び引き続き保育士等としてその業務に従事した場合において、その引き続き従事した期間（以下「従事期間」という。）が 3 年以上であるときは、次の表の左欄に掲げる従事期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額の奨学資金の返還を免除する。

従事期間	免除額
3 年以上 5 年未満	貸し付けた額の 2 分の 1 に相当する額
5 年以上	貸し付けた額の全額

2 被貸付者のうち、修学先養成施設等を卒業後 1 年以内に、市内の保育所等において、保育士等としてその業務に就き、及び引き続き保育士等としてその業務に従事した者が、病気その他のやむを得ない理由のため保育士等としての業務に従事せず、かつ、当該理由の継続する期間経過後、引き続いて再び市内の保育所等において、保育士等としてその業務に就き、及び引き続き保育士等としてその業務に従事した場合においては、その者を先の保育士等としてその業務に従事した期間と後の保育士等としてその業務に従事した期間とを通じ、引き続き保育士等としてその業務に従事した者とみなして前項の規定を適用する。

(返還)

第 12 条 被貸付者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額の奨学資金を返還しなければならない。

- (1) 第 10 条の規定により第 8 条第 2 項の規定による契約を解除されたとき 貸付けを受けた額の全額
 - (2) 修学先養成施設等を卒業後 1 年以内に、市内の保育所等において保育士等としてその業務に就かなかつたとき 貸付けを受けた額の全額
 - (3) 従事期間が前条第 1 項の規定により貸付けを受けた奨学資金の返還について全部の免除を受けられる期間に満たないとき 貸付けを受けた額から同項の規定により免除を受けた額を控除した額
- 2 前項の規定による奨学資金の返還は、当該返還理由の生じた日の属する月の翌月から起算して 5 年を限度とした期間内において月賦又は半年賦の均等払の方法により行わなければならない。

当然免除が多いことは想定するが、当然返還になる者も存在する。市では条例や施行規則に記載されている、当然免除が想定されている、これまで同様の契約書でトラブルが生じたことはない等の認識があるようだが、このような認識のもと契約書に当然免除や返還に関して記載不要という判断は、貸付取引の契約書として非常に問題である。

貸付契約書は、契約当事者間で貸付条件を確定するものであり、貸付の発生根拠だけでなく、返還の根拠として、いつどのように返還するのか、どういった場合に免除されるのか等を明確にし、双方の認識共有するものである。契約書に返還条項がなければ、返還義務が契約上確定せず返還義務が成立していないとみなされ、当然免除されるという重要な要件について契約書に明記されていないこと、延滞利息が発生する可能性があること等が記載されていないことについても契約書の瑕疵にあたることを考える。契約書に返還条項の設定、また当然免除要件の確認・届出、延滞利息等、貸付条件については不足なく記載されるよう契約書の整備が必要である。

② 債権管理台帳の整備について【指摘】

債権管理台帳として、「管理台帳及び返還状況管理表」が提示された。提示された債権管理台帳において、徴収履歴、すなわち返還者に対する督促状況（督促日、督促方法、督促結果等）の記録がない状況が発見された。徴収履歴の記載がない場合、返還金についてどのような徴収行為を実施したのか、把握・検証することが困難となり、担当者変更に伴う業務引継ぎに際しても、督促履歴や様々な判断根拠等が後任者に引き継がれずに業務の継続性が損なわれ適切な債権管理の支障となるリスクもある。また、包括外部監査を始めとする外部監査等においても徴収努力の実態を検証できない。

福島市債権管理条例第 5 条及び福島市債権管理条例施行規則第 4 条では、債権管理台帳の整備について記載すべき事項を定めている。貸付金も福島市債権管理条例における

債権であり、福島市債権管理条例及び同施行規則に定める項目を備えた債権管理台帳を整備することが必要である。

【福島市債権管理条例】

(台帳の整備)

第5条 市長等は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録を含む。）を整備しなければならない。

【福島市債権管理条例施行規則】

(台帳の整備)

第4条 条例第5条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 債権の名称
 - (2) 債務者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）
 - (3) 債務者の財産に関する事項
 - (4) 債権の額
 - (5) 債権の発生原因及び発生年月日
 - (6) 履行期限その他履行方法に関する事項
 - (7) 債権の徴収に係る履歴
 - (8) 担保（保証人の保証を含む。以下同じ。）に関する事項
 - (9) その他市長等が必要があると認める事項
- 2 前項各号に掲げる事項のうち、市長等が市の債権の管理上必要がないと認めるときは、その記載の一部を省略することができる。

③ 台帳の管理方法について【意見】

現在、貸付金の債権管理に関して担当課ではスプレッドシート（Excel）で管理している。令和6年度において貸付者総数は64名と多くはなく、スプレッドシートでも少人数でかつ複雑ではない場合においては管理可能である。しかし、待機児童解消事業の保育の受け皿拡大に伴い、今後貸付者が増加した場合、スプレッドシートによる管理では様々なリスクが生じる可能性がある。

「福島市保育士等奨学資金貸付条例」において、正当な理由がなく奨学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときには延滞利息が発生する旨が明記されており、延滞利息の計算が今後必要となれば、スプレッドシートのみでは関数の複雑化、端数処理問題、計算式の誤り、様々な例外ケースの対応への脆弱性等のリスクが想定される。またそもそも、貸付金という内容を鑑みれば個人情報保護・セキュリティの面においてスプレッドシート管理では不安要素が残ることは否定できない。

システムでは、アクセス権限やログイン管理も可能であり、情報漏洩リスクの管理においても有効であり、また手作業による誤りの防止や業務効率化にも寄与する。担当課ではシステム導入も検討はしているとのことであった。システム導入には導入コストも生じることもあり、費用対効果と情報管理リスクも含め検討していくことが望ましい。

9 児童福祉施設等補助金

(1) 概要

事業の名称	児童福祉施設等補助金		
所管部署	幼保企画課		
事業開始年度	平成14年度		
事業の内容	私立保育所等施設の整備及び運営の円滑化とその施設の職員及び児童の処遇の向上を図るため補助を行う。		
財源	市（一般財源）		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	147,838	146,792	149,349
決算額（千円）	145,159	142,195	141,840
当初予算額と決算額との差額（千円）	2,679	4,597	7,509

(2) 監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
関係書類を閲覧し、交付要綱で定める事業及び交付先が補助対象になっていること、及び補助の公益的必要性を確認した。	市内の私立認可保育所等の全施設を対象としており、保育施設の整備及び運営の円滑化と施設の職員及び児童の処遇向上を目的としており、一定の公益的必要性はあると判断した。
関係書類を閲覧し、補助金の申請、決定、交付等の手続が交付要綱に従い適切に行われているかを確認した。	一連の資料を閲覧した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。 ➤ 補助額について（(3) 監査の結果 ①【意見】）
関係書類を閲覧し、補助金額の算定及び交付時期は適切かを確認した。	一連の資料を閲覧した結果「監査の結果」に記載した問題点が検出された。 ➤ 補助額について（(3) 監査の結果 ①【意見】）
関係書類を閲覧し、補助事業の実績報告は適切かを確認した。	実績報告書等を閲覧した結果、書類は適切に徴求・保管されていたが、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。 ➤ 「補助事業等の成果」の記載について（(3) 監査の結果 ②【意見】）
関係書類を閲覧し、補助交付先への指導・監督は適切かを確認した。	実績報告書等を閲覧した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。 ➤ 「補助事業等の成果」の記載について（(3) 監

監査要点及び実施した手続	実施結果
	査の結果 ②【意見】
関係書類を閲覧し、補助事業の効果測定及びそのフィードバックが適切かを確認した。	一連の資料を閲覧した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。 ➤ 当該補助金の今後の方向性について((3) 監査の結果 ③【意見】

(3) 監査の結果

① 補助額について【意見】

「福島市私立保育所等運営費補助金交付要綱」(以下「要綱」という。)によれば、「当該年度の補助算定基準日(6月1日)において、保育事業等を行う場合に事業に対する経費について、設置主体に交付する。」(要綱第2条)とされている。実際の補助金の算定に当たっては、定額の施設割の他、6月1日現在における入所児童数及び勤務する常勤である保育士の人数に一定額をかけた金額をもとに補助額を算出し、交付決定通知書により支給している。

一方、市の補助金等交付の一般規則を定める「福島市補助金等の交付等に関する規則」(以下「規則」という。)によれば、「補助金等の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。補助事業等内容又は補助事業に要する経費の配分の変更(別に定める軽微な変更を除く)をしようとする場合においては、速やかに市長の承認を受けること。」(規則第6条第1項)とあり、それを受けて要綱では、軽微な変更以外の変更とし「補助対象経費に20%以上の増減が発生したとき」と定め、担当課では年度末に補助対象経費の20%以上の増減をチェックして、増減のあった先については「変更承認申請書」(以下「申請書」という。)を起案している。

令和6年度では、年度当初に開設した施設があり、補助対象経費が20%以上増加したため、申請書が起案されている。増加理由として「人件費等の支払額が増額し、補助事業等の経費所要額が増額したため」との記載があるが、規則でいう「交付の目的を達成するために必要があると認められるとき」の判断はされず、結局のところ増額とはなっていない。これについて、担当課に質問したところ、「要綱では6月1日現在の児童数及び保育士数をもとに決定することと定められており、増減への対応は想定していない」との回答であった。

要綱のみ見れば、市の対応でも良いことになるのかもしれないが、一方、要綱では規則も斟酌することになっており、前述の必要性についても判断すべきであるが、形式的な増減チェックにとどまっている。したがって、今後は、申請書には必要性の判断も付記すること、また、前述の案件のように、当然、児童数や保育士の人数も当初より増加していると考えられる場合には増額の検討も行うことが望まれる。

② 「補助事業等の成果」の記載について【意見】

「補助事業等実績報告書」において、「補助事業等の成果」を記載する欄があるが、補助金を受けている各施設全てにおいて、「事業実施施設の円滑な運営及び入所児童の処遇の向上が見られた」との記載であった。確かに、補助金により左記の成果が得られているとは推察されるが、当該補助金によりどのような効果があったのかを確認するために、担当課としてより具体的に記載するよう指導することが望まれる。

③ 当該補助金の今後の方向性について【意見】

当該補助金の交付目的は、「施設の整備及び運営の円滑化とその施設の職員及び児童の処遇の向上を図るため」とされており、使途は特定されず、市に存する私立の認可保育所等全てに対し、施設割の他、児童数や職員数に応じて定額が交付されている。したがって、補助金を団体の運営費補助と事業補助の二つに分けるとすれば、前者の性格のものと考えられる。そして、運営費補助は、団体が自立できるまでの一定期間について行われるべきものと考えられるが、平成14年以降現在まで継続している。

また、下表を見れば、地域型を除く各施設の補助金を含む事業活動資金収支差額はプラスの施設が多く、それを施設整備等に支出した後、残った資金はその他の活動による収支に振り向けられ、特にその支出は積立資産への積立や他拠点への繰入支出として使用されており、当該補助による支援の効果もわかりにくいものとなっている。

したがって、今後は、当該補助金を、施設職員の処遇改善や配置改善、市で行っている特色ある幼児教育・保育推進事業等に関し、積極的な施設への事業補助に切り替えていくことが望まれる。

《各施設の資金収支差額の状況》

	決算月	事業活動資金収支差額 決算	施設整備等による収支差額 決算	小計	その他の活動による収支差額 決算	合計
保育園						
1	R7.3.31	10,946	-10,476	470	-42	428
2	R7.3.31	8,644	0	8,644	-8,398	246
3	R7.3.31	13,297	-2,608	10,689	-9,510	1,179
4	R7.3.31	4,730	-771	3,959	-4,122	-163
5	R7.3.31	15,536	-180	15,356	-14,603	753
6	R7.3.31	7,249	-2,389	4,860	-3,624	1,236
7-1	R7.3.31	11,501	-2,339	9,162	-2,367	6,795
7-2	R7.3.31	10,461	-556	9,905	-10,783	-878
8	R7.3.31	-594	-1,636	-2,230	2,297	67
9	R7.3.31	13,636	-6,782	6,854	-10,901	-4,047
10	R7.3.31	16,099	-183,550	-167,451	48,876	-118,575
11	R7.3.31	27,320	-1,542	25,778	-27,070	-1,292
12	R7.3.31	41,278	-5,244	36,034	-14,024	22,010
13	R7.3.31	10,009	0	10,009	-3,872	6,137

	決算月	事業活動資金収 支差額 決算	施設整備等によ る収支差額 決算	小計	その他の活動に よる収支差額 決算	合計
14	R7.3.31	9,957	-6,681	3,276	-3,275	1
15	R7.3.31	8,008	-4,035	3,973	-7,115	-3,142
16	R7.3.31	8,605	-1,296	7,309	0	7,309
17	R7.3.31	23,654	-3,384	20,270	-22,212	-1,942
18	R7.3.31	15,820	-3,224	12,596	-12,340	256
19	R7.3.31	13,585	-2,641	10,944	-6,899	4,045
20	R7.3.31	16,598	-21,072	-4,474	5,366	892
21	R7.3.31	3,167	-5,793	-2,626	2,657	31
22	R7.3.31	24,478	-2,493	21,985	-21,149	836
23	R7.3.31	24,055	-179	23,876	-20,755	3,121
24	R7.3.31	39,210	-6,113	33,097	-28,407	4,690
25	R7.3.31	10,613	-7,324	3,289	-1,360	1,929
26	R7.3.31	20,163	-16,281	3,882	-8,000	-4,118
27	R7.3.31	32,045	-3,539	28,506	-13,117	15,389
28	R7.3.31	40,323	-2,689	37,634	0	37,634
29	R7.3.31	12,541	0	12,541	-10,000	2,541
30	R7.3.31	44,446	0	44,446	-4,566	39,880
31	R7.3.31	8,512	-10,509	-1,997	0	-1,997
32	R7.3.31	28,699	-7,287	21,412	-5,864	15,548
33	R7.3.31	26,040	-34,437	-8,397	-10,013	-18,410
34	R7.3.31	-23,662		-23,662		-23,662
認定こども園						
35	R7.3.31	56,476	-112,660	-56,184	43,920	-12,264
36	R7.3.31	345,199	-319,386	25,813	0	25,813
37	R7.3.31	-		-		-
38	R7.3.31	-		-		-
39	R7.3.31	1,613	-14,135	-12,522	-4,035	-16,557
40	R7.3.31	-1,595	-151	-1,746	-1,256	-3,002
41	R7.3.31	28,259	-259	28,000	-19,588	8,412
42	R7.3.31	25,626	-5,598	20,028	-9,138	10,890
43	R7.3.31	28,205	-17,482	10,723		10,723
44	R7.3.31	29,818	-17,459	12,359	-3,000	9,359
45	R7.3.31	35,694	-9,730	25,964	0	25,964
46	R7.3.31	10,837	-16,791	-5,954	18,447	12,493
移行型幼稚園						
69	R7.3.31	-4,208	-5,193	-9,401	0	-9,401

(出典：各施設の資金収支計算書等より監査人が作成)

※1 34番は損益計算書による

※2 36番-38番は法人全体の資金収支計算書による

※3 43, 44番は私学助成幼稚園の資金収支計算書を調整して算定

10 私立幼稚園教育振興補助金

(1) 概要

事業の名称	私立幼稚園教育振興費補助金		
所管部署	幼保企画課		
事業開始年度	現在の要綱は平成29年度より施行（正式な開始年度不明）		
事業の内容	子ども子育て支援新制度へ移行していない私立幼稚園に対し、教育環境向上及び健全な運営推進のための私立幼稚園協会を経由し補助金を交付する。また、幼児教育の振興を図るために私立幼稚園協会に対し運営費の補助を行う。		
財源	市（一般財源）		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	41,060	34,910	33,750
決算額（千円）	37,760	34,550	29,300
当初予算額と決算額との差額（千円）	3,300	360	4,450

※令和6年度決算額で見れば、福島市私立幼稚園協会に対する補助金2,000千円、及び同協会に加入する市内の私立幼稚園に対する補助金27,300千円からなっている。以下では、後者について記載する。

(2) 監査要点及び実施した手続及び実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
関係書類を閲覧し、交付要綱で定める事業及び交付先が補助対象になっていること、及び補助の公益的必要性を確認した。	私立幼稚園の教育環境の向上及び健全な運営を推進するためとして、市に存する全施設を対象としており、一定の公益的必要性はあると判断した。
関係書類を閲覧し、補助金の申請、決定、交付等の手続が交付要綱に従い適切に行われているかを確認した。	一連の資料を閲覧した結果、手続は交付要綱に従い行われていることを確認した。
関係書類を閲覧し、補助金額の算定及び交付時期は適切かを確認した。	一連の資料を閲覧した結果、補助金額の算定及び交付時期は交付要綱に従い行われていることを確認した。
関係書類を閲覧し、補助事業の実績報告は適切かを確認した。	実績報告書等を閲覧した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。 ➤ 補助金交付先からの資料の徴求について（(3) 監査の結果 ①【指摘】）
関係書類を閲覧し、補助交付先への指導・監督は適切かを確認した。	実績報告書等を閲覧した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。 ➤ 補助金交付先からの資料の徴求について（(3) 監査の結果 ①【指摘】）
関係書類を閲覧し、補助事業の効果測定及びそのフィードバックが適切か	一連の資料を閲覧した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。

監査要点及び実施した手続	実施結果
を確認した。	➤ 当該補助金の今後の方向性について（（3）監査の結果 ②【意見】）

（3）監査の結果

① 補助金交付先からの資料の徴求について【指摘】

市内の私立幼稚園に対する補助金は、「福島市私立幼稚園運営費等補助金交付要綱」により、補助対象者が福島市私立幼稚園協会（以下「協会」という。）となっていることから、一旦、協会に交付され、そこから各施設に配分されおり、市からみれば、各施設に対しては間接補助の形態となっている。市は、協会から各施設に配分したという実績報告書と収支決算書を入手しているが、協会は各施設からの実績報告書や資金収支計算書等は入手していない。

そして、協会からの実績報告書の補助事業等の成果の欄には、「各私立幼稚園に配分、それぞれに幼稚園運営と幼稚園教育振興、充実のために役立てた」との記載はあるが、各施設からその補助を受けて具体的成果を記載した実績報告書、及び財務状況を示す資金収支計算書等を徴求し検証しなければ、本来ならば記載しえないものと考ええる。

したがって、市としては、間接補助の形態を採ってはいるが、市の資金が流れているのであるから、協会に各施設から資料を徴求し検証することを指導し、その後、市としてもそのチェックをした上で、事業を完了することが必要であると考ええる。

② 当該補助金の今後の方向性について【意見】

当該補助金の交付目的は、「私立幼稚園の教育環境の向上及び健全な運営を推進するため」とされており、用途は特定されず、市に存する新制度に移行していない私立幼稚園全てに、施設割の他、児童数に応じて定額が交付されている。したがって、補助金を団体の運営費補助と事業補助の二つに分けるとすれば、前者の性格のものと考えられる。そして、運営費補助は、団体が自立できるまでの一定期間について行われるべきものと考えられるが、事業開始時期は把握できなかったものの長期に渡っているものと推察される。

また、各施設の資金収支状況を把握しようとしたが、前述の「①補助金交付先からの資料の徴求について【指摘】」の状況より資金収支計算書は入手できず、各施設の状況は不明であるが、全日本私立幼稚園連合会が発行している「令和5年度・私立幼稚園経営実態調査報告」を見ると、福島県の1園当たり令和4年度の私立助成園の収支差額は45百万円、貸借対照表では資産371百万円、負債61百万円、純資産310百万円であり、当該補助金も特定資産の積立等に回っている可能性もある。

したがって、今後は、当該補助金を、施設職員の処遇改善や配置改善、市で行っている特色ある幼児教育・保育推進事業等に関し、積極的な施設への事業補助に切り替えていくことが望まれる。

11 福島市子ども・子育て支援システム運用保守業務委託

事業の名称	福島市子ども・子育て支援システム運用保守業務委託		
所管部署	幼保企画課		
事業開始年度	令和2年度		
事業の内容	子ども・子育て支援法に基づく認定・施設利用者管理等のシステム保守業務		
財源	一般財源		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	7,975	7,975	8,140
決算額（千円）	7,975	7,975	8,140
当初予算額と決算額との差額（千円）	0	0	0

(1) 概要

子ども・子育て支援システムは、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の対象業務として、こども家庭庁より、子ども・子育て支援システム標準仕様書が公表され、システムへの移行を進めることが国の方針とされている。子ども・子育て支援システムは、自治体が「子ども・子育て支援法」等に基づき、支給認定から給付費の算定・支払、利用者負担額の賦課・収納までの一連業務を正確かつ継続的に実施するための基幹業務システムである。

(2) 監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
関係書類の閲覧等により、契約の方式及び相手方の選定方法は適正であるかどうか確認した。	福島市子ども・子育て支援システム運用保守業務の委託契約先である株式会社エフコムはシステムの導入及び構築を行った事業者であり、令和元年度システム稼働の当初から現在までその運用業務を受注している。当該システムは、子ども・子育て支援制度の給付認定・負担額算定という子育て支援制度の中核の事務を処理する基幹システムであり、システムの運用について正確かつ慎重な運用が求められ、また、本業務を別業者が落札した場合、現行システムデータ運用に相当な時間と費用が必要となり、住民サービスに支障が生じることが懸念される。したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠とする随意契約により業者を選定していることを確認した。 また、本業務は4月1日から役務の提供を受ける必要があるため、「福島市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例」第2条第3号に該当する契約であり、予算執行伺書により承認手続を経

監査要点及び実施した手続	実施結果
	ていることを確認した。
関係書類（随意契約理由書）の閲覧等により、委託理由に合理性があるかどうか確認した。	福島市子ども・子育て支援システム運用保守業務委託は、システムデータ・運用・システム障害・サーバトラブルにおける対処等の専門的な知見を有し、委託先のこれまでの業務実績を勘案し適正な業務遂行が図られると判断できるため、委託理由には合理性があることを確認した。
関係書類の閲覧等により、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかどうか確認した。	委託事務に必要な件数、金額が明確にされているか確認したところ、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。 ▶ 予定価格の設定について（（3）監査の結果 ①【意見】） ▶ 落札率について（（3）監査の結果 ②【意見】）
関係書類の閲覧等により、委託料の算定方法は適正か、委託料は業務の内容に対し適正な水準か確認した。	委託料の算定は、委託設計書により算定され、積算基準、積算資料が明確になっているかについて確認したところ、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。 ▶ 予定価格の設定について（（3）監査の結果 ①【意見】） ▶ 落札率について（（3）監査の結果 ②【意見】）
関係書類の閲覧等により、委託契約は適法であり、支払は正確かどうかを確認した。	支払条件は、仕様書において委託期間終了後一括して支払うとされており、委託業務完成届により業務の完了を確認した上で、支払いを行っていることを確認した。

（3）監査の結果

① 予定価格の設定について【意見】

見積合せの実施に先立ち、発注予定業者から参考見積書を徴取して積算内訳書を作成しているようであるが、項目・数量・単価が完全に一致している。これにより予定価格も設計されており、設計金額が完全に一致している状況である。予定価格の設計は、委託業務が特殊性、専門性の高い業務内容においては、業者からの参考見積を基にすることが多いことは理解できるが、参考見積を基に市で検討した結果が確認できず、契約関係の全てが発注予定業者主導で進んでいるように思われる。

予定価格が参考見積と同額であり、発注者による査定・検証の痕跡が確認できないため、見積内訳の査定、単価・工数の妥当性確認や過年度及び類似契約比較等の検証結果を記録として整備し、予定価格決定の妥当性の根拠を備えることが望ましい。

② 落札率について【意見】

上記①で記載したとおり、参考見積書から積算内訳書、予定価格が全て同額となっており、本契約は落札率 100%である。あり得ない状況とまでは言えないが、積算内訳書でどのような検討がなされたか資料等で明確になっていない以上、当該契約に関する落札率 100%は第三者から見れば異常値であり、市の予定価格の査定が形骸化しているのではないかという疑念が生じる。

本件は随意契約であり、契約額が予定価格と同額（落札率 100%）となっている。専門性が高い業務で参考見積を用いること自体は合理性がある一方、予定価格の検討過程が明示されていない場合には、発注者側の査定が機能していない疑念が生じるリスクがある。発注者側における参考見積の内訳精査、単価の根拠、過年度・類似契約の比較、交渉経過等を示す記録を整備し、説明可能性を確保することが望ましい。

12 (仮称) もりあい認定こども園整備事業費

事業の名称	(仮称) もりあい認定こども園整備事業費		
所管部署	(仮称) もりあい認定こども園整備事業費		
事業開始年度	こども未来部 幼保企画課		
事業の内容	令和5年度		
財源	老朽化した森合幼稚園を建て替え、幼保連携型認定こども園を新たに整備する。		
当初予算額、決算額の推移	就学前・教育保育施設整備交付金(国1/3)、子ども・子育て支援施設整備交付金(国1/3、県1/3)、起債		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額(千円)		7,000	100,900
決算額(千円)		23,511	82,900
当初予算額と決算額との差額(千円)	0	▲ 16,511	18,000

(1) 概要

学校施設の老朽化対策は国の重点施策であり、文部科学省において「学校施設の老朽化対策について ～学校施設における長寿寿命の推進～（平成 25 年 3 月）」、「幼稚園施設整備指針（令和 4 年 6 月 文部科学省）」等が提示されている。老朽化対策の一方で、将来需要を踏まえた整備が求められており、当該施設の劣化状況や耐震性及び今後の利用見込み等に基づいて整備の判断の妥当性が必要である。

これらの国の方針も受け、市では、子育て環境変化の現状を踏まえ、「福島市市立幼児教育・保育施設再編成個別施設方針（令和 6 年 3 月 福島市・福島市教育委員会）」を策定している。当該方針の全体再編方針（令和 12 年の目指す姿）の一環として、市内西部区域で森合幼稚園を認定こども園化し、西部地区の拠点施設となる「(仮称) もりあい認定こども園」を整備する方針で、令和 8 年 4 月の開園を目指している。

(2) 監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
<p>当該工事契約の予算執行に関する書類を確認し、予算消化のためのような、不要、不急 その他不相当と認められる工事の施工がないことを確かめた。</p>	<p>令和6年5月8日付の制限付き一般競争入札実施の予算執行伺書(工事)を閲覧した。入札日が令和6年7月3日、仮契約日が令和6年7月9日、本契約日が令和6年9月27日(令和6年9月24日市議会で可決)、工期が契約日から令和8年1月30日までとなっている。</p> <p>工事内容は耐震性・老朽化の問題があった森合幼稚園園舎(令和元年包括外部監査報告書で指摘事項有)に関して、「福島市市立幼児教育・保育施設再編成個別施設方針(令和6年3月、福島市・福島市教育委員会)」に基づき、市の子育て環境の在り方を踏まえて認定こども園の建替え計画により施設整備されることにより、旧施設に内在していた老朽化施設の危険性及び耐震化工事を含む施設の安全性について担保される面も含め、不要不急のものではなく、当該工事は市の計画と整合するものであることを確認した。</p>
<p>当該工事契約の方式決定及び相手方の選定が適法、かつ、妥当であるかについて、関連する書類により確かめた。</p>	<p>工事業者の選定に当たっては、市内に本店を有する者、建設業許可を有する者、配置予定技術者の資格及び工事経歴等の制限付き一般競争入札となっている。1者入札により受注者が決定している。入札に係る一連の書類(発議書、入札書、仕様書等)及び入札の公告等を確認、広く入札公告を行い公募しており、特に問題点は発見されなかった。</p>
<p>当該工事契約の契約締結について正当な承認を得ているかどうか、関連する書類により確かめた。</p>	<p>入札結果に基づく契約締結については、契約締結に係る発議書により適切な承認を得た上で契約を締結していることを確認した。</p>
<p>当該工事契約について、契約書が確実に、かつ、適時に締結されているかどうか確かめた。</p>	<p>工事契約は仮契約日が令和6年7月9日、本契約日が令和6年9月27日(令和6年9月24日市議会で可決)締結され、請負金額に応じた収入印紙が貼り付けられており、契約当事者の調印がなされていることを確認した。</p>
<p>当該工事契約の締結について契約条項が必要十分であるかどうか、契約金額が適正であるかどうか、契約保証金</p>	<p>工事請負契約書の記載内容については、契約条項は過不足なく作成されており、契約金額983,400,000円(税込)も入札決定した金額となっている。設計</p>

監査要点及び実施した手続	実施結果
<p>が適正に受け入れられているかどうか、契約変更等が妥当であるかどうか確かめた。</p>	<p>金額は市で策定した設計書に基づいて設計されており、契約金額は設計金額以下で落札されている。契約保証金は金融機関又は保証事業会社の保証が付けられている。契約変更は、建設工事の前金払に係る特例措置の恒久化（国土交通省、令和7年4月1日施行）に伴う特約条項の文言変更によるものであり、妥当であると判断した。</p>
<p>当該工事契約について、工事完成の時期、その他の契約の履行期限が守られているか、工事が設計図及び仕様書どおりに施工されているかどうか確かめた。</p>	<p>工期は令和8年1月30日までとなっており、令和8年4月開園へ向け継続事業として進捗している。工事の進捗管理に関して、既済部分検査結果調書、中間検査結果調書等により適切に行われていることを確認した。</p> <p>契約に定められ範囲で前払金につき請求され支払いされていることを確認した。また、令和6年度の決算額は契約書上の支払限度額となっており、残額は翌年度の予算により執行する必要があるが、令和7年度の支出負担行為伺書を閲覧し、残額は翌年度の予算により執行されていることを確認した。</p>
<p>当該工事契約について、検査が的確になされているか確かめた。</p>	<p>工期は令和8年1月30日までとなっており、令和8年4月開園へ向け継続事業として進捗している。工事の進捗管理に関して、中間検査結果調書により適切に行われていることを確認した。</p>

(3) 監査の結果

監査を実施した結果、発見事項はない。

13 認定・入所に係る事務について

(1) 概要

市は各保育施設の受入予定数に基づき、施設利用希望者について利用調整を行い、各保育施設への入所者を決定している。利用調整は、「福島市保育所保育実施基準」に基づき実施されており、保育を必要とする事由による「基本指数」と家庭状況等による「調整指数」の合計点により判定されている。

「基本指数」は、保護者それぞれの保育を必要とする事由（就労、求職活動、出産、疾病等、病人等の介護等、災害、就学、市街在住、母子・父子家庭、特例）に基づきいずれか一つの項目が適用され、例えば、就労の場合、就労証明書に記載された就労時間から指数が決

定されている。「調整指数」は、家庭状況などによって加算又は減算される指数となっており、例えば、兄弟が同じ施設に在園している場合等には加点され、希望施設に入所できるまで育児休業の延長を許容できる場合等には減点される。

上記に基づき算定された指数合計点が高い家庭から優先順位をつけていき、同点の場合は以下の順位を考慮し利用調整が行われている。

《同点の場合の優先順位》

同点の場合の優先順位	
①	保護者が市内認可保育施設の保育士等として就労中、または就労予定の場合(保育の需要に応じる保育施設が不足している場合に限る)
②	保護者が養育している子ども(満18歳未満)の人数が多い世帯
③	希望順位が高い者
④	保護者の市民税所得割合計が低い場合
⑤	別表による保護者の基本指数の事由によるポイントが高い世帯
⑥	保育料の滞納がない世帯
⑦	産休・育休の復帰時期が早い場合
⑧	待機期間が長い場合

(別表)

⑤保護者の基本指数の事由によるポイント …次のポイントが高い世帯を優先			
事由	ポイント	事由	ポイント
災害	9	病人等の介護等	5
母子・父子家庭	8	就学・技能習得	4
疾病等	7	出産	3
就労	6	求職活動	2

同点の場合の優先順位①から④までで決めきれなかった場合⑤のポイント表に基づき、父母の基本指数の事由のポイントを合計し、高い世帯から優先する。

(出典：福島市保育所保育実施基準)

なお、利用申請に基づく認定・入所選考にあたっては、子ども・子育て支援システム(M I S A L I O)とその支援システムであるA I入所選考システム(いずれも富士通製)が使用されており、申請内容をシステムに入力することで指数を自動算定、利用調整もA Iにより行われており、入力事務以外はほとんどが自動化されている。

(2) 監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
関係者へのヒアリング、関係書類を閲覧し、利用申請、決定等の手続は定められた手順に従い適切に行われているかを確認した。また、システム内の指数設定が福島市保育所保育実施基準の指数表と一致するかを確認した。	関係者へのヒアリング、A Iによる各保育施設への入所選考結果等一連の資料を閲覧した結果、手続は定められた手続きに従い適切に行われていることを確認した。

(3) 監査の結果

監査を実施した結果、発見事項はない。

14 保育料の収納、債権管理、不納欠損処理等について

(1) 概要

保育料の収納、債権管理、不納欠損処理については、「福島市 保育所保育料等に係る徴収事務要領」に基づき、子ども・子育て支援システム（MISALIO）を利用して行われており、口座振替の伝送データ処理や納付書払い・コンビニ払いによる納付処理、消込に関する処理については同システムで管理されている。未納者へは納期限から 20 日以内に同システムから出力される督促状を発行し、督促指定期日までに納付がない場合、電話や文書等で速やかに催告及び折衝に着手することとなっており、必要な場合には、滞納者に対し児童手当法に基づく児童手当からの特別徴収・申出徴収を実施している。不納欠損処理については、納期限から 5 年を経過した債権のうち、債務者の経済状況等に鑑みて徴収不能なものについて実施している。

(2) 監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
関係者へのヒアリング、関係書類を閲覧し、保育料の収納・督促や滞納債権の管理、不納欠損処理等の手続は定められた手続によっているかを確認した。	・関係者へのヒアリング、手順書や未納者リスト、調定の状況等関連する資料を閲覧した結果、手続は定められた手続に従い適切に行われていることを確認した。

(3) 監査の結果

監査を実施した結果、発見事項はない。

15 指導監査

子ども・子育て支援新制度では、児童福祉施設の設置や、幼児教育・保育の無償化に基づく施設等利用給付等が実施されているが、設置基準の順守状況や施設等利用費に係る支給事務の適正性を確保するために指導監査が実施されている。この指導監査の種類と根拠法は以下のとおりである。

(1) 施設監査

施設監査とは、各施設及び事業に対する認可制度等に基づく指導監査であり、各施設に認可を行う者が、就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律、学校教育法及び児童福祉法に基づき、認可基準の遵守（職員配置基準や面積基準の遵守等）等の観点から、以下を踏まえ行うものである。

《対象となる施設・事業及び監査に係る根拠法並びに監査指針等》

児童福祉施設	根拠法	監査指針等
幼保連携型認定 こども園	就学前の子どもに関する 教育、保育等の総合的な提 供の推進に関する法律（平 成 18 年法律第 77 号）	就学前の子どもに関する教育、保育等の総 合的な提供の推進に関する法律に基づく 幼保連携型認定こども園に対する指導監 査について（平成 27 年 12 月 7 日府子本 第 373 号、27 文科初第 1136 号、雇児 発 1207 第 1 号）
幼稚園	学校教育法（昭和 22 年法 律第 26 号）	従前の取扱いと同様、監査方針等は、必要 に応じて、各都道府県が判断
保育所	児童福祉法（昭和 22 年法 律第 164 号）	児童福祉行政指導監査の実施について（平 成 12 年 4 月 25 日児発第 471 号）
地域型保育事業	児童福祉法（昭和 22 年法 律第 164 号）	児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の 指導監査について（別途通知）

（出典：こども家庭庁「子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について」）

（２）確認監査

確認監査とは、各施設に対し確認を行う者が、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づき、確認基準の遵守並びに施設型給付、特例施設型給付、地域型保育給付及び特例地域型保育給付の支給に関する業務の適正な実施等の観点から、「子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について（平成 27 年 12 月 7 日府子本第 390 号、27 文科初第 1135 号、雇児発 1207 第 2 号）」を踏まえ、行うものである。実施主体は市町村となっている。

（３）福島市の指導監査

市の児童福祉施設に対する指導監査の実施状況は以下のとおりである。なお、従来、施設監査は福島県で実施していたが、市の中核市移行に伴い県より移譲されている。ただし、私立幼稚園の施設監査は従来どおり県で実施している。

《施設監査と確認監査について》

	施設監査	確認監査
種類	一般監査 毎年全施設を対象として実施する 監査 特別監査 事業運営及び施設運営に不正又は 著しい不当があったことを疑うに 足りる理由があると認められる場	無償化指導監査 幼児教育・保育の無償化に伴い実 施される指導監査 給付費確認監査 子ども・子育て支援法などに基 づき、施設型給付費等の請求が適正 か、運営基準が守られているかを

	合に実施する監査	確認する監査
実施主体	健康福祉部福祉監査課	こども未来部幼保企画課幼保給付係
実施対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立保育所 ・ 公立幼保連携型認定こども園 ・ 私立認可保育所 ・ 認定こども園（幼保連携型） ・ 認定こども園（幼稚園型） ・ 地域型保育事業（小規模保育事業所、事業所内保育事業所） 	特定子ども・子育て支援施設等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 私立幼稚園 ・ 認可外保育施設 ・ 私立認定こども園で実施する預かり保育事業 ・ 一時預かり事業 ・ 病児・病後児保育事業 特定教育・保育施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 私立保育所 ・ 私立認定こども園 ・ 地域型保育事業（小規模保育事業、事業所内保育事業所）
実施頻度	毎年 1 回実地監査により対象施設実施	3 年に 1 回対象施設実施 原則として施設監査に帯同する方式で実施

(4) 令和 6 年度監査実施状況

令和 6 年度の監査実施状況は以下のとおりである。なお、確認監査は同じ施設に両方の監査を実施する場合もある。

《令和 6 年度監査実施状況》

施設種類	施設監査	確認監査	
		給付費確認監査	無償化指導監査
公立保育所	11	0	0
公立幼保連携認定こども園	3	0	0
私立保育所	34	12	4
私立幼保連携認定こども園	7	2	1
私立幼稚園型認定こども園	5	2	1
地域型保育施設	22	11	6
私立幼稚園	-	0	4

(5) 施設監査と確認監査の連携について【意見】

こども未来部幼保企画課幼保給付係が実施する確認監査は、健康福祉部福祉監査課が実施する施設監査に帯同する形式で実施しており、両部署の連携は図られている。しかしながら、私立幼稚園の施設監査については福島県が実施しており、同施設に対する確認監査との連携は図られていないとのことである。

「子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について」においても、施設監査を行う都道府県等と確認監査を行う市町村との間で、監査の時期、内容及び結果等の情報を相互に共有し、地方公共団体間の連携を図ることが求められていることから、私立幼稚園の確認監査についても県と連携を図る必要がある。

(6) 児童福祉施設の施設監査の監査実施体制について【意見】

健康福祉部福祉監査課では、令和6年度に82箇所の児童福祉施設を対象とした施設監査を実施している。同課における児童福祉施設の監査体制を確認したところ、主に社会福祉法人の施設監査を担当しており、正職員3名、会計年度任用職員1名の計4名体制で実施しているとのことであった。一方、確認監査は、こども未来部幼保企画課が担当しており、同一の児童福祉施設を対象とする監査にも拘らず、所管が分かれている状況にある。

児童福祉施設の施設監査は、子ども・子育て支援制度の中核を担う児童福祉施設における設置基準の遵守状況等を確認する重要なものであり、その果たす役割は極めて大きい。施設監査の実効性及び効率性を確保するためには、例えば、施設監査を所管する部署の見直しなど、監査実施体制の整備を検討することが望ましい。

第5節 こども未来部幼保支援課

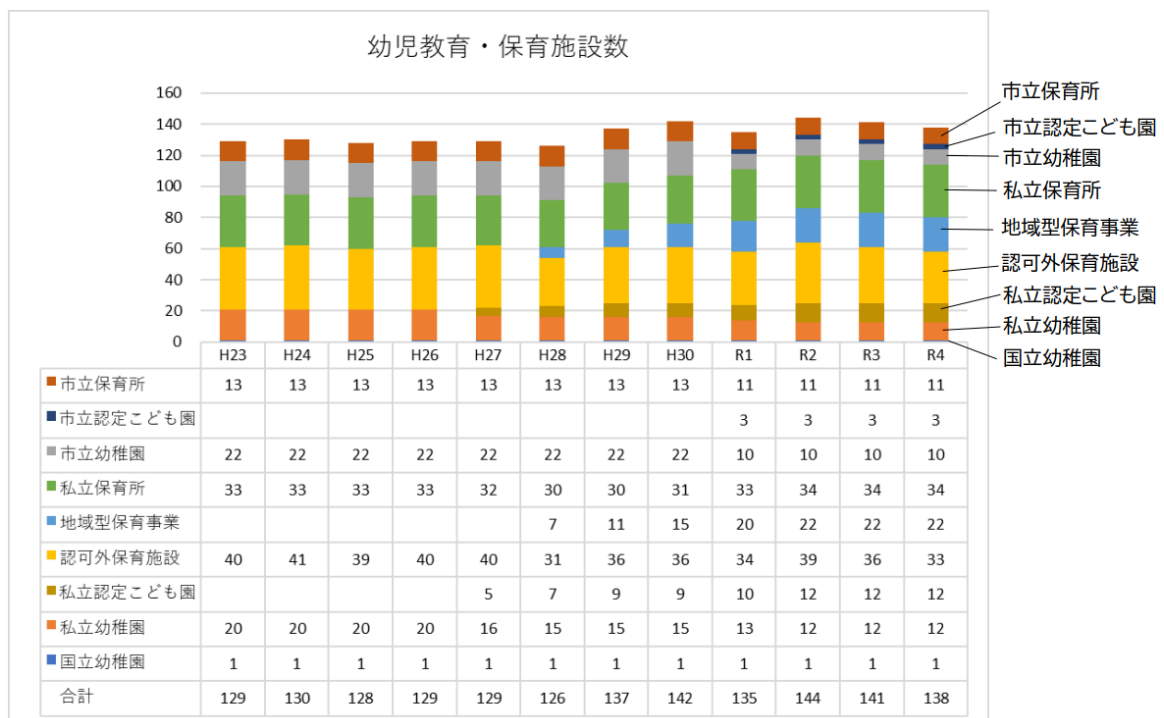
1 市立幼児教育保育施設

(1) 未就学児が利用する施設の施設数と利用者数

市の幼児教育・保育施設は、令和4年4月1日現在で、市立保育所11施設、市立認定こども園3施設、市立幼稚園10施設、私立保育所34施設、地域型保育事業22施設、認可外保育施設33施設、私立認定こども園12施設、私立幼稚園12施設、国立幼稚園1施設の計138施設となっている。

幼児教育・保育施設の利用者数は、平成23年以降をみると、原発事故等の影響により、平成24年に全体で対前年999人減と大幅に減少したものの、その後保育の受け皿拡大や幼児教育・保育無償化等により増加傾向に転じ、令和2年に8,120人で最大となったが、それ以降は少子化に伴って減少している。

《幼児教育・保育施設数の推移》



(出典：福島市、福島市教育委員会「市立幼児教育・保育施設のあり方指針」)

(2) 市立幼児教育・保育施設の課題

① 市立保育所の課題

市立保育所は11園舎で運営しているが、このうち90%を超える10園舎が築年数40年以上、7園舎(63%)が築50年以上と、老朽化が進行している。また、市立保育所は2歳児以上を対象として開所し、その後保育ニーズの高まりに伴って乳児や1歳児の保育に対応してきた経緯があり、園舎が狭あいであるため4~5歳児の合同保育を行う施設が複数あるなど、これ以上の保育定員増や、多様な保育ニーズ(休日保育、病児保育など)への対応が困難な状況にある。

【市立保育所】

児童数は令和7年3月1日現在

No.	地区	施設名	建築年度	築年数	主構造	階数	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	定員	児童数
1	中央	東浜保育所	S48	52	木造	1	431	1,735	60	57
2	中央	野田保育所	S53	47	RC造	2	578	2,054	90	89
3	渡利	渡利保育所	S42	58	木造	1	350	1,393	60	52
4	杉妻	杉妻保育所	S45	55	木造	1	350	1,795	60	60
5	清水	御山保育所	S55	45	RC造	2	727	1,987	120	98
6	北信	余目保育所	S47	53	木造	1	370	1,411	60	59
7	信陵	笹谷保育所	S45	55	木造	1	351	1,243	60	56
8	飯坂	平野保育所	S47	53	木造	1	364	1,662	60	63
9	蓬萊	蓬萊保育所	S50	50	RC造	1	479	2,088	70	57
10	蓬萊	蓬萊第二保育所	S54	46	RC造	1	441	4,159	60	60
11	飯野	飯野あおぞら保育所	H12	25	鉄骨造	1	810	4,298	90	79
合計									790	730

(出典：こども未来部幼保支援課提供データより監査人が作成)

② 市立幼稚園の課題

市立幼稚園は、少子化や震災・原発事故等の影響により入園児数の減少が続いたため、市教育委員会は平成29年4月に「福島市立幼稚園再編成計画」を策定し、平成31年に市立幼稚園12施設を閉園、又は市立保育所との統合等により認定こども園に移行し、施設数は10園となり、施設の適正配置を図っている。しかしながら、4歳児からの2年保育のため3歳児の保育は実施していないなど、保護者のニーズに十分応えられていない現状にあること等により、閉園・統合を実施したものの、市立幼稚園の入園児数は減少傾向が続いており、平成31年度には168人いた4歳児学級の一次募集に対する応募者数が、令和4年度には86人（対平成31年度比▲48.8%）まで減少している。

また、市立幼稚園の園舎は全10園舎のうち森合幼稚園、いざか幼稚園の2園舎が築年数50年以上、7園舎が築年数40年以上となっており施設の老朽化が進んでいる。

【市立幼稚園】

園児数は令和6年5月1日現在

No.	地区	施設名	建築年度	築年数	主構造	階数	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	定員	園児数
1	渡利	渡利幼稚園	H8	29	鉄骨造	1	320	3,461	60	24
2	杉妻	杉妻幼稚園	S54	46	RC造	2	823	2,301	60	26
3	清水	森合幼稚園	S46	54	鉄骨造	1	482	2,181	60	23
4	清水	清水幼稚園	S56	44	RC造	2	580	2,195	60	37
5	東部	岡山幼稚園	S53	47	RC造	1	414	2,230	60	4
6	信陵	笹谷幼稚園	S48	52	RC造	2	472	1,019	60	21
7	飯坂	いざか幼稚園	S55	45	RC造	2	708	2,256	60	12
8	吾妻	庭塚幼稚園	S60	40	鉄骨造	1	226	750	60	5
9	西	佐倉幼稚園	S59	41	鉄骨造	1	282	2,286	60	6
10	松川	まつかわ幼稚園	S60	40	鉄骨造	1	319	3,098	60	15
合計									600	173

(出典：こども未来部幼保支援課提供データより監査人が作成)

③ 市立認定こども園の課題

市立認定こども園は4園舎（ふくしま中央認定こども園は2園舎）で運営しており、うち3園舎が築年数40年以上（他の1園舎も30年以上）となっており、施設の老朽化が進んでいる。

【市立認定こども園】

児童数は令和7年3月1日現在

No.	地区	施設名	建築年度	築年数	主構造	階数	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	定員		児童数	
									教育	保育	教育	保育
1	中央	ふくしま中央認定こども園	(春日) S52	48	RC造	2	746	1,370	65	130	22	115
			(東) S61	39	鉄骨造	1	355	894				
2	飯野	ひらの認定こども園	S59	41	鉄骨造	1	1,011	2,820	65	115	23	114
3	飯野	いいの認定こども園	S52	48	RC造	1	632	2,552	35	55	17	60
合計									165	300	62	289

(出典：幼保支援課提供データより監査人が作成)

(3) 市立幼児教育・保育施設の今後の方向性

市の「市立幼児教育・保育施設のあり方指針」では、市立幼児教育・保育施設の今後の方向性を、次のように定めている。

- ① 拠点施設の配置
- ② 施設の集約・統廃合と民間活力の導入
- ③ 当面の需要が見込まれる施設の運営継続と定員管理の検討
- ④ 施設整備等の対応の検討

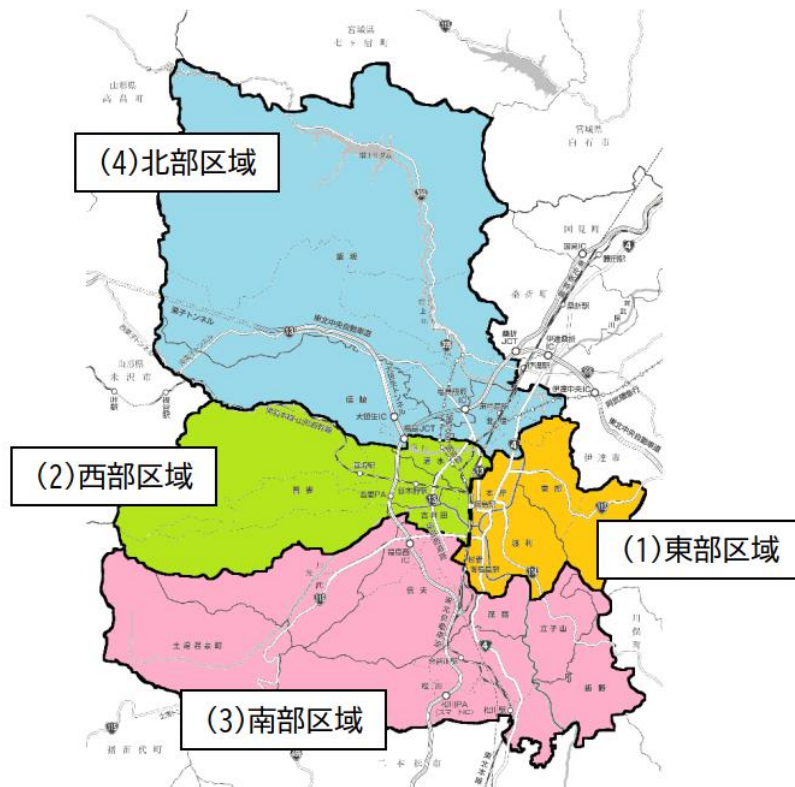
(4) 「福島市市立幼児教育・保育施設再編成個別施設方針」

市は、国の方針、「市立幼児教育・保育施設のあり方指針」での方針及び子育て環境変化の現状を踏まえ、令和6年3月に「福島市市立幼児教育・保育施設再編成個別施設方針」を策定し公表している。「福島市市立幼児教育・保育施設再編成個別施設方針」では、令和12年度の目指す姿として次の全体再編方針を設定すると共に、市立幼児教育・保育施設の再編計画を定めており、今後、当該計画により施設の整備再編成が行われる。

- ① 市内を東部地区、西部地区、南部地区及び北部地区の4区域に分け、区域ごとに拠点施設を公立私立や施設の種別を問わず設置する
- ② 築50年以上の老朽施設は統廃合し、再整備するか民間施設へ機能を移す
- ③ 少子化の状況などを踏まえて、市全体でニーズと定員が見合うよう、市立保育所・こども園の定員を調整する
- ④ 子どもの育ちのために必要な「集団」を作れる規模が確保できるよう、市立幼稚園9園を統廃合し、認定こども園化又は民間施設へ機能を移す

⑤ 老朽化施設の継続使用に必要な対応を検討する

《区域分けの状況》






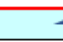
(出典：福島市・福島市教育委員会「福島市市立幼児教育・保育施設再編成個別施設方針」)

《再編計画の状況》

【(市内全域) 再編による施設数の変化】

施設数	【令12】再編前			【令12】再編後			増減		
	市立	国・私立	計	市立	国・私立	計	市立	国・私立	計
合計	24	80	104	12	82	94	-12	2	-10
保育所	11	34	45	5	34	39	-6	0	-6
地域型保育	0	22	22	0	22	22	0	0	0
認定こども園	3	12	15	6	14	20	3	2	5
幼稚園	10	12	22	1	12	13	-9	0	-9

【再編の全体像】 ※…建て替えにより新設整備する方向で検討

区域	拠点	セーフティ ネットなど	当面継続	民間へ 受け皿移行	閉園
東部	ふくしま中央 認定こども園			東浜保 渡利保 渡利幼	岡山幼 令7末 閉園
西部	【新】もりあい 認定こども園  森合幼	清水幼 市立幼継続 3年保育検討	野田保 御山保	杉妻保 杉妻幼	庭塚幼 令7末 閉園
南部	【新】南部 認定こども園  まつかわ幼	蓬萊第二保 飯野 あおぞら保	蓬萊保 いいの認		佐倉幼 令7末 閉園
北部	【新】北部 認定こども園  笹谷保 笹谷幼 余目保 平野保	ひらの認			いざか 幼 令8末 閉園

(出典：福島市・福島市教育委員会「福島市市立幼児教育・保育施設再編成個別施設方針」)

(5) 施設別の収支状況

各施設別の収支状況は、以下のとおりである。

《公立保育施設別収支状況》

【歳入】 (単位：千円)

施設名		渡利	笹谷	杉妻	余目	平野	東浜	蓬莱	野田
国県支出金	国支出金	0	0	0	0	0	944	0	0
国県支出金	県支出金	0	0	0	0	0	944	0	0
負担金	公立保育所負担金	6,196	2,674	7,123	5,005	5,226	5,780	5,542	7,444
雑入	延長保育料	133	142	81	106	128	67	97	341
	一時預かり保育料	0	0	0	0	0	273	0	0
	預かり保育料	0	0	0	0	0	0	0	0
	副食費	1,140	1,098	1,499	1,083	1,326	1,169	1,093	1,806
	給食費	423	472	420	459	542	351	621	621
	バス代	36	38	35	34	39	20	43	53
収入計		7,930	4,427	9,160	6,688	7,262	9,551	7,398	10,266

【歳出】 (単位：千円)

施設名		渡利	笹谷	杉妻	余目	平野	東浜	蓬莱	野田
職員給与費(a)		41,794	46,304	40,610	54,179	57,813	51,896	50,256	73,827
嘱託職員費(b)		50,025	48,563	55,736	44,916	46,078	38,043	43,019	61,678
人件費計(a)+(b)		91,819	94,868	96,346	99,095	103,891	89,940	93,276	135,506
報酬		89	89	89	89	89	89	89	142
報償費		11	14	17	15	15	13	14	23
旅費		66	66	66	66	66	66	66	66
需用費	需用費計	7,458	6,796	8,485	7,548	7,776	7,524	7,833	11,212
役務費	役務費計	125	104	115	105	101	119	132	141
委託料		1,315	1,315	1,315	1,315	1,315	1,315	1,315	1,315
使用料及び賃借料 使用料及び賃借料計		2,981	2,796	1,218	1,952	2,266	1,218	1,218	1,218
工事請負費		52	52	1,350	52	52	52	52	17,355
原材料費		10	0	10	10	10	10	0	10
備品購入費		204	366	122	904	140	171	560	390
負担金補助及び交付金		44	44	44	44	44	44	44	44
経費計		12,360	11,646	12,837	12,106	11,879	10,626	11,329	31,922
支出計		104,179	106,515	109,184	111,201	115,770	100,566	104,605	167,428

【歳入】 (単位：千円)

施設名		蓬莱第二	御山	飯野あおぞら	ふくしま中央 認定こども園	ひらの 認定こども園	いいの 認定こども園	合計
国県支出金	国支出金	0	0	0	469	464	479	2,357
国県支出金	県支出金	0	0	0	469	464	479	2,357
負担金	公立保育所負担金	4,522	8,649	6,991	10,752	7,003	3,056	85,968
雑入	延長保育料	192	210	108	317	105	92	2,126
	一時預かり保育料	0	0	0	0	0	0	273
	預かり保育料	0	0	0	253	137	47	438
	副食費	996	1,894	1,614	2,423	2,930	1,439	21,516
	給食費	456	799	648	1,127	1,014	623	8,582
	バス代	35	74	29	67	71	72	649
収入計		6,203	11,627	9,391	15,881	12,191	6,290	124,270

【歳出】 (単位：千円)

施設名		蓬莱第二	御山	飯野あおぞら	ふくしま中央 認定こども園	ひらの 認定こども園	いいの 認定こども園	合計
職員給与費(a)		59,075	90,818	61,039	103,427	90,631	56,506	878,182
嘱託職員費(b)		47,125	66,697	65,473	79,537	80,329	49,985	777,211
人件費計(a)+(b)		106,201	157,516	126,512	182,965	170,960	106,492	1,655,394
報酬		89	169	142	271	271	178	1,890
報償費		14	27	20	41	44	22	298
旅費		66	66	66	79	79	79	970
需用費	需用費計	8,268	12,824	10,781	18,320	17,728	10,307	142,866
役務費	役務費計	129	217	221	235	224	191	2,165
委託料		1,315	1,315	1,315	1,319	1,319	1,319	18,427
使用料及び賃借料 使用料及び賃借料計		1,218	1,218	1,218	1,575	1,575	1,575	23,255
工事請負費		1,350	52	52	1,054	32	32	21,596
原材料費		10	10	10	10	0	0	102
備品購入費		812	836	1,596	45	69	33	6,255
負担金補助及び交付金		44	44	44	48	48	48	633
経費計		13,320	16,783	15,470	23,001	21,392	13,787	218,463
支出計		119,522	174,300	141,982	205,966	192,353	120,279	1,873,857

《市立幼稚園施設別収支状況》

【歳入】 (単位：千円)

幼稚園名	森合	渡利	杉妻	清水	岡山	笹谷	佐倉	いいざか	まつかわ	庭塚	合計
国県支出金	1,713	1,585	1,708	1,708	1,699	1,581	857	1,495	1,739	1,536	15,625
国県支出金	1,713	1,585	1,708	1,708	1,699	1,581	857	1,495	1,739	1,536	15,625
学校使用料	109	140	104	273	50	162	6	114	71	23	1,056
幼稚園預かり使用料											
収入計	3,537	3,310	3,520	3,690	3,449	3,325	1,721	3,104	3,549	3,096	32,306

【歳出】 (単位：千円)

幼稚園名	森合	渡利	杉妻	清水	岡山	笹谷	佐倉	いいざか	まつかわ	庭塚	合計
人件費	38,235	38,799	37,403	45,910	28,389	35,920	26,130	34,052	43,862	28,151	356,855
正職員給与	24,046	22,090	26,305	28,072	12,847	14,442	13,073	19,668	28,395	13,310	202,254
会計年度任用職員給与	14,188	16,708	11,097	17,838	15,541	21,477	13,057	14,383	15,467	14,841	154,600
報酬	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139	1,395
報酬	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139	1,395
報償費	4	13	9	4	4	4	9	4	0	4	58
報償費	4	13	9	4	4	4	9	4	0	4	58
旅費	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	895
旅費	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	895
需用費	1,375	1,171	1,558	1,405	928	1,032	889	1,272	1,103	990	11,727
需用費	1,375	1,171	1,558	1,405	928	1,032	889	1,272	1,103	990	11,727
役員費	98	108	62	104	68	80	65	86	74	67	816
役員費	98	108	62	104	68	80	65	86	74	67	816
委託料	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	280
委託料	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	280
使用料及び賃借料	199	199	199	199	199	199	199	199	199	199	1,997
使用料及び賃借料	199	199	199	199	199	199	199	199	199	199	1,997
備品購入費	84	38	32	74	0	0	74	0	59	0	364
備品購入費	84	38	32	74	0	0	74	0	59	0	364
負担金補助及び交付金	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	643
負担金補助及び交付金	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	643
経費計	2,084	1,853	2,182	2,109	1,522	1,639	1,560	1,884	1,759	1,583	18,179
経費計	2,084	1,853	2,182	2,109	1,522	1,639	1,560	1,884	1,759	1,583	18,179
支出計	40,230	40,562	39,496	47,931	29,821	37,469	27,601	35,847	45,532	29,645	374,139

(6) 包括外部監査での視点

今回の包括外部監査においては、

- ① 市立保育園、市立認定こども園及び市立幼稚園の現地視察
 - ② 公立施設運営費の検証
- の視点で実施する。

1-1-1. 公立幼児教育施設の現地視察 - 御山保育所

《施設写真》



(1) 概要

令和7年7月1日現在

保育所名	住所	児童数	職員数 (正職員)	職員数 (会計年度任用職員)
御山保育所	福島市御山字一本木20番地の1	92	16	26

(2) 監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
<p>【勤怠管理】 ・「勤務実績簿」等を閲覧し勤務実態について残業が常態化しているなどの異常点がないか確認した。</p>	<p>「勤務実績簿」を作成する庶務事務システムに、前年度下期の時間外超過職員検索をかけて抽出されたデータを閲覧したところ、残業の常態化などの異常点は確認されなかった。</p>
<p>【勤怠管理】 「勤務実績簿」からサンプルで時間外勤務、年次有給休暇を抽出し、庶務事務システムで承認が適切に行われているかどうか確認した。</p>	<p>庶務事務システムで承認が適切に行われていることを確認したところ、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。 ➤ 庶務事務システムへの入力について ((3) 監査の結果 ①【意見】)</p>
<p>【安全管理】 「安全点検実施記録」を閲覧し、施設による安全点検の実施状況を確認し、問題となった設備等について、適時適切に対応（修繕や補修等）が行われていることを確認した。</p>	<p>【安全管理】 園では消防訓練に合わせて安全点検を実施している。安全点検は職員2名以上で実施し、安全点検実施記録」に記録を行う。「安全点検実施記録」を確認した結果、問題となる事項は発見されなかった。防犯対策としての監視カメラに関しては、玄関側、園庭側と各々1台ずつ設置されており、問題となる事項は発見されなかった。 【修繕関係】 市が施設の修繕要望について適切に対応しており、滞っている修繕等はないことを確認した。</p>
<p>【現物管理】 事前に入手した「備品台帳」から10件サンプルを抽出し、現物が実在していること及び現物に管理シールが正しく張り付けられていることを確認した。</p>	<p>備品台帳より10件サンプルで備品の現物の実在性及び備品の管理状況について確認したところ、1件、備品シールの登録番号が所管替え前の旧物品番号になっている備品が発見された。</p>
<p>【現物管理】 不要・不稼働物品が存在するかどうか質問し、該当がある場合には使用状況や保管状況を確認した。</p>	<p>不要・不稼働物品について確認の結果、不要・不稼働物品はないことを確認した。</p>
<p>【出納管理】 施設での現金収納の有無について質問し、現金収納を行っている場合はその項目を把握し、「現金出納帳」を閲覧し幼保支援課長による検印の有無</p>	<p>施設で行われる現金収納は延長保育料、スポーツ振興センター納付金、職員給食費である。「金銭現金出納帳」を閲覧し幼保支援課長による検印の有無を確認した結果、問題となる事項は発見されなかった。</p>

監査要点及び実施した手続	実施結果
を確認した。	
<p>【出納管理】</p> <p>未収となっているものの有無を確認し、該当取引がある場合、本庁で督促の状況を確認した。</p>	<p>現在、長期滞納者はおらず未収となっているものはないことを確認した。</p>
<p>【出納管理】</p> <p>現金収納したものの入金処理が翌日となるような場合の現金の保管状況を質問により確認した。</p>	<p>現金収納したものの入金処理が翌日となるような場合には、嚴重に金庫に保管されるが、保護者にも現金納入は金融機関への預け入れを考慮して平日朝方持参を依頼しており、原則当日預け入れができる仕組みを構築していることを確認した。</p>
<p>【購買管理】</p> <p>教材費を実費徴収し、施設において教材を購入した場合、購買手続が適切に行われていることを確認した。</p>	<p>保育所であり教材費徴収はない。</p>
<p>【購買管理】</p> <p>令和6年度の購買取引から1件サンプルを抽出し、福島市財務規則に則り適切に処理されていることを確認した。</p>	<p>1件サンプルを抽出し、財務会計システムにて福島市財務規則に則り事前申請等の手続を行っていることを確認した。また、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <p>➤ 物品の納品検収について（(3) 監査の結果 ②【意見】）</p>
<p>【購買管理】</p> <p>施設側で管理している現金の有無について質問し、施設側で管理している現金がある場合、その内容と残高管理の状況、保管状況等を確認した。</p>	<p>原則として手持ちの現金はない。</p> <p>現金収納したものの入金処理が翌日となるような場合には、嚴重に金庫に保管されるが、保護者にも現金納入は金融機関への預け入れを考慮して平日朝方持参を依頼しており、原則当日預け入れができる仕組みを構築していることを確認した。</p>
<p>【その他】</p> <p>下記事項について所長に質問を実施し、問題点の有無を把握した。</p> <p>①利用者（保護者）からの要望や苦情をどのように把握しているか。</p> <p>②記録簿等、管理記録があるか。</p> <p>③利用者（保護者）からの要望や苦情への対応はどのように対応・記録しているか。</p> <p>④施設の運営において現在抱えてい</p>	<p>次の事項を質問及び関連資料閲覧により確認した。</p> <p>【要望や苦情への対応等について】</p> <p>利用者（保護者）からの要望や苦情については口頭や電話で対応が中心となっている。重要な要望や苦情があった場合には、苦情要望管理簿に記載し、市に対応を相談する。また、施設内に意見箱も設け、入所のしおりにも対応できる連絡先を記載している。なお、直近で重要な問題になるような事項はないことを確認した。</p> <p>【施設運営における課題や問題点】</p>

監査要点及び実施した手続	実施結果
<p>る課題や問題点はあるか。</p> <p>⑤指導監査（行政監査）、第三者評価を受けているか。</p>	<p>施設の運営において現在抱えている課題や問題点については、事務関係、修繕関係、職員の配置状況も現状問題ないと考えている。</p> <p>園児数に関して、定員 120 名に対し現 92 名が在籍している。定員数は、市の過去の条例のままであることから、少子化の進展により定員数に満たない現状が続いており、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <p>➤ 定員数について（（3）監査の結果 ③【意見】）</p> <p>【外部の監査について】</p> <p>定期監査（2年に1度で監査課監査（会計監査）、福祉監査課の施設監査（保育関係）が行われるが、監査資料を閲覧し直近で重要な指摘等ないことを確認した。</p>

（3）監査の結果

① 庶務事務システムへの入力について【意見】

当園における庶務事務システムへの入力は以下の流れとなっている。

- ア 時間外勤務及び年次有給休暇に関しては、各自が「時間外勤務命令票」あるいは「年次有給休暇届出票」に記載して申請する。
- イ 施設長がそれらの書類を確認する。
- ウ 施設長がそれらの書類をもとに、庶務事務システム上で代理申請を行った上で承認する。
- エ 幼保支援課長が承認後、「勤務実績簿」が確定する。

本庁のこども未来部の場合、ア、イの流れはなく、ウにおいて、各自が時間外勤務や年次有給休暇の申請入力を行い上長承認後、エの流れとなる。これは一人1台パソコンが貸与されていることが前提となっているからとのことである。

一方、当園での流れは、複数のパソコンはあるものの、庶務事務システムに入力可能なパソコンは限定され、また、シフト勤務の職員も多い園では、施設長が職員の勤怠状況を遺漏なく把握する意味もあり、現在の運用となっているとのことである。以上の状況であるが、幼保支援課によれば、各園でも各自による事前申請が原則であるが、前述の理由から施設長による代理での申請による運用も容認されているとのことである。

しかし、庶務事務システムが導入された目的は、勤怠管理を効率化し、各自がより本来の業務に時間を振り向け、もって本来の業務の質の向上を図ることにあるものと考え。当園でも施設長が代理入力することで日々一定の時間がとられ、その時間を職員や園児のケアに振り向けられれば、より一層の保育の質の向上に資するものと考え。また、職

員の勤怠状況の把握も庶務事務システム上でも行うことは可能と考える。

したがって、幼保支援課として、まずは、各園の運用実態を把握・検討し、入力可能なパソコンを整備した上で、方向性としては、各園においても、本庁と同様の運用を行うことが望まれる。

② 物品の納品検収について【意見】

購買取引においては、原則として発注者と納品検収者は別の者であることが重要である。納品検収は納品された物品内容が発注内容と合っているかを確認する手続きであり、支出前の最終確認としても非常に重要な行為である。また、発注者と検収担当者が同一である場合、購買取引を全て一人で完結することになり、内部牽制が効かず不正が起きやすい環境ができるだけでなく、納品内容の不備や数量違いを見落とす可能性も高くなる。

今回の監査においてヒアリング等する限り、購買取引の園内における発注と納品検収に関し、前述のリスクがあることは特段意識されず同一職員が行う場合も多いようであり、園内における事務リスクの認識が希薄である印象を受けた。納品検収に対して事務リスクを認識し、内部牽制を強化することが望ましい。

③ 定員数について【意見】

園児数は定員 120 名に対し現在 92 名が在籍しており、定員数に対して約 7 割となっている。定員は 4・5 歳児クラスで 30 名設定ではあるが、3 歳児クラスは 20 名設定のため、現状の低年齢より保育所等に預ける子育て環境を踏まえると、過去の条例のままの定員数にはなりにくい。園の定員については条例で定められているが、設立当初の人口や需要を前提にしており、少子化で実際の園児数が減っている現状であっても、過去の条例のままの定員数であることから現状大幅に定員数に満たず、定員割れが常態化しているよう見えてしまっている。

市では今後幼稚園の統廃合計画が立案されており、この計画と合わせ少子化の影響を見極め、市立幼稚園の充足率と潜在需要及び私立幼稚園との競合関係を注視しながら、条例改正により実態に合った園の定員数の見直しを行う必要がある。

1-1-2. 公立幼児教育施設の現地視察 - 中央認定こども園（春日園舎）

《施設写真》



(1) 概要

令和7年7月1日現在

保育所名	住所	児童数	職員数 (正職員)	職員数 (会計年度任用職員)
ふくしま中央認定こども園	(春日園舎)福島市春日町13番39号 (東園舎) 福島市松浪町3番46号	140	21	29

(2) 監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
<p>【勤怠管理】 ・「勤務実績簿」等を閲覧し勤務実態について残業が常態化しているなどの異常点がないか確認した。</p>	<p>「勤務実績簿」を作成する庶務事務システムに、前年度下期の時間外超過職員検索をかけて抽出されたデータを閲覧したところ、残業が常態化しているなどの異常点は確認されなかった。</p>
<p>【勤怠管理】 「勤務実績簿」からサンプルで時間外勤務、年次有給休暇を抽出し、庶務事務システムで承認が適切に行われているかどうか確認した。</p>	<p>庶務事務システムで承認が適切に行われていることを確認したが、その過程で「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <p>➤ 庶務事務システムへの入力について ((3) 監査の結果 ①【意見】)</p>
<p>【安全管理】 「安全点検実施記録」を閲覧し、施設による安全点検の実施状況を確認し、問題となった設備等について、適時適切に対応（修繕や補修等）が行われていることを確認した。</p>	<p>【安全管理】 園では消防訓練に合わせて安全点検を実施している。安全点検は職員で実施し、「安全点検実施記録」に結果を記載するが、「安全点検実施記録」を確認した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <p>➤ 安全点検について((3)監査の結果 ②【意見】) 防犯対策として監視カメラが、東の道路側、2階の0歳児の部屋に各々1台ずつ設置されていることは</p>

監査要点及び実施した手続	実施結果
	<p>確認したが、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <p>➤ 監視カメラの設置について ((3) 監査の結果 ③【指摘】)</p> <p>【修繕関係】</p> <p>市が施設の修繕要望について適切に対応しており、滞っている修繕等はないことを確認した。</p>
<p>【現物管理】</p> <p>事前に入手した「備品台帳」から 10 件サンプルを抽出し、現物が実在していること及び現物に管理シールが正しく張り付けられていることを確認した。</p>	<p>備品台帳より 10 件サンプルで備品の現物の実在性及び備品の管理状況について確認したところ、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <p>➤ 備品管理と備品台帳との整合性について ((3) 監査の結果 ④【指摘】)</p>
<p>【現物管理】</p> <p>不要・不稼働物品が存在するかどうか質問し、該当がある場合には使用状況や保管状況を確認した。</p>	<p>不要・不稼働物品について確認の結果、不要・不稼働物品はないことを確認した。</p>
<p>【出納管理】</p> <p>施設での現金収納の有無について質問し、現金収納を行っている場合はその項目を把握し、「現金出納帳」を閲覧し幼保支援課長による検印の有無を確認した。</p>	<p>園で行われる現金収納は教材費、保育用品である。各々の現金出納簿を確認し、数件サンプルで証憑突合を実施したところ、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <p>➤ 出納管理について((3)監査の結果 ⑤【指摘】)</p> <p>➤ 出納簿収入欄について((3)監査の結果 ⑥【指摘】)</p> <p>➤ 教材費の預金利息について ((3) 監査の結果 ⑦【指摘】)</p> <p>延長保育料、スポーツ振興センター、遠足バス代については、市からの納付書により納入される。「金銭現金出納帳」を閲覧し幼保支援課長による検印の有無を確認した結果、問題となる事項は発見されなかった。</p>
<p>【出納管理】</p> <p>未収となっているものの有無を確認し、該当取引がある場合、本庁で督促の状況を確認した。</p>	<p>現在、長期滞納者はおらず未収となっているものはないことを確認した。</p>
<p>【出納管理】</p>	<p>現金収納したものの金融機関への入金処理が翌日</p>

監査要点及び実施した手続	実施結果
現金収納したものの入金処理が翌日となるような場合の現金の保管状況を質問により確認した。	<p>以降となるような場合には、厳重に耐火金庫に保管していることを確認したが、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <p>➤ 現金の保管について ((3) 監査の結果 ⑧【意見】)</p>
<p>【購買管理】 教材費を実費徴収し、施設において教材を購入した場合、購買手続が適切に行われていることを確認した。</p>	<p>教材費の購買に関して資料等を閲覧した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <p>➤ 教材費の預金利息について ((3) 監査の結果 ⑦【指摘】)</p> <p>➤ 教材費等の購入申請・購入物確認について((3) 監査の結果 ⑨【意見】)</p> <p>物品納品時に検収確認を実施していることを確認したが、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <p>➤ 物品の納品検収について ((3) 監査の結果 ⑩【意見】)</p>
<p>【購買管理】 令和 6 年度の購買取引から 1 件サンプルを抽出し、福島市財務規則に則り適切に処理されていることを確認した。</p>	<p>1 件サンプルを抽出し、財務会計システムにて福島市財務規則に則り事前申請等の手続を行っていることを確認した。なお、その過程で「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <p>➤ 物品の納品検収について ((3) 監査の結果 ⑩【意見】)</p>
<p>【購買管理】 施設側で管理している現金の有無について質問し、施設側で管理している現金がある場合、その内容と残高管理の状況、保管状況等を確認した。</p>	<p>施設側で管理している現金はクラス毎の教材費であり、残高管理の状況、保管状況等について確認した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <p>➤ 出納管理について((3) 監査の結果 ⑤【指摘】)</p> <p>➤ 出納簿収入欄について((3) 監査の結果 ⑥【指摘】)</p> <p>➤ 教材費の預金利息について ((3) 監査の結果 ⑦【指摘】)</p> <p>➤ 現金の保管について ((3) 監査の結果 ⑧【意見】)</p>
<p>【その他】 下記事項について質問を実施し、問題点の有無を把握した。</p>	<p>次の事項を質問及び関連資料閲覧により確認した。 【要望や苦情への対応等について】 利用者（保護者）からの要望や苦情については口頭</p>

監査要点及び実施した手続	実施結果
<p>①利用者（保護者）からの要望や苦情をどのように把握しているか。</p> <p>②記録簿等、管理記録があるか。</p> <p>③利用者（保護者）からの要望や苦情への対応はどのように対応・記録しているか。</p> <p>④施設の運営において現在抱えている課題や問題点はあるか。</p> <p>⑤指導監査（行政監査）、第三者評価を受けているか。</p>	<p>や電話、連絡アプリで把握する。重要な要望や苦情があった場合には、苦情要望管理簿に記載し、市に対応を相談することになっており、施設内に意見箱も設け、入所のしおりにも窓口になる連絡先を記載している。なお、現時点で重要な問題になるような事項はないことを確認した。</p> <p>【施設運営における課題や問題点】</p> <p>施設運営における課題や問題点に関して、事務や人員について現在特に問題はないが、園舎が春日園舎、東園舎の2カ所に分かれていることによる職員間のコミュニケーションの取り方に課題があると考えているとのことであった。</p> <p>園児数は、定員195名に対し現139名が在籍している。定員数は、市の過去の条例のままであることから、少子化の進展により定員数に満たない現状が続いており、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <p>➤ 定員数について（（3）監査の結果 ⑩【意見】）</p> <p>【外部の監査について】</p> <p>定期監査（2年に1度で監査課監査（会計監査））、福祉監査課の施設監査（保育関係）が行われるが、資料を閲覧し直近で重要な指摘等ないことを確認した。</p>

（3）監査の結果

① 庶務事務システムへの入力について【意見】

当園における庶務事務システムにおける入力は以下の流れとなっている。

- ア 時間外勤務に関しては、各自が施設長に口頭で伝え施設長は私的備忘メモに記載する。また、年次有給休暇に関しては、各自が「年次有給届出票」に記載して申請する。
- イ 年次有給休暇に関しては施設長が書類上で確認する。
- ウ 施設長は、時間外勤務に関しては前述のメモ、年次有給休暇に関しては前述の書類をもとに、庶務事務システム上で代理申請を行った上で承認する。
- エ 幼保支援課長が承認後、「勤務実績簿」が確定する。

本庁のこども未来部の場合、ア、イの流れはなく、ウにおいて、各自が時間外勤務や年次有給休暇の申請入力を行い上長承認後、エの流れとなる。これは一人1台のパソコンが貸与されていることが前提となっているからとのことである。

一方、当園での流れは、複数のパソコンはあるものの、庶務事務システムに入力可能なパソコンは限定されていること、また、シフト勤務の職員も多い園では、施設長が職員の勤怠状況を遺漏なく把握する意味もあり、現在の運用となっているとのことである。なお、今回、サンプルで「勤務実績簿」の時間外勤務と前述の私的メモを照合したところ、1件私的メモにはないが「勤務実績簿」にあるものが確認されたが、これは施設長が当日の口頭の申請を記憶しており、それに従って入力したとのことであったが、忘れたままの場合、申請入力されないリスクもある。以上の状況であるが、幼保支援課によれば、各園でも各自による事前申請が原則であるが、前述の理由から施設長による代理での申請による運用も容認されているとのことである。

しかし、庶務事務システムが導入された目的は、勤怠管理を効率化し、各自がより本来の業務に時間を振り向け、もって本来の業務の質の向上を図ることにあるものと考え。当園でも施設長が代理入力することで日々一定の時間がとられ、その時間を職員や園児のケアに振り向けられれば、より一層の保育の質の向上に資するものと考え。また、職員の勤怠状況の把握も庶務事務システム上でも行うことは可能と考える。

したがって、幼保支援課として、まずは、各園の運用実態を把握・検討し、入力可能なパソコンを整備した上で、方向性としては、各園においても、本庁と同様の運用を行うことが望まれる。

② 安全点検について【意見】

園では消防訓練に合わせて安全点検を実施している。安全点検は職員で実施し、「安全点検実施記録」に記録を行っている。「安全点検実施記録」を確認したところ、安全点検は職員1名で実施していることが分かった。点検の実効性と信頼性を高めるため、2名以上で点検することが望ましい。複数人で点検することで、1人では「異常なし」と判断しても、別の職員が危険に気づく場合もありお互いの確認作業を補い合えるだけでなく、安全意識や点検のノウハウも職員間で共有され、組織としての安全文化の醸成にも有用である。

③ 監視カメラの設置について【指摘】

こども未来部所管の市の公立保育所・認定こども園では、防犯・不審者対策として玄関や園庭等に2台の監視カメラの設置をしている。当園の場合、園舎は、東側、北側、南側が道路に面しているが、東側と2階の0歳児の部屋にカメラが設置されている。一方、園舎の北側と園庭のある南側には設置されておらず、死角が生じており、防犯対策上不備があると考え。

したがって、当園の他、各園の状況も把握した上で、各園2台までとは言わず、柔軟に必要な箇所にカメラを設置する点、早急に検討する必要があると考える。

④ 備品管理と備品台帳との整合性について【指摘】

監査時に備品台帳をもとに園内の備品の現物確認を行ったが、備品管理シールが見当たらない備品や、備品管理シール自体が相当古くなっており、文字が読み取れないもの、備品管理シールの物品番号が台帳登録番号と相違するもの等が発見された（下記⑥参照）。また園舎が春日園舎、東園舎の2カ所あり、備品台帳には設置場所が記載されているが、職員においてもどちらの園にあるのか不明であり該当物が確認できない備品も散見され、備品管理上問題点が散見された。監査時に数件確認しただけでも、備品台帳と現物の整合性に問題があり、現時点において園内備品と備品台帳との整合性に問題が生じている可能性が非常に高い。園では備品の現物確認を実施しておらず、備品台帳との整合性を確認する手続きを定期的に行っていないことも要因である。また、中央認定こども園は園舎が2箇所あるため、備品活用を踏まえ移動させることは問題ないが、短期的な移動であれば園内で管理簿等により所在を管理する、長期的に移動の場合には備品台帳の設置場所の変更を行う等の管理が必要である。

備品は市の公的資産であり、したがって福島市財務規則第243条に基づき現況を把握することが要求されており、その管理は非常に重要であることを再認識する必要がある。台帳に記載されている情報（物品番号・品名・数量・設置場所・取得日など）と現物を確認し、福島市財務規則に従い、年に1度は備品台帳と現物の整合性を確認する体制を構築すべきである。

福島市財務規則（管理の義務）

第243条 物品管理権者及び供用された物品を使用する職員は、法令の規定に従うほか、善良な管理者の注意をもってその事務を行い、及び物品を使用しなければならない。

⑤ 出納管理について【指摘】

教材費は保護者より月300/人を預かっており、クラス毎の通帳に預け入れ、教材費購入の都度預金より引き出しを行っている。教材費の出納管理のためクラス担当職員が出納簿を記入しているが、出納簿と通帳残高の一致の確認は年度末のみであった。年度末の残高確認は教材費残高が0円になっていることの確認が中心であった。客観的な銀行記録である通帳と内部記録である出納簿を照合することで、内部記録が正しく記載されているか確認でき、出納簿の記帳漏れや誤り、あるいは不明金等を早期に発見することが可能となり、内部の管理面においても不正抑止力に繋がる。預け入れや出金の都度、及び月次で出納簿と通帳残高と一致を確認する体制を構築すべきである。

⑥ 出納簿収入欄について【指摘】

教材費出納簿の収入欄について確認したところ、保護者全員から納入された場合のあるべき収入金額のみが記載されているクラスがあった。出納簿は現金や預金の出入りを正確に記録・管理するためのものであり、いつ、誰が、何のために、いくら動かしたかを明確にすることで、現金や預金残高の動きを正確に把握できる。そのため収納すべき金額を記載するのではなく、現金収納した日に収納した金額、つまり事実を記入しなけれ

ばならない。さらに、金融機関への預金預け入れにより預金利息が発生しこれも収入となるが、出納簿収入欄に記載されていないクラスが発見された。これは通帳を確認していないことが要因である。出納簿の意義を今一度認識し、管理のため事実に沿った記載を行う必要がある。

⑦ 教材費の預金利息について【指摘】

教材費を預けて発生した預金利息は、園児・保護者からの預かり金であり、教材費に属する資金として処理されることに異論はない。クラス毎の教材費出納簿を確認したところ、一部クラスの出納簿において利息収入が記載されず、その後の出金額にも利息収入が含まれないまま、年度末残高は 0 円となっていた。しかし、通帳では利息分を含めて出金されており、同様に年度末残高は 0 円となっており出納簿と通帳の整合性が確認できず、利息分の通帳出金額の所在が不明であった。利息とはいえ保護者からの預かり金であり、不明金が発生したことは非常に重大な問題である。このような事態が起こらないよう、出納管理体制の見直しが必要である。

⑧ 現金の保管について【意見】

現金収納が行われた際には、盗難・紛失の防止のためにも速やかに金融機関へ預け入れすべきであるが、事務の効率性も踏まえ、ある程度現金が集金されてから預け入れを行う場合があり、その際は現金が数日間金庫に保管されている。金庫の保管は鍵の管理等も適切に行っていたが、現金が園内に保管されている場合、盗難・紛失のリスクが常に存在し、たとえ金庫に保管されているから安全というわけではなく、金庫の鍵の管理やルール徹底、日々の現金実査を怠ってはならず、事務管理において相当の管理監督体制の強化が必要である。現状では、金庫保管期間について園内で明確なルールはなく、事務の効率性も重要ではあるが、現金の性質を踏まえ、園内で保管管理ルールを明確にした上で、現金については速やかに預け入れすることが望ましい。

⑨ 教材費等の購入申請・購入物確認について【意見】

教材費の購入については、クラス担当の職員が購入しており、園長が事後的に出納帳と証憑を確認しており、特に事前の承認や購入物の確認は行われていない。クラス担当の職員がクラスを運営するために必要な教材等を把握していることから、購入について一定の権限が付与されることについて問題ないと考えますが、事前申請や購入物の確認がない場合、購入が個人の判断のみで完結することから、購入の必要性や妥当性を検証できないだけでなく、私的利用の不正が生まれやすい環境もできてしまう恐れがある。事前申請、購入物の確認についてルールを定め、組織体制を強化することが望ましい。

⑩ 物品の納品検収について【意見】

購買取引においては、原則として発注者と納品検収者は別の者であることが重要であ

る。納品検収は納品された物品内容が発注内容と合っているかを確認する手続きであり、支出前の最終確認としても非常に重要な行為である。また、発注者と検収担当者が同一である場合、購買取引を全て一人で完結することになり、内部牽制が効かず不正が起きやすい環境ができるだけでなく、納品内容の不備や数量違いを見落とす可能性も高くなる。今回の監査においてヒアリング等する限り、購買取引の園内における発注と納品検収に関し、前述のリスクがあることは特段意識されず同一職員が行う場合も多いようであり、園内における事務リスクの認識が希薄である印象を受けた。納品検収に対して事務リスクを認識し、内部牽制を強化することが望ましい。

⑪ 定員数について【意見】

園児数は定員 195 名に対し現在 139 名が在籍しており、定員数に対して約 7 割となっている。2号・3号認定については定員数になっているが、1号認定が定員数に大幅に達していない現状である。園の定員については条例で定められているが、設立当初の人口や需要を前提にしており、少子化で実際の園児数が減っている現状であっても、過去の条例のままの定員数であることから現状大幅に定員数に満たず、定員割れが常態化しているよう見えてしまっている。

市では今後幼稚園の統廃合計画が立案されており、この計画と合わせ少子化の影響を見極め、公立幼稚園の充足率と潜在需要及び私立幼稚園との競合関係を注視しながら、条例改正により実態に合った園の定員数の見直しを行う必要がある。

1-1-3. 公立幼児教育施設の現地視察 - 清水幼稚園

《施設写真》



(1) 概要

児童数 令和7年6月末現在
職員数 令和7年7月1日現在

幼稚園名	住所	児童数	職員数 (正職員)	職員数 (会計年度任用職員)
清水幼稚園	福島市南沢又字柳清水20-2	30	5	6

(2) 監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
<p>【勤怠管理】 「勤務実績簿」等を閲覧し勤務実態について残業が常態化しているなどの異常点がないか確認した。</p>	<p>職員の内、教育公務員は時間外勤務という概念がなく、「勤務実勢簿」を作成する庶務事務システムからは時間外勤務の状況は把握されない。しかし、実際の稼働時間を把握する必要性があり、そのためのシステムが用意され、それに各自が入力することで作成される「勤務時間一覧表」があり、その当年度上期分を閲覧したところ、異常点は確認されなかった。</p> <p>また、その他の職員に関してはサンプルにて、直近の9月又は10月の「勤務実績簿」を閲覧したところ、異常点は確認されなかった。</p>
<p>【勤怠管理】 「勤務実績簿」からサンプルで時間外勤務、年次有給休暇を抽出し、庶務事務システムで承認が適切に行われているかどうか確認した。</p>	<p>教育公務員及びその他の職員について、庶務事務システムで承認（教育公務員は年次有給休暇のみ）が適切に行われていることを確認した。</p>
<p>【安全管理】 「園舎内外・安全点検簿」を閲覧し、施設による安全点検の実施状況を確認し、問題となった設備等について、適時適切に対応（修繕や補修等）が行われていることを確認した。</p> <p>また、園舎・園庭の周囲や遊具の状況を確認し、安全面で問題となる箇所がないことを確認した。</p>	<p>【安全管理】 園では月1回、職員2名で安全点検を実施している。「園舎内外・安全点検簿」を確認し、点検が毎月適切に行われていることを確認した。</p> <p>遊具は職員が月次で点検を実施しているが、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <p>➤ 遊具の点検について（(3) 監査の結果 ①【指摘】） 防犯対策としての監視カメラは、設置されていない。玄関側は正面に事務室が配置されているため、不審者の侵入には対処でき、必ずしも監視カメラは要しないと思われる。しかしながら、反対側の園舎・園庭周囲に死角となり得る箇所が存在するが、監視カメラは設置されておらず、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <p>➤ 監視カメラの設置について（(3) 監査の結果 ②【指摘】） 園庭の囲いの一部に、園児が園庭外に容易に通り返ることが可能な部分があり、「監査の結果」に記</p>

監査要点及び実施した手続	実施結果
	<p>載した問題点が検出された。</p> <p>➤ 園庭の囲いについて ((3) 監査の結果 ③【指摘】)</p> <p>【修繕関係】</p> <p>月次安全点検に基づき、修繕を要する場合には福島市教育委員会に電子メールにて申請を行い、要望書を作成している。「要望書綴り」を閲覧し、園が内部月次点検に基づき適時適切に必要な修繕を要望していることを確認した。</p>
<p>【現物管理】</p> <p>事前に入手した「備品台帳」から 10 件サンプルを抽出し、現物が実在していること及び現物に管理シールが正しく貼り付けられていることを確認した。</p>	<p>備品台帳より 10 件サンプルで備品の現物の実在性及び備品の管理状況について確認したところ、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <p>➤ 備品管理と備品台帳との整合性について ((3) 監査の結果 ④【指摘】)</p> <p>備品の使用状況から備品管理シールが貼り付け不能と判断したものは、備品管理シールを別にファイル内で保管していたが、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <p>➤ 備品管理シールの貼り付けについて ((3) 監査の結果 ⑤【意見】)</p>
<p>【現物管理】</p> <p>不要・不稼働物品が存在するかどうか質問し、該当がある場合には使用状況や保管状況を確認した。</p>	<p>不要・不稼働物品について確認の結果、長期間未使用の不要・不稼働物品が発見され、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <p>➤ 不要・不稼働物品について((3)監査の結果 ⑥【指摘】)</p>
<p>【出納管理】</p> <p>施設での現金収納の有無について質問し、現金収納を行っている場合はその項目を把握し、「出納帳」閲覧し、サンプルで数件証憑突合を実施した。</p>	<p>【現金収納】</p> <p>園で実施している現金収納は、園のイベントに関する費用（遠足バス代、清水小学校への給食体験時の給食費、アルバム代）であり、各々の出納帳を作成している。出納帳を閲覧し、サンプルで数件証憑突合を実施した結果、問題は発見されなかった。</p> <p>【口座振替】</p> <p>諸経費（材料費、図書費、行事費、衛生費、牛乳代、PTA会費）は口座振替により入金される。保護者から口座振替による入金後、園の各経費の通帳に振替えられる。項目毎に出納帳、証憑が管理されてい</p>

監査要点及び実施した手続	実施結果
	<p>る。出納帳を閲覧し、園長及び主任が通帳との一致を確認していることを確認し、サンプルで数件証憑突合及び通帳との一致を確認した結果、問題は発見されなかった。</p> <p>【預かり保育料】</p> <p>預かり保育料については、預かり保育実績が市に送付され、市で該当する保護者宛の納付書が作成される。保護者は納付書で市に直接納入する。園で市へ預かり保育の実績を提示していることを確認した。</p>
<p>【出納管理】</p> <p>未収となっているものの有無を確認し、該当取引がある場合、本庁で督促の状況を確認した。</p>	<p>現在、長期滞納者はおらず未収となっているものはないことを確認した。</p>
<p>【出納管理】</p> <p>現金収納したものの入金処理が翌日となるような場合の現金の保管状況を質問により確認した。</p>	<p>現金収納したものの入金処理が翌日以降となるような場合には、厳重に耐火金庫に保管していることを確認したが、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <p>➤ 現金の保管について ((3) 監査の結果 ⑦【意見】)</p>
<p>【購買管理】</p> <p>教材費を実費徴収し、施設において教材を購入した場合、購買手続が適切に行われていることを確認した。</p>	<p>教材費は諸経費として口座振替により入金される。保護者から口座振替による入金後、各経費の通帳に振替えられる。出納帳、証憑が適切に管理・保管されており、園長又は主任が出納帳残高と通帳の一致を確認している。サンプルで数件証憑突合及び通帳との一致を確認した結果、問題は発見されなかった。</p> <p>クラス担当の職員が教材費を立替え購入する場合があるが、購入に際しての事前購入申請や購入物の確認は行われておらず、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <p>➤ 教材費等の購入申請・購入物確認について ((3) 監査の結果 ⑧【意見】)</p>
<p>【購買管理】</p> <p>令和 6 年度の購買取引について福島市財務規則に則り適切に処理されていることを確認した。</p>	<p>消耗品購入について、請求書までの書類（見積書、発注書、納品書等）は園で入手し、市に書類を提出し、市で予算執行を行っている。園では予算差引簿と同様の形式で出納帳を作成している。令和 6 年度</p>

監査要点及び実施した手続	実施結果
	<p>の出納帳及び計上根拠資料を閲覧しサンプルで数件証憑突合を行い、取引が適切に処理されていることを確認した。</p> <p>園内では、納品書及び領収書等の証憑を添付した書面により物品購入の申請を行っている。関連書類を閲覧し、主任及び園長の承認印があることを確認した結果、問題は発見されなかった。</p> <p>物品納品時に検収確認を実施していることを確認したが、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <p>➤ 物品の納品検収について((3) 監査の結果 ⑨【意見】)</p>
<p>【購買管理】</p> <p>施設側で管理している現金の有無について質問し、施設側で管理している現金がある場合、その内容と残高管理の状況、保管状況等を確認した。</p>	<p>諸経費は口座振替により入金される。保護者から口座振替による入金後、各経費の通帳に振替えられる。項目毎に出納帳、証憑が管理されている。出納帳を閲覧し、園長・主任が通帳との一致を確認していることを確認し、サンプルで数件証憑突合及び通帳との一致を確認した結果、問題は発見されなかった。</p> <p>クラス担当の職員が立替えて購入する場合があります、事前購入申請や購入物の確認は行われておらず、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <p>➤ 教材費等の購入申請・購入物確認について((3) 監査の結果 ⑧【意見】)</p>
<p>【その他】</p> <p>下記事項について質問を実施し、問題点の有無を把握した。</p> <p>①利用者（保護者）からの要望や苦情をどのように把握しているか。</p> <p>②記録簿等、管理記録があるか。</p> <p>③利用者（保護者）からの要望や苦情への対応はどのように対応・記録しているか。</p> <p>④施設の運営において現在抱えている課題や問題点はあるか。</p> <p>⑤指導監査（行政監査）、第三者評価</p>	<p>次の事項を質問及び関連資料閲覧により確認した。</p> <p>【要望や苦情への対応等について】</p> <p>利用者（保護者）からの要望や苦情は、口頭、電話及び行事等でのアンケート調査による把握が中心となっている。</p> <p>要望や苦情があった場合には、相談内容によって対応を検討することにしており、管理簿等は作成されていないが、職員間でも情報共有し、内容によって保護者へお便り等で情報提供を行い、また市に対応を相談することとしている。</p> <p>これまで利用者（保護者）からの重要な要望や苦情はないことから、特に管理簿等は作成されていない</p>

監査要点及び実施した手続	実施結果
を受けているか。	<p>が、万一重要な案件が発生した場合の対応については、適切に検討されていた。</p> <p>【施設運営における課題や問題点】</p> <p>園児数は定員 60 名に対し現 31 名が在籍している。定員数は、市の過去の条例のままであることから、少子化の進展や保護者のニーズの変化等により、定員数に満たない現状が続いており、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <p>➤ 定員数について ((3) 監査の結果 ⑩【意見】)</p> <p>【外部の監査について】</p> <p>定期監査 (4 年に 1 度で監査課監査 (会計監査))、2 年に 1 度学校訪問 (福島市教育委員会) で保育指導が行われる。直近の外部評価結果において、重要な指摘等がないことを確認した。</p>

(3) 監査の結果

① 遊具の点検について【指摘】

遊具の安全点検は、月 1 回職員 2 名で点検を行い危険な箇所がないか確認をしている。監査の際に園庭の遊具を確認したところ、遊具自体も相当老朽化している印象であり、錆や劣化により園児に危険と判断した損傷箇所にはビニールテープを巻いて応急的に補修している状況が散見された。園として職員ができる範囲で点検を行い危険がないように修繕補修を行っており園の対応は評価できるが、外部の専門業者による遊具点検は行っていないとのことであった。特に事故につながる遊具の破断や強度不足は、外からでは分からないことが多く、通常の安全点検では見落としやすい遊具の構造的な劣化や金属疲労、腐食内部の進行など、専門業者であれば計測器や専門知識で検出することが可能である。また外部の第三者による点検を加えることで、安全対策を尽くしている点で施設側においても透明性と説明責任が担保され、万一事故が起きた場合も、外部点検の記録が法的・社会的な根拠となり得る。

市では、未就学児を対象とする施設である保育所・認定こども園については、職員による月次の安全点検に加えて、年 1 回外部の専門業者による遊具の安全点検が行われている。しかし、同じ未就学児を対象とする施設である公立幼稚園では職員による遊具の安全点検しか行われていない。未就学児が使用する遊具の安全を担保する点において公立保育所・認定こども園と公立幼稚園には何ら違いはなく、安全面の確保に関して差があってはならない。公立幼稚園における遊具の安全点検に対し外部専門業者による点検について早急に検討すべきである。

市では、「福島市市立幼児教育・保育施設再編成個別施設方針 (令和 6 年 3 月、福島市・

福島市教育委員会)」において、教育上適正な集団規模確保のため、清水幼稚園を除いた公立幼稚園 9 園を統廃合する方針としており、清水幼稚園は、市の方針において唯一公立幼稚園として残す計画となっている。さらに令和 9 年度以降に 3 歳児保育の実施を検討するとのこともあり、施設の安全面はより重視されるべきである。今後の市の方針も踏まえ、施設の安全管理について検討すべきである。



② 監視カメラの設置について【指摘】

清水幼稚園では監視カメラが設置されていなかった。監視カメラは子どもの安全確保のために必須であると考え。特に園庭や出入口など、職員の目が届きにくい場所に対して設置することで、園児の事故防止、外部からの侵入者による事故・トラブルなど、もしもの時に状況を確認できる仕組みとして重要である。保護者にとっても安全に配慮している園であるという安心感が与えられ、さらに万一園内外で事故が発生した場合に、監視カメラ映像は重要な検証資料となり、事件・事故対応時の客観的記録が保存される点においても有用である。こども未来部所管の公立保育所・認定こども園では、死角になり得る箇所に対して 2 台の監視カメラの設置をすることになっているが、公立幼稚園では設置がされていないとのことであった。しかし、安全管理は、子供の発達段階に応じて考えるべきであり、まだ、体力もなく機敏な動きができない未就学児と小中学生を同等に扱うことはできないものとする。また、平成 14 年 11 月に文部科学省から出ている「学校施設の防犯対策について」の中でも、防犯監視システムの重要性についての記述がある。したがって、未就学児を預かる施設である公立保育所・認定こども園と公立幼稚

園には何ら違いはなく、安全面の確保に関して差があってはならないと考える。公立幼稚園における監視カメラの設置について早急に検討すべきである。

市では、「福島市市立幼児教育・保育施設再編成個別施設方針（令和6年3月、福島市・福島市教育委員会）」において、教育上適正な集団規模確保のため、清水幼稚園を除いた公立幼稚園9園を統廃合する方針としており、清水幼稚園は、市の方針において唯一公立幼稚園として残す計画となっている。さらに令和9年度以降に3歳児保育の実施を検討するとのこともあり、施設の安全面はより重視されるべきであり。今後の市の方針も踏まえ、施設の安全確保について検討する必要である。

③ 園庭の囲いについて【指摘】

園庭を確認したところ、園庭の囲いの一部が鎖のチェーン1本のみの箇所があり、子どもが容易に通抜けることが可能であると言わざるを得ない箇所があった。万一通抜けられた場合、すぐに駐車場と道路が広がっており、園児にとって非常に危険な場所であるため通抜けができないような囲いが必須である。幼稚園では対象が4、5歳児であり、言葉で伝えられる年齢のため園庭から出ないように指導しており、現在までに事故は起きていないとのことではあったが、施設として万一の事故が想定される箇所が存在すること自体が非常に問題である。園庭に容易に通抜けられる箇所が存在すれば、遊びに夢中になった園児が道路や駐車場に出てしまうことや、特に送迎時間や行事の時など混雑で目が行き届きにくくなる場面が想定され、子どもの安全が確保されない。また、不審者や動物、外部の子どもが入り込むといった外部からの侵入に対する危険も考えられる。園庭が駐車場に隣接していることから、園庭の安全管理について早急に検討すべきである。

市では、「福島市市立幼児教育・保育施設再編成個別施設方針（令和6年3月、福島市・福島市教育委員会）」において、教育上適正な集団規模確保のため、清水幼稚園を除いた公立幼稚園9園を統廃合する方針としており、清水幼稚園は、市の方針において唯一公立幼稚園として残す計画となっている。さらに令和9年度以降に3歳児保育の実施を検討するとのこともあり、施設の安全面はより重視されるべきである。今後の市の方針も踏まえ、施設の安全確保を徹底する必要がある。



④ 備品管理と備品台帳との整合性について【指摘】

監査時に備品台帳をもとに園内の備品の現物確認を行ったが、備品管理シールが見当たらない備品や、備品管理シール自体が相当古くなっており文字が読み取れないもの、備品管理シールの物品番号が台帳登録番号と相違するもの等が発見された。また備品自体は存在するが、備品管理シールがないため物品番号を確認できず、備品台帳において登録物が確認できないものも数件発見された。監査時に数件確認しただけでも、備品台帳と現物の整合性に問題があると考えられる現物が発見されており、現時点において園内備品と備品台帳との整合性に問題が生じている可能性が非常に高い。これは備品の現物確認を実施し、備品台帳との整合性を確認する手続きを定期的に行っていないことが要因である。

備品は市の公的資産であり、したがって福島市財務規則第 243 条に基づき現況を把握することが要求されており、その管理は非常に重要であることを再認識する必要がある。台帳に記載されている情報（物品番号・品名・数量・設置場所・取得日など）と現物を確認し、福島市財務規則に従い、年に 1 度は備品台帳と現物の整合性を確認する体制を構築すべきである。

福島市財務規則（管理の義務）

第 243 条 物品管理権者及び供用された物品を使用する職員は、法令の規定に従うほか、善良な管理者の注意をもってその事務を行い、及び物品を使用しなければならない。



⑤ 備品管理シールの貼り付けについて【意見】

監査時の備品の現物確認において、備品管理シールが貼り付けられていない備品が数件発見されたが、担当者に確認したところ、備品の使用状況によりシール貼り付け不能と判断した備品（例えば屋外で使用する備品や水を使用する備品等）については、該当する備品管理シールを別途ファイルで保管していたようである。シール貼り付けの可否や貼り付け不能である場合における備品管理シールの保管方法については施設事務担当者の各々の判断によるところが大きく担当者の異動等によって管理方法に相違が生じていることも見受けられ、管理方法に関して明確なルールが存在していないことが要因であると考えられる。

そもそも備品管理シールは、市の公共的な備品であることの証拠として、またその備品を適切に管理するため、原則備品に貼り付けられるべきものであり、安易に貼り付けないという判断が行われるようなことは望ましくない。備品の使用状況からどうしても

貼り付け不能なものが存在する場合であっても、担当者個人の判断に委ねられることなく、市としてどのようなケースが貼り付けられない判断になるのか、貼り付けない場合にどのように管理・対応すべきか一定の統一した共通のルールのもとに判断・管理ができる体制を構築することが望ましい。

⑥ 不要・不稼働物品について【指摘】

園内において、不要・不稼働物品として高圧洗浄機が2台発見された。これは新型コロナウイルスが蔓延した令和2年度に施設の要望ではなく、市が感染予防・衛生管理に必要と考え購入し園に登録された備品である。しかし、現時点まで2台とも未開封の状況であり、今後も使用見込みは不明であった。本来は物品購入の際には園の要望を確認して必要なものを購入すべきところ、市が当時感染対策の一つとして市の判断で購入した結果でもあるようだが、現状において市として行政資産の有効活用が図られていない状況であり、使用可能な施設に所管換え等の利活用可能性について検討がなされるべきである。今後このような不要・不稼働物品が発生することがないよう、備品購入は慎重に行うべきであり、また施設に長期間保管されることがないように、市として不要・不稼働物品について定期的に確認を行う等して、全庁的に効率的な備品の活用を行うことができる体制を構築する必要がある。



⑦ 現金の保管について【意見】

現金収納が行われた際には、盗難・紛失の防止のためにも速やかに金融機関へ預け入れをするべきであるが、事務の効率性も踏まえ、ある程度現金が集金されてから預け入れを行う場合があり、その際は現金が数日間耐火金庫に保管されている。金庫の保管は鍵の管理等も適切に行っていたが、現金が園内に保管されている場合、盗難・紛失のリスクが常に存在し、たとえ金庫に保管されているから安全というわけではなく、金庫の鍵の管理やルールの徹底、日々の現金実査を怠ってはならず、事務管理において相当の管理監督体制の強化が必要である。現状では、金庫保管期間について園内で明確なルールはなく、事務の効率性も重要ではあるが、現金の性質を踏まえ、園内で保管管理ルールを明確にした上で、現金については速やかに預け入れすることが望ましい。

⑧ 教材費等の購入申請・購入物確認について【意見】

教材費等の購入については、クラス担当の職員が必要なものを立替えて購入する場合があります。事後的に園長・主任で出納帳と証憑を確認している。立替え購入の場合には、特に事前の承認や購入物の確認は行われていない。クラス担当の職員が必要な教材等を把握していることから、購入について一定の権限が付与されることについて問題ないと考えられるが、事前申請や購入物の確認がない場合、購入が個人の判断のみで完結することから、購入の必要性や妥当性を検証できないだけでなく、私的利用の不正が生まれやすい環境もできてしまう恐れがある。事前申請、購入物の確認についてルールを定め、組織体制を強化することが望ましい。

⑨ 物品の納品検収について【意見】

購買取引においては、原則として発注者と納品検収者は別の者であることが重要である。納品検収は納品された物品内容が発注内容と合っているかを確認する手続きであり、支出前の最終確認としても非常に重要な行為である。また、発注者と検収担当者が同一である場合、購買取引を全て一人で完結することになり、内部牽制が効かず不正が起きやすい環境ができるだけでなく、納品内容の不備や数量違いを見落とす可能性も高くなる。今回の監査においてヒアリング等する限り、購買取引の園内における発注と納品検収に関し、前述のリスクがあることは特段意識されず同一職員が行う場合も多いようであり、園内における事務リスクの認識が希薄である印象を受けた。納品検収に対して事務リスクを認識し、内部牽制を強化することが望ましい。

⑩ 定員数について【意見】

園児数は定員 60 名に対し現在 31 名が在籍しており、定員数に対して約半分となっている。園の定員については条例で定められているが、設立当初の人口や需要を前提にしており、少子化で実際の園児数が減っている現状であっても、過去の条例のままの定員数であることから現状大幅に定員数に満たず、定員割れが常態化しているよう見えてしまっている。

市では今後幼稚園の統廃合計画が立案されており、この計画と合わせ少子化の影響を見極め、公立幼稚園の充足率と潜在需要及び私立幼稚園との競合関係を注視しながら、条例改正により実態に合った園の定員数の見直しを行う必要がある。

1-2. 公立保育所保育実施費—公立保育所運営費 工事請負費

事業の名称	公立保育所運営費～工事請負費		
所管部署	幼保支援課		
事業開始年度	不明		
事業の内容	保育施設の老朽化に伴う修繕工事及び空調機等の改修工事。		
財源	市（一般財源）		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	21,100	18,763	26,853
決算額（千円）	20,869	22,341	24,109
当初予算額と決算額との差額（千円）	231	▲ 3,578	2,744

(1) 総論

保育施設の老朽化対策は国の重点施策であり、こども家庭庁において「インフラ長寿命化計画（行動計画）（令和5年4月）」等により個別施設計画の策定・更新を推進するよう示されている。

これらの国の方針も受け、市では、子育て環境変化の現状を踏まえ、「福島市子育て支援系施設個別計画（平成30年10月（令和6年4月一部改訂）、福島市・福島市教育委員会）」を策定しており、全体再編方針（令和12年の目指す姿）として、①市内を東西南北の4区域に分け、区域ごとに拠点施設を公立で設置、②築50年以上の老朽施設は統廃合し、再整備するか民間施設へ機能を移す、③少子化の状況などを踏まえて、市全体でニーズと定員が見合うよう、公立保育所・こども園の定員を調整し、子どもの育ちのために必要な「集団」を作る規模が確保できるよう、公立幼稚園9園を統廃合し、認定こども園化又は民間施設へ機能を移すこととしている。

今回監査対象である「野田保育所」は総合評価として「福島市子育て支援系施設個別計画」において総合評価として運営が継続される園として「長寿命化」方針とされており、屋上防水改修工事については施設機能の維持のために重要性が高い修繕である。

(2) 監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
当該工事契約の予算執行に関する書類を確認し、予算消化のためのような、不要、不急、その他不適当と認められる工事の施工がないことを確かめた。	令和6年7月22日付の指名競争入札実施の予算執行伺書（工事）を閲覧した。入札日が令和6年8月8日、契約日が令和6年8月20日、工期が契約日から令和7年1月10日までとなっている。 工事内容は施設老朽化に伴う屋上防水改修工事であり、に関して、「福島市子育て支援系施設個別計画」や「福島市市立幼児教育・保育施設再編成個別施設方針」に基づき、市の子育て環境の在り方を踏まえ、長寿命化計画のもとで施設整備されるものであり、不要不急のものではなく、当該工事は市の計画

監査要点及び実施した手続	実施結果
	と整合するものであると判断した。
当該工事契約の方式決定及び相手方の選定が適法、かつ、妥当であるかについて、関連する書類により確かめた。	工事業者の選定に当たっては、屋上防水改修工事という専門性が高い工事であり、指名競争入札となっている。10者指名、5者辞退、最低価格の1者が落札され受注者が決定している。入札に係る一連の書類（発議書、入札書、仕様書等）及び入札の公告等を確認し、特に問題点は発見されなかった。
当該工事契約の契約締結について正当な承認を得ているかどうか、関連する書類により確かめた。	入札結果に基づく契約締結については、契約締結に係る発議書により適切な承認を得た上で契約を締結していることを確認した。
当該工事契約について、契約書が確実に、かつ、適時に締結されているかどうか確かめた。	工事契約は契約日が令和6年8月20日締結され、請負金額に応じた収入印紙が貼り付けられており、契約当事者の調印がなされていることを確認した。
当該工事契約の締結について契約条項が必要十分であるかどうか、契約金額が適正であるかどうか、契約保証金が適正に受け入れられているかどうか、契約変更等が妥当であるかどうか確かめた。	工事請負契約書の記載内容については、契約条項は過不足なく作成されており、契約金額も入札決定した金額となっている。設計金額は市で策定した設計書に基づいて設計されており、契約金額は設計金額以下で落札されている。契約保証金は金融機関又は保証事業会社の保証が付けられている。契約変更は、行われていない。
当該工事契約について、工事完成の時期、その他の契約の履行期限が守られているか、工事が設計図及び仕様書どおりに施工されているかどうか確かめた。	工事の進捗管理に関して、「中間検査復命書」、「中間検査結果調書」により適切に進捗状況が確認され、「福島市工事請負契約約款」に従い、中間前払金が請求・認定されていることを確認した。 完成時には「工事完成通知書（令和6年12月16日）」、「工事写真」が入手され、「請負工事竣工検査復命書（令和6年12月24日）」を確認し、工事請負変更契約書の工期以内で完成しており、その後の検査で仕様書どおりに施工されていることを確認した。
当該工事契約について、検査が的確になされているか確かめた。	完成時には「工事完成通知書」、「工事写真」が入手され、「請負工事竣工検査復命書」を確認し、契約の検査及び履行について適時、適切に確かめられていることを確認した。

(3) 監査の結果

監査を実施した結果、発見事項はない。

1-3. 公立保育所保育実施費－公立保育所 I C T 推進事業費

事業の名称	公立保育所 I C T 推進事業費		
所管部署	幼保支援課		
事業開始年度	令和2年度		
事業の内容	公立保育所及び市立幼稚園において、保護者との連絡や登降園管理などの一元管理ができる保育業務支援システム（コドモン）を活用し、保護者の利便性向上と保育士の負担軽減を図る。		
財源	市（一般財源）		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	13,542	13,542	13,173
決算額（千円）	13,542	13,542	13,173
当初予算額と決算額との差額（千円）	0	0	0

(1) 概要

同システムは令和2年10月に、保育施設における保護者に対する利便性の向上と保育士に対する負担軽減を目的として導入された。保護者向け専用スマホアプリ、帳票作成、登降園管理機能等を実装し、かつLGWAN-ASPサービスとしてJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）に認定されている唯一のシステムであったことにより選定に至り、その後同業者と継続して契約している。

令和6年度決算額は、システム使用料（5,162千円）のほか、登降園管理用端末機器等賃貸借（897千円）、保育業務支援システム用端末機器等賃貸借（4,619千円）、無線LAN機器賃貸借（2,495千円）の合算からなる。また、幼稚園に関しても、「市立幼稚園 I C T 推進事業費」において同システム使用料を計上している。なお、下記手続きでは、システム使用料（5,162千円）について実施している。

(2) 監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
関係書類の閲覧等により、契約の方式及び相手方の選定方法は適正であるかどうか確認した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠とする随意契約であるが、当初の導入経緯より継続して契約しており、特段の問題はないと判断した。
関係書類の閲覧等により、委託理由に合理性があるかどうか確認した。	保護者に対する利便性の向上と保育士に対する負担軽減が目的であり、委託理由には合理性があると判断した。
関係書類の閲覧等により、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になった	業務委託仕様書により委託事務に必要な項目、件数等は明確に示されていることを確認した。

監査要点及び実施した手続	実施結果
ているかどうか確認した。	
関係書類の閲覧等により、委託料の算定方法は適正かどうか確認した。	業務委託仕様書を検討して予定価格が設定されており、特段の問題はないと判断した。
関係書類の閲覧等により、委託契約は適法であり、支払は正確かどうかを確認した。	契約は適法であり、支払も契約条件どおりに行われていることを確認した。
関係書類の閲覧等により、委託料は業務の内容に対し適正な水準かどうか、及び委託先では業務コストの削減努力が行われているかどうかを確認した。	市の公立保育施設数と目的達成度から適正な水準と判断した。
関係書類の閲覧等により、当該委託契約は予定した業務目的達成に貢献しているかどうかを検討した。	保護者に対する利便性の向上と保育士に対する負担軽減の目的は十分達成されていると判断した。
監査対象年度（令和6年度）の業務委託に関する書類を確認し、委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているかについて確認した。	受託者からの報告により、業務内容の確認及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられていることを確認した。

（3）監査の結果

監査を実施した結果、発見事項はない。

2 福島型給食推進事業費

事業の名称	福島型給食推進事業費補助金		
所管部署	幼保支援課		
事業開始年度	令和2年度		
事業の内容	保育施設や幼稚園の給食における福島市産食材の使用により地産地消を推進するとともに、保護者の給食費負担軽減を行う。		
財源	市（一般財源）		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	74,513	65,517	65,892
決算額（千円）	49,425	60,140	61,460
当初予算額と決算額との差額（千円）	25,088	5,377	4,432

（1）総論

国では、「給食無償化」に関する課題の整理について（令和6年12月27日、文部科学

省)」において、「こども未来戦略方針（令和5年6月13日閣議決定）」の一環として、小中学校における学校給食費無償化を含めた子育て支援の課題を整理し検討しているが、市においても小中学校の学校給食における本市産米、果物、野菜、特産品等の使用拡大を図り地産地消を進めること、また給食費の保護者負担を軽減することを目的として、令和2年度より福島型給食推進事業を実施している。市においては小中学校だけでなく、保育施設等が提供する給食においても、福島市産食材の使用により地産地消を推進するとともに、保護者の経済的負担を軽減するため給食費の一部を補助することを目的として、「未就学児福島型給食推進事業補助金交付要綱」に沿って、補助対象となる市内の保育施設等に対し助成を行っている。

(2) 監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
<p>関係書類を閲覧し、交付要綱で定める事業及び交付先が補助対象になっていること、及び補助の公益的必要性を確認した。</p>	<p>福島型給食推進事業は「子ども・子育て新ステージ2020推進事業」（令和2年3月公表）に基づく市の行政目的であり、地産地消の推進と、幼稚園・保育所等の給食費に対する保護者負担軽減を目的とした子育て支援の一環として公益上の必要性があるものと判断した。</p> <p>交付要綱で定める補助対象事業は「福島型給食推進事業」、交付対象は福島市産食材の使用する給食を提供する保育施設等を経営する者又は当該保育施設等の長とされている。交付要綱で定める事業及び交付先が補助対象ではあったが、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 補助対象について((3)監査の結果 ①【指摘】) ➤ 補助要件の認定について((3)監査の結果 ②【指摘】) ➤ 補助対象施設の周知について((3)監査の結果 ③【指摘】) ➤ 補助金交付要件について((3)監査の結果 ⑤【指摘】) ➤ 補助要綱について((3)監査の結果 ⑥【指摘】)
<p>関係書類を閲覧し、補助金の申請、決定、交付等の手続が交付要綱に従い適切に行われているかを確認した。</p>	<p>福島型給食推進事業補助金に関する一連の資料を閲覧した結果、手続は交付要綱に従い行われていたが、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 補助要綱について((3)監査の結果 ⑥【指摘】)
<p>関係書類を閲覧し、補助金額の算定及</p>	<p>補助金額は交付要綱どおりに決定・交付され、交付</p>

監査要点及び実施した手続	実施結果
び交付時期は適切かを確認した。	<p>時期は補助事業の実施時期に対応した交付時期となっていたが、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <p>➤ 補助要綱について((3)監査の結果 ⑥【指摘】)</p>
関係書類を閲覧し、補助事業の実績報告は適切かを確認した。	<p>補助事業の実績報告について確認した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <p>➤ 補助事業の効果測定について((3)監査の結果 ④【指摘】)</p>
関係書類を閲覧し、補助交付先への指導・監督は適切かを確認した。	<p>補助交付先への指導・監督状況を確認した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <p>➤ 補助事業の効果測定について((3)監査の結果 ④【指摘】)</p>
関係書類を閲覧し、補助事業の効果測定及びそのフィードバックが適切かを確認した。	<p>補助事業の効果測定について、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <p>➤ 補助事業の効果測定について((3)監査の結果 ④【指摘】)</p>

(3) 監査の結果

① 補助対象について【指摘】

この補助金は、福島市産食材の使用により地産地消を進めるとともに、子育て支援策の一環として保護者の給食費負担の軽減を図ることを目的とする福島型給食推進事業の事業費補助金であり、「未就学児福島型給食推進事業補助金交付要綱」において、補助金の趣旨及び補助対象は以下のとおりとされている。

(趣旨)

第1条 保育施設等が提供する給食において、福島市産食材の使用により地産地消を推進するとともに保護者の経済的負担を軽減するため、福島市内の保育施設等に対し、福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年度規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象者)

第4条 補助金の交付対象は、次の各号のいずれにも該当する保育施設等を経営する者又は当該保育施設等の長（以下「補助事業者」という。）とする。

- (2) 提供する給食において、福島市産食材の使用により地産地消を推進する保育施設等
- (3) 市内利用者が負担すべき正規の給食費月額から利用者一人あたりの給食費軽減月額を差し引いて徴収する保育施設等、又は利用者負担額に給食費月額が含まれている場合は利用者負担額から利用者一人あたりの給食費軽減月額を差し引いて徴収する保育施設等

事業の目的に地産地消推進があるが、この補助金が地産地消推進にどの程度活用されているかについて非常に不明瞭な部分が多い（下記②【指摘】参照）。さらに、補助額は「利用者一人あたりの給食費軽減額を年間で合計した額（保護者の給食費負担軽減額）」とされており、この補助金の実態として全額保護者の給食費負担軽減に寄与している。交付要綱における補助金交付対象は「保育施設等を経営する者又は当該保育施設等の長」とされているが、補助金の実態からは対象施設を利用する保護者の給食費の負担軽減に対する補助であり、助成される対象は給食費負担軽減を受ける児童（その保護者）である。

この福島型給食推進事業は令和7年度においても継続されており、物価高騰等の影響が続く中、子育て支援の一環として今後も継続されることが想定される。補助金が保護者の負担軽減を趣旨としていることから、保護者の申請手続等の事務負担の軽減についても考慮するところであるが、他自治体の例でもあるように当該施設を利用する助成対象者に代わり、施設が代理受領することを委任状等で対応すること等も検討できる。補助金の本質と助成対象の実態を再確認し、申請手続面の実務上の対応を踏まえた交付要綱の検討が必要である。

② 補助要件の認定について【指摘】

福島型給食推進事業補助金の交付要件に地産地消を推進する施設という要件がある。この要件により、地産地消推進を行うと申請した保育施設に通う保護者は給食費の負担軽減がなされるが、申請しない施設に通う保護者の給食費の負担軽減は行われなくなる。したがって、保護者の負担軽減に差が生じることになり、市として補助金の交付要件としている地産地消推進の事業計画や実績報告に関して、認定・審査、実績確認が非常に重要である。

市がどのように地産地消要件の認定・審査、実績確認等を行っているのかについて確認した。施設から提示される事業計画書及び実績報告書には、福島市産の取り入れたい食材（取り入れた食材）及び食育活動が簡潔に記載されているのみであり、記載の具体性に乏しい施設が多く、このような計画や報告のみで市が地産地消要件の審査・認定、実績確認を適切に行えるか疑問であり、市の具体的な確認方法等については不明瞭であった。地産地消の実績においても令和6年度における補助対象施設の本市産農産物の使用実績の資料を確認したところ、令和6年度の補助対象施設68施設中、福島市産食材年間利用率10%未満が42施設、中には利用率0.2%という園もあり、ほとんどの園で食材使用実績率がかなり低い結果であった（下記④【指摘】参照）。この地産地消推進の補助要件について市の考えを確認したところ、「保育施設等の給食は必要な栄養をバランスよく摂取させることが何より重要であり、必要な福島市産食材が調達できないケースや、福島市産食材であると割高になるケースがある等もあり、補助金事業として各施設に福島市産食材の利用の意識付けを重視することを考えており、食材使用率については特段重視していない」とのことであった。そのため、極端な言い方をすれば、地産地消推進を行うと

申請して福島市産食材を月に1度でも使用すれば、その施設に通う保護者は給食費の負担軽減がされる構造となっている。

「福島市子ども計画（2025年3月）」において、福島型給食推進事業は、「福島市産のコメ・野菜等の使用を拡大することで、子どもたちの地産地消への意識を高めるとともに、本市産農産物の生産振興を図る」という事業目的を掲げている。当該補助事業を通して、福島市産食材を利用する意識は推進される面があり、食育活動により子ども達の地産地消への意識を高めることは有用であると考えますが、市の事業計画、交付要綱の趣旨からも本市産農産物の使用拡大・生産振興を図る点についても地産地消要件には含まれるはずである。

保護者の負担軽減に差が生じる要件であるにもかかわらず、地産地消要件の審査・認定、実績確認の手続きが不明瞭であり、地産地消要件の解釈が本来の事業の目的を満たしていない。このことは教育・保育の平等な環境を提供しておらず、恩恵の偏りが生じているように思える。地産地消を推進することは、地域経済の活性化や郷土理解といった食育に関する教育的効果も大きく非常に有用なことであり、そして有用であれば尚更のこと、市として重要なことは、市在住の園児に公平に教育・保育環境が整備されることである。市の給食費の保護者負担軽減は子育て家庭の家計支援を目的とした子育て支援施策の一環であり、仮に地産地消を要件とするのであれば、「福島市子ども計画（2025年3月）」で掲げている事業の趣旨を再度確認し、子育て支援が公平であるよう要件の審査・認定等を適切かつ透明化する体制を構築すべきである。

③ 補助対象施設の周知について【指摘】

未就学児に関する福島型給食推進事業については、保育施設等を利用する児童保護者への周知に関し、下記のとおり子育て支援ガイドブックに記載しており、監査対象年度である令和6年度までにホームページ等での周知は行われていない。

「福島市 認可保育施設 利用の手引き」

福島市独自補助！
福島型給食推進事業（ふくっこランチ応援プロジェクト）
地産地消に取り組む保育施設に在園中の福島市のお子さんは、副食費を月額1,700円軽減しています。

「福島市 子育て支援ガイドブック えがお」

★ 福島型給食推進事業 ～ふくっこランチ応援プロジェクト～
本市産食材を給食に使用し地産地消を推進するとともに、給食費月額1,700円を補助し保護者の負担軽減を図る事業です。対象は、事業の推進が可能な保育施設・幼稚園に通う、本市に住民登録がある児童です（申請不要）。

福島型給食推進事業補助金は、交付要綱において補助金交付対象者の要件として「福島市産食材の使用により地産地消を推進する保育施設等」という要件がある。この要件

を踏まえ、補助金申請している施設は市内保育施設全てではなく、一部の施設は申請していない状況である（令和6年度は対象96施設中、68施設が申請）。

上記の利用手引き等における「地産地消に取り組む」又は「事業の推進が可能な」保育施設という要件に関して、保育施設等を利用する者にとって、どの園が地産地消に取り組んでいるのか、事業推進が可能か判別不可能であるものの、市では令和6年度まで補助対象施設の情報が適切に開示されておらず、保護者自ら給食費が軽減される施設か否か、利用する施設に直接確認するしかない状況であった。また、上記のような利用手引きにおける抽象的かつ曖昧な記載により、保護者に当然に補助されるものと誤解を与えてしまうことも想定される。

現在、市では対象施設の情報開示に向けてホームページを作成中とのことであるが、開示される情報は前年度の補助対象施設であることが想定される。しかし、地産地消要件があるが故、前年度の補助対象施設が必ずしも継続して当年度も補助対象になるかについて確定できず、入園・進級の時期を考慮すると当年度申請の情報は開示不能であることから、開示情報として有用性に欠ける面がありあくまで参考情報の開示に過ぎない。情報開示にあたっては、利用者の目線での情報の開示となるよう検討していく必要がある。

④ 補助事業の効果測定について【指摘】

福島型給食推進事業補助金は、地産地消推進に取り組む保育施設等が補助対象要件になっているが、補助金が地産地消にどの程度寄与したか市において効果測定が適切にされているとは言い難い状況である。

福島型給食推進事業補助金については、交付要綱第1条において趣旨として「福島市産食材の使用により地産地消を推進するとともに保護者の経済的負担を軽減するため」と明示されている。また、「福島市こども計画（2025年3月）」において、地産地消に関して以下のように掲げられている。

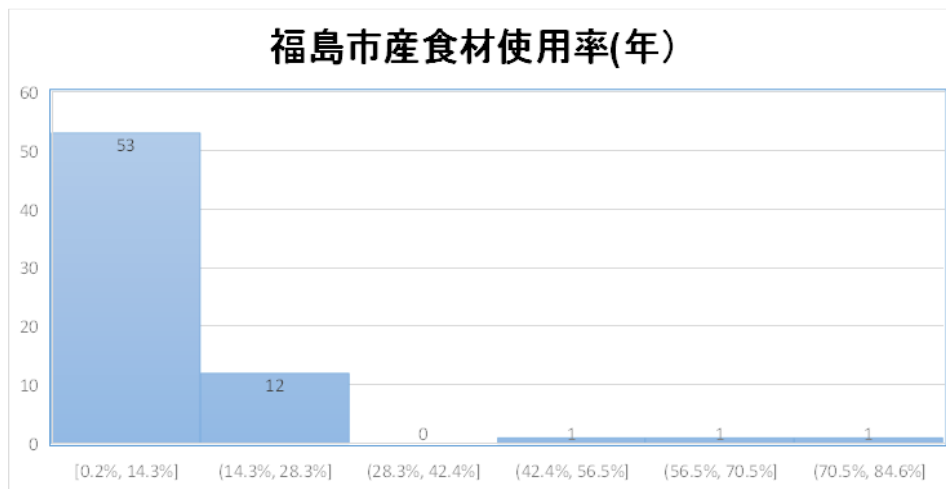
学校、幼稚園・保育所等の給食において、福島市産のコメ・野菜等の使用を拡大することで、子どもたちの地産地消への意識を高めるとともに、本市産農産物の生産振興を図ります。

市が計画として掲げている目的からも、この補助金事業については、①福島市産のコメ・野菜等の使用が拡大され本市産農産物の生産振興に寄与したか、②子どもたちの地産地消への意識を高まったかについての効果測定が必要である。

実績の確認については対象施設から実績報告があるが、使用した食材名や食育活動、成果報告として「地産地消への意識が高まった、保護者の理解が得られた」等、報告内容として箇条書き程度の漠然とした記載が多く、これをもって補助金活用による地産地消推進の効果の測定は困難である。補助対象施設の年間の福島市産食材使用率については、各施設から資料が提出されているが、市では各施設の資料が綴られて保管されているものの、これを基に施設間比較や前年使用率との比較といった分析等、この補助金により

本市産農産物の生産振興がどのように図られたか検証をしている証跡はなかった。また、令和6年度の福島市産食材使用率を確認したところ、補助対象施設68施設中、福島市産食材の年間使用率30%未満が65施設、内10%未満が42施設、中には使用率0.2%といった施設もあった。この補助金は、地産地消を推進する施設という交付要件であることから、あまりにも低い使用率について全く問題はないとは言えないこともあるものの、例えば使用率が前年度以前と比べ上昇しているような場合には地産地消に対して事業目的を達成しているとも考えられるが、上述のとおり市では前年度比較等の効果分析は実施していない。

【令和6年度 福島市産食材使用率/縦軸：施設数、横軸：使用率 (%)】



(出典：幼保支援課提供資料より監査人が作成)

担当課における地産地消要件の考え方は、保育施設等の給食は必要な栄養をバランスよく摂取させることが重要であり、必要な福島市産食材が調達できないケースや、福島市産食材であると割高になるケースがある等もあり、補助金事業として各施設に福島市産食材の利用の意識付けを重視するというものである。そのため、食材使用率については特段重要視していないようであったが(下記⑤【指摘】参照)、福島市子ども計画における「福島市産のコメ・野菜等の使用が拡大され本市産農産物の生産振興に寄与したか」という事業本来の目的の効果測定を行うにあたり、食材使用率は重要な数値であり、使用率を分析等せずしてこの補助金の効果測定は適切に行えないはずである。

効果の測定の方法として、例えば本市産の食材使用率について前年度や施設毎に比較・分析を行うことや、児童の反応や保護者の意識調査についてアンケートや食べ残し調査等を行うことが考えられる。実績検証・分析等の適切な効果の測定及び成果の確認を行うことにより、事業改善へ繋げていく体制を構築すべきである。

⑤ 補助金交付要件について【指摘】

「福島市子ども計画(2025年3月)」において、福島型給食推進事業は以下のように記載されている。

基本施策 3 保育・教育環境の充実と質の向上

具体的施策 (2) 保育・教育の質の充実

福島型給食推進事業

(概要)

学校、幼稚園・保育所等の給食において、福島市産のコメ・野菜等の使用を拡大することで、子どもたちの地産地消への意識を高めるとともに、本市産農産物の生産振興を図ります。

基本施策 3 子育て家庭等への経済的支援

具体的施策 (1) 子育て家庭への経済的支援の充実

福島型給食推進事業による給食費の負担軽減

(概要)

学校、幼稚園・保育所等の給食において、福島市産の米・野菜等の使用を拡大し、地産地消への意識を高め、本市産農産物の生産振興を図るとともに、給食費を助成し、保護者負担の一部を軽減します。

今回の補助金事業は、福島型給食推進事業の交付要件に、地産地消推進要件を絡めたことで本来の事業目的が不明確になっている。

補助金の交付要件である地産地消要件について市の担当課へ確認したところ、「栄養素や使用する食材など、子どもの発達を考えた献立作成を最優先とする中では、市産食材を調達できない（そもそも使用したい食材に福島市産がない、福島市産だと割高になり他の食材調達に影響が出てしまう等）ケースが多々あり、本事業においては、地産地消、特に市産食材を取り入れる意識を持つきっかけとなり、可能な範囲で一品でも多く市産食材を使用いただくことを目標としている」とのことであった。市における福島型給食推進事業の本来の目的を踏まえれば、「福島市産食材が調達できないケースや、福島市産食材であると割高になるケース」があるというのであれば、地産地消推進事業として、本来ここに補助を行うべきである。しかし、補助額は「利用者一人あたりの給食費軽減額を年間で合計した額」、すなわち保護者の給食費負担軽減額である（上記①【指摘】参照）。また、地産地消推進の意識付けを主目的とするという市担当課の解釈から、地産地消推進する施設が交付要件であるものの、食材使用率等の地産地消推進効果に対する分析が行われず（上記④【指摘】参照）、補助金申請時の認定・審査方法（上記②【指摘】参照）についても、地産地消という要件に対する市の対応が不明瞭である。子どもの発達を考えた献立作成を最優先とする市の考えは重要であるが、市の掲げる事業目的を踏まえて補助金要件を成立させるためには、食材使用率を度外視する解釈は適切とは言えない。以上より、地産地消推進を補助金の交付要件として補助対象施設を限定することの合理性に疑問が生じる。

地産地消推進と保護者負担軽減を一事業として両立させることは不可能ではないであろうが、例えば地元食材は輸入品・遠隔地食材に比べて高めの価格がつくことがあると

いったコスト面や供給の不安定さ等、一事業として両立については相反する面が想定され、地産地消によるコスト上昇分が補助金で相殺されなければ、保護者負担がむしろ増える可能性もあり、これらを両立させるにあたっては相当慎重に補助事業設計を行う必要がある。地産地消推進と保護者負担軽減を両立している自治体もあるようだが、地元農業振興と給食制度拡充等を相互補完的に設計しなければ事業の趣旨が曖昧になり両立は難しい。

市では補助要件に地産地消推進を取り入れたものの、保護者負担軽減が重視され、地産地消要件の審査、認定、モニタリング、効果測定などの手続きが非常に曖昧となっている。市が掲げている事業の本来の趣旨を踏まえた上で、地産地消推進と保護者負担軽減を一事業とし、地産地消推進の要件が保護者負担軽減補助の制度として両立できる事業内容であるのかについて再度検討する必要がある。

⑥ 補助要綱について【指摘】

「未就学児福島型給食推進事業補助金交付要綱」において、補助対象者は以下のよう
に記載されている。

(補助の対象者)	
第 4 条 補助金の交付対象は、次の各号のいずれにも該当する保育施設等を経営する者又は当該保育施設等の長（以下「補助事業者」という。）とする。	
(2) 提供する給食において、福島市産食材の使用により地産地消を推進する保育施設等	
(3) 市内利用者が負担すべき正規の給食費月額から利用者一人あたりの給食費軽減月額を差し引いて徴収する保育施設等、又は利用者負担額に給食費月額が含まれている場合は利用者負担額から利用者一人あたりの給食費軽減月額を差し引いて徴収する保育施設等	

一方、「未就学児福島型給食推進事業補助金交付要綱」の別表では、対象者等につき以下のように記載されている。

(別表)

対象者	利用者	実施期間	利用者一人当たりの給食費軽減月額	補助金の額
第 2 条 第 1 項 (1) アからキに掲げる施設	満 3 歳以上の給食費の負担をしている者	令和 4 年 4 月分から 6 月分まで	月額 1, 0 0 0 円	利用者一人あたりの給食費軽減額を年間で合計した額
		令和 4 年 7 月分から	月額 1, 7 0 0 円	
第 2 条 第 1 項 (1) クに掲げる施設	全ての給食費の負担をしている者	令和 4 年 4 月分から 6 月分まで	月額 1, 0 0 0 円	
		令和 4 年 7 月分から	月額 1, 7 0 0 円	
第 2 条 第 1 項 (1) アからキに掲げる施設	満 3 歳以上の給食費の負担を免除されている者	令和 4 年 7 月分から	なし	利用者一人あたり月額 5 0 0 円を年間で合計した額
	満 3 歳未満の者			

上記別表における「満3歳以上の給食費の負担を免除されている者」及び「満3歳未満の者」について、「利用者一人当たりの給食費軽減月額」は「なし」とされており、「補助金の額」について「利用者一人あたり月額500円を年間で合計した額」と記載されている。

交付要綱第4条3項において、補助金交付要件として「給食費月額から利用者一人当たりの給食費軽減月額を差し引いて徴収する保育施設等」があるが、別表に記載されている「満3歳以上の給食費の負担を免除されている者」及び「満3歳未満の者」については、そもそも給食費として保護者負担がない者であり、保育施設等が給食費として徴収していない。そのため「給食費軽減月額を差し引いて徴収する保育施設等」の交付要件を満たしていないことになる。交付要綱内にこの要件に関する例外的記載は見当たらず、別表で突如記載されている補助額となっている。この点について担当課に確認したところ、「満3歳以上の給食費の負担を免除されている者」及び「満3歳未満の者」については、給食費としての保護者負担がないため、利用者一人あたり月額500円を保育施設へ直接補助しており、補助理由としては、高騰する食材費の増額分を施設へ補助し、給食の質と量を確保し、間接的に保護者の負担軽減を図る目的であるとのことであった。

「福島市こども計画（2025年3月）」では、福島型給食推進事業は以下のように記載されている。

基本施策3子育て家庭等への経済的支援

具体的施策(1)子育て家庭への経済的支援の充実

福島型給食推進事業による給食費の負担軽減

(概要)

学校、幼稚園・保育所等の給食において、福島市産の米・野菜等の使用を拡大し、地産地消への意識を高め、本市産農産物の生産振興を図るとともに、給食費を助成し、保護者負担の一部を軽減します。

この事業における「保護者負担軽減」とは「給食費を助成」することであるが、これを拡大解釈し、そもそも給食費として保護者負担がない者に対し、「高騰する食材費の増額分を施設へ補助し、給食の質と量を確保し、間接的に保護者の負担軽減を図る」ことが給食費を助成することに含まれるか、また園に補助することにより実際に給食費が徴収されていない保護者の経済的負担が軽減されたのかについて、どのように効果測定が可能か疑問である。市では保護者に間接的に補助しているという認識ではあるようだが、保護者負担軽減についてその効果の測定はなされていない。

補助要綱において明確に記載されている交付要件を満たさず、補助事業の趣旨である保護者の給食費の負担軽減に関し拡大解釈されている部分が混在した交付要綱となっている。これらを適切に整理した上、補助要綱の見直しが必要である。

3 福島市特色ある幼児教育・保育推進事業費補助

事業の名称	福島市特色ある幼児教育・保育推進事業費補助金		
所管部署	幼保支援課		
事業開始年度	令和2年度		
事業の内容	子どもたちの豊かな創造性や感性を育むため、個性豊かで特色ある幼児教育・保育プロジェクトを実施する私立の認可保育施設・幼稚園に対して補助金を交付する。 またプロジェクトを市内外に広く発信するため、事例集や広報動画の作成、さらに広報動画をYouTubeで広告配信するなど、広報活動を行う。		
財源	市（一般財源）		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	12,726	8,261	8,573
決算額（千円）	7,388	6,565	7,226
当初予算額と決算額との差額（千円）	5,338	1,696	1,347

(1) 総論

「特色ある幼児教育」については、国においても重要な政策課題として位置づけられており、子ども・子育て支援制度や幼児教育推進体制強化などを通じて、各園が地域や理念を生かし、創意工夫を凝らした多様で質の高い教育の実践を行えるよう支援が進められている。国の方針を受け、各自治体においても特色ある幼児教育推進支援事業等を行っており、市においても、「子ども・子育て新ステージ2020」の事業の一つとして、私立の幼稚園・保育施設の個性豊かで特色ある幼児教育・保育の取り組みを行う対象プロジェクトに対し、市独自の支援を行っており、子どもたちの創造性や感性を育む特色ある教育・保育を推進する施設の魅力ある取り組みをホームページやYouTube等で県内外に発信している。

選考要件としては、以下の5項目があり、選考委員会で選考される。

- ① 共生社会を目指す教育・保育
- ② 自然環境を生かした教育・保育
- ③ 心身の健康増進及び身体機能向上を目指す教育・保育
- ④ 芸術・文化・伝統に関する教育・保育
- ⑤ ICTの活用、地域との連携事業などその他特色ある教育・保育と認められる事業

対象施設の選考は「福島市特色ある幼児教育・保育推進事業選定委員会」で行われ、補助金額は120万円を上限として1施設又は1グループあたり事業費の2分の1を補助（事業開始4年目以降は30万円を上限として事業費の2分の1を補助）される。

(2) 監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
関係書類を閲覧し、交付要綱で定める事業及び交付先が補助対象になっていること、及び補助の公益的必要性を確認した。	特色ある幼児教育・保育推進事業は「子ども・子育て新ステージ2020 推進事業」（令和2年3月公表）に基づく市の行政目的であり、外国語や芸術・文化活動等を通して、豊かな創造性や感性を育む教育を推進する幼児教育・保育施設を支援し、子どもたち

監査要点及び実施した手続	実施結果
	<p>一人ひとりが持つ能力を伸ばすことを目的とした子育て支援の一環として公益上の必要性があるものと判断した。</p> <p>交付対象の選考については、「福島市特色ある幼児教育・保育推進事業選定委員会設置要綱」に基づき、選定委員会による審査により適正に選考されていることを確認した。</p>
<p>関係書類を閲覧し、補助金の申請、決定、交付等の手続が交付要綱に従い適切に行われているかを確認した。</p>	<p>特色ある幼児教育・保育推進事業補助金に関する一連の資料を閲覧した結果、交付要綱において必要とされる書類は徴求されており、手続は交付要綱に従い適切に行われていた。</p>
<p>関係書類を閲覧し、補助金額の算定及び交付時期は適切かを確認した。</p>	<p>補助金額は交付要綱どおりに算定・交付されていることを確認した。</p>
<p>関係書類を閲覧し、補助事業の実績報告は適切かを確認した。</p>	<p>実績報告書等を閲覧した結果、実績報告は適切に徴求・保管されており、実績報告を受け決定額と過不足が生じた場合は補助要綱に従い変更申請が行われ補助金が決定されていることを確認した。</p>
<p>関係書類を閲覧し、補助交付先への指導・監督は適切かを確認した。</p>	<p>実績報告に伴い、補助対象経費となる支出項目については全額領収書等入手して照合していることを確認した。</p>
<p>関係書類を閲覧し、補助事業の効果測定及びそのフィードバックが適切かを確認した。</p>	<p>市のホームページにおいて、選定された各園の特色ある幼児教育の取り組みをPR冊子やPR動画として、写真や動画を掲載し具体的に紹介しており、豊かな創造性や感性を育む教育を推進する幼児教育・保育施設を支援するという事業目的について市としてフィードバックを行っている判断したが、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <p>➤ 補助事業の効果測定について（（3）監査の結果 ①【意見】）</p>

（3）監査の結果

① 補助事業の効果測定について【意見】

市では事業の実績報告を受け、各園の特色ある幼児教育・保育事業の取り組みについてホームページにおいて具体的に写真や動画を用いて公表しており、各園の特色ある取り組みが分かりやすく伝えており、他園に対し特色ある幼児教育の普及に展開される内容であると考えられ、市のこれらの対応は非常に評価できるものである。

特色ある幼児教育・保育推進事業における効果測定については、各園の理念・実情によるところや、幼児期という発達のペースや関心、特性等の個人差が特に強い段階において決して定量的指標で測定できるものではないことから、事業評価の測定しようとする評価項目は多岐に渡る項目になるが、目指すところは「子ども・子育て新ステージ2020推進事業」（令和2年3月公表）に記載されているように、豊かな創造性や感性を育む教育を推進する幼児教育・保育施設を支援し、子どもたち一人ひとりが持つ能力を伸ばすことにある。そのためには、事業を実施することだけでなく、事業を実施した中における改善事項を次に繋げることも重要である。選定される各園は当該事業を継続している園が非常に多く、前年度の事業実施に対する改善事項が存在する場合、市としても改善事項について報告を受け共有することで、より質の高い幼児教育・保育が実践され、子どもたち一人ひとりが持つ能力を伸ばすことに繋がっていくと考える。継続事業において事業実施に対する改善事項が存在する場合、次年度計画に改善策が反映されているかについて選定の際に確認すること等も事業目的達成のためより効果的であると考え。

以上